

刑法総論に関する裁判例資料

— 違法性及び違法性阻却；正当行為等 —

中 村 秀 次

本資料は、違法性及び違法性阻却事由につき、一般的にいわゆる正当行為（違法一般、法令行為、業務行為、争議行為等）に関すると思われる裁判例を取り上げており、一般的に教育、研究の資料として参考に供されることを意図している。判示事項、事実関係の概要、判決要旨（決定要旨）、判決理由（決定理由）の項目に分けて、適宜取捨するなどして配列したものである。単純な資料であり、本体部分に解説などは特に付していない。一部、関連性に疑問のあるものもあるが、そのまま収録してある。

本資料に掲げた裁判例は、おおむね平成20年12月までに公刊された判例集その他に登載されたものによっている。その際、主要なものについては、以下の略語によっている。なお、大審院判例を原文のまま抜粋した箇所は、カタカナをひらがなに変え、適当に句読点を入れるなどした。

大判明42. 5. 21刑録15-622 明治42年5月21日大審院判決、大審院刑事判決録15輯622頁

最決平8. 3. 26刑集50-4-460 平成8年3月26日最高裁判所決定、最高裁判所刑事判例集50巻4号460頁

東京高判昭28. 7. 17高刑集6-7-902 昭和28年7月17日東京高等裁判所判決 高等裁判所刑事判例集6巻7号902頁

最大判 最高裁判所大法廷判決

刑録 大審院刑事判決録

刑集 大審院刑事判例集、最高裁判所刑事判例集

高刑集 高等裁判所刑事判例集

特報 高等裁判所刑事裁判特報、高等裁判所刑事判決特報

下刑集 下級裁判所刑事判例集

月報 刑事裁判月報

判時 判例時報

判タ 判例タイムズ

研修 研修（法総研）

(一) 大 審 院

1. 大判明41. 9. 18刑録14-769【福岡地裁小倉事件】

【事項】 権利行使と詐欺【事実】 Aは、資金調達の運動費その他甲のために立て替えた工事費等を合わせて多額の金員を支出していたため、甲に対しその請求をしようと欲したが、その立証をすることが困難であったところ、実際上は貸与したことがないが或る事情の下にAより金2500円を甲に貸与したものの如く装って作成された約定書が自己の手元にあったことをよいことに、之を利用して名を貸金弁済の請求に藉り資金の回収を意図し、内金1666円余の請求訴訟を福岡地方裁判所支部に提出し仮執行の宣言を付したA勝訴の欠席判決を受け、その執行として執達吏が保管していた海面埋築工事用石材競売得金125円余を受領した。原審（以下同様）、詐欺取財罪。債権の有無につき理由不備として破棄移送。【判旨】 詐欺取財罪は人を欺罔し之を錯誤に陥れ不正に財産を取得するに依りて成立す。故に仮令手段は欺罔に出づるも其の取得したる財産上に正当なる権利を有するときは犯罪を構成せず。

2. 大判明42. 12. 2刑録15-1691【徳島塩密売事件】

【事項】 権利行使（塩専売法違反幫助）【事実】 法定の塩売捌人Aは、該売捌人ではないBに塩を売渡し、且つ塩販売に関する委任状を交付して同人がその買い受けた塩を更に他に販売することを容易にした。塩専売幫助罪。棄却。【判旨】 塩売捌の権利を有する者と雖も之を利用して他人の犯罪行為たる塩の密売を幫助したるときは塩専売法違反犯罪（塩密売罪）の従犯を構成するものとす。

3. 大判明43. 2. 17刑録16-267【富山県庁詐欺事件】

【事項】 権利行使と詐欺罪の成立【事実】 Aは、富山県当局係員を欺罔して工事費補助金4926円余を富山県庁より受け取った。詐欺取財罪（他に公文書偽造罪・同行使罪を伴う。）。棄却。起訴事實は、Aは工事補助金4926円余を富山県庁より受取りながら4197円余を工事費として請負人に支払い残る728円余を横領したというものであった。【判旨】 苟も欺罔の手段に依り金円を騙取したる以上は仮令該金額中被告に於いて正当に受領すべきものあるも其の全部に付き詐欺取財の責任を免るることを得ず。

4. 大判明43. 10. 11刑録16-1620【一厘事件】

【事項】 被害の軽微性【事実】 旧煙草専売法下、農業Aは、政府に納入すべき葉煙草の葉一厘分を費消した。原審は専売法違反罪。破棄無罪。【理由】 抑も刑罰法は共同生活の条件を規定したる法規にして国家の秩序を維持するを以て唯一の目的とす。果して然らば之を解釈するに当りても亦主として其国に於て発現せる共同生活上の観念を標準とすべく、単に物理学上の観念のみに依ることを得ず。而して容細なる反法行為は犯人に危険性ありと認むべき特殊の状況の下に決行

せられたるものにあらざる限り、共同生活上の観念に於て刑罰の制裁の下に法律の保護を要求すべき法益の侵害と認めざる以上は之に臨むに刑罰法を以てし、刑罰の制裁を加ふるの必要なく、立法の趣旨も亦此点に存するものと謂はざるを得ず。

5. 大判大元. 11. 25刑録18-1421【佐世保1塊事件】

【事項】石塊の奪取と窃盗罪の構成【事実】Aは、B所有の畑地石垣付近にあった同人所有の石1個を領得した。窃盗罪。棄却。【理由】1塊の石と雖も苟も他人の所有に属する以上は其の経済的価値の如何を問わず刑法に所謂財物として法の保護する目的たることを失わず。

6. 大連判大2. 12. 23刑録19-1502【43銀行事件】

【事項】権利行使と詐欺恐喝【事実】Aは、予て43銀行岩出支店と小口当座預金取引を為し、差引残高3百円の預金となっていたところ、大正2年1月4日同本店に至り、係員に通帳を提示し全部の払戻を受けたい旨申し出たところ、係員は通帳記載の差引残高3百円を3千円と誤認した。Aは、それを知って悪意を生じ係員の錯誤を利用して金3千円の払戻を受けようとし、殊更に3千円と答えたため、係員は通帳と共に金3千円をAに交付した。原審、3千円全額につき詐欺罪成立。破棄、2千7百円に付いて詐欺罪成立。【判旨】①他人より財物の交付を受け又は財産上の利益を領得すべき正当なる権利を有する者が、之を実行するに当たり欺罔又は恐喝の手段を用い義務者をして正数以外の財物を交付せしめ又は正数以上の利益を供与せしめたるときは、詐欺恐喝の罪は該権利の範囲外に於いて領得したる財産又は利益の部分に付いてのみ成立するものとす。②他人より財物又は財産上の利益を受領すべき正当の権利を有する者と雖も之を実行するの意思なく只名を其の実行に仮託し之を手段として相手方を欺罔し不正に財物又は利益を領得したる場合又は其の領得したる所以の原因が正当に有する権利と全然相異なる場合においては詐欺恐喝の罪は該領得したる財物又は財産上の利益の全部に付き成立するものとす。③犯人の領得したる財物又は利益の一部分に付き犯罪の成立を認むるが為めには其の財物又は利益が法律上可分なるを要するものとす。

7. 大判大3. 4. 29刑録20-673【大阪松の木事件】

【事項】権利行使と恐喝範囲【事実】甲は、A所有の松（価格1円未満）1本を抜き取って持ち帰ったが、Aは告訴の意思なく告訴すると脅して損害賠償名で45円を交付させた。恐喝罪。棄却。

【判旨】該所為は名を損害賠償に藉りて不当の利益を為したるものなれば、其の交付せしめたる金額全部に関し恐喝罪を構成するものとす。

8. 大判大4. 2. 9刑録21-81【佐世保軍港新聞事件】

【事項】正当行為を手段とする犯罪【事実】佐世保日々新聞を営業するAは、軍港新聞の業を妨げる目的で、佐世保軍港新聞と改題した。偽計業務妨害罪。棄却。【判旨】法令の禁止せざる行為と雖も犯罪の手段として之を行うに於いては犯罪を組成する行為と為るべきものにして之を犯罪より分離して観察すれば放任行為又は権利行為なるときと雖も之が為め罪の成立を妨ぐるもの

【資料】

に非ず。

9. 大判大4. 6. 22刑録21-879【土浦1塊事件】

【事項】窃盗罪の目的物と財物性【事実】Aは、神社本社内に安置された石塊を領得した。窃盗罪。棄却。【理由】物の経済的価値が寡少なりとするも苟も財産権の目的と為り得るに於いては其の物は窃盗罪の目的たるに妨なきものとす。…其の石塊も単だ路上の1岩石に非ずして神社内に安置せられたる物なりと認め得べく何れも法律上財産権の目的たるに適する。

10. 大判大5. 6. 15刑録22-1111【江東尋常小学校事件】

【事項】①小学校校長及び教員の懲戒行為の範囲②懲戒上の義務【事実】尋常小学校1年級担任訓導Aは、自己の受持教室において書方の授業中同校3年級生徒甲11歳が濫りにその教室に入ってきて生徒の書方並びにこれに対するAの評点を批評し授業の妨を為したため、その退出を命じたところ、退出しようとする際に不遜の挙動があったため、これに訓戒を加えようとしてその直立を命ずる為め甲の胸を掴み引っ張ったところ力余って甲を倒し頭部に腫瘤をまた下腿部に皮下溢血を生じさせた。業務上過失傷害罪。具体的な作為不作為の説示を欠くとして破棄移送。【判旨】①小学校令47条に依る校長の懲戒権は全校生徒に及ぶべきは勿論教員の懲戒権も亦児童が自己の担任せる学級に属すると否とに依りて消長を来すべきものに非ず。②小学校長及び教員が懲戒権を行うに当たりては其の職務上周到なる注意を用い児童の身体を傷つけ健康を害するが如き結果の発生を防止するの義務あるを以て此等の注意を怠り為めに傷害を与ふるときは刑法211条の制裁を免れざるものとす。

11. 大判大6. 10. 25刑録23-1126【大分前借恐喝事件】

【事項】権利行使と恐喝【事実】Aは、飲食店営業甲を脅して同人方抱え芸妓乙の前借金を減額させようと企て、甲と交渉した末乙をして自由廃業させ甲の料理屋営業が出来ないように踏み潰してやると放言し、甲を畏怖させて乙に財産上の利益を得させた。恐喝罪。棄却。【判旨】恐喝罪の手段として通知したる害悪の実現が假令違法に非ずとするも之を告知して不法に財産上の利益を得たる以上は恐喝罪を構成するものとす。

12. 大判大11. 11. 3刑集1-630【湧別恐喝事件】

【事項】権利実行の手段と恐喝犯罪【事実】Aは、甲がAの内縁の妻乙と姦通したという事実に基づき、転居の資金として甲に対し5000円を要求しこれに応じないときは告訴する旨並びに甲の妻丙及び甲の身体生命に危害を加えるべき気勢を示し、2500円の交付を約束させ、後日、2500円を交付せしめた。恐喝罪。棄却。【判旨】該所為は、権利の実行に非ずして人を恐喝して不法に財物を交付せしめたるものに外ならず。【理由】単に正当なる私法上の損害賠償の行使に付き単に脅迫を手段としたものと謂ふべからず。…金員の授受を約したる件は法律上自己の有する権利に基づくものに非ず。

13. 大決大13. 3. 5刑集3-178【溝部村不忘館事件】

【事項】権利行使と犯罪【事実】Aは、甲がAの妻甲と姦通したことを覚知し、大正10年8月14日自宅に甲を呼び、日本刀と猟銃を構えてまず甲を畏怖させその非行を白状させた末、同人の畏怖に乗じて現金・預金通帳を交付せしめ、Aに対する貸金債務を放棄するに至らせた。また、同年9月4日頃再び甲を自宅に招き、告訴する意思なきに拘わらず過日の金員だけでは足りない、姦通を告訴すると申し向けて金員の交付を受けた。原審、恐喝罪。原判決は権利実行の意思か恐喝の意思か不明として破棄差戻。【決旨】法律上他人より財物又は財産上の利益を受くべき権利を有する者において其の権利実行の手段として他人を恐喝するも其の行為は恐喝罪を構成せざるに反し、権利を実行するの意思なく単に名を其の実行に藉り之を手段として他人を恐喝し困って財物又は財産上の利益を領得したるときは其の行為は恐喝罪を構成する。

14. 大判大15. 5. 22刑集5-185【福島地裁若松支部事件】

【事項】法廷での名誉毀損発言と弁護権【事実】収入役であったAは、業務上横領事件に付き有罪判決を受け上告中の者であるが、横領金額を軽少にしよう欲し、第1審公開法廷で、助役甲が役場公金2600円余を数回にわたり窃取し、その旨Aに自白し且つ陳謝した旨無根の事実を主張した。名誉毀損罪。棄却。【判旨】①刑事被告人の公開法廷における供述が第三者の名誉を毀損するの結果を生ずるも適当なる弁護権の行使として為したるものなるときは名誉毀損罪を構成せず。②刑事被告人が虚構の事実を主張して第三者の名誉を毀損するは弁護権行使の範囲を逸出したるものにして名誉毀損罪を構成す。

15. 大判昭3. 6. 16刑集7-423【常総日曜新聞事件】

【事項】新聞紙に依る選挙人誘導と新聞記者の業務【事実】選挙運動者ではなく、常総日曜新聞の発行編集兼印刷人Aは、特定の県会議員候補者甲を当選させる目的を以て、選挙人に特殊の直接利害関係のある事項を新聞紙に掲載し之を利用して該議員候補者に投票せしむべく選挙人を誘導した。選挙罰則違反。棄却。【判旨】該行為は刑法35条に所謂正当なる業務上の行為に該当せず。

16. 大判昭5. 2. 7刑集9-51【松山区裁事件】

【事項】①弁護人の職責と秘密漏泄罪の成否②自首阻止と犯人隠避罪の成立【事実】身代わり事件の弁護人Aは、真犯人甲より自首の決意あることを聞知したが、これを庇護して処刑を免れさせるためその自首の決意を阻止すると共に、その事件の公判において被告人乙が自己の犯罪であると供述するのを黙認して審理を終了せしめ、以て真犯人の発見を妨阻した。犯人隠避罪。棄却。

【判旨】①刑事被告事件の弁護人は公判廷において被告人の当該事件に付き有する正当の利益を保護する職責を果たす為必要なるにおいては仮令弁護士として業務上取扱ひたることに付き知り得たる人の秘密を漏泄するも刑法134条の秘密漏泄罪を構成せず。②（本件事実の場合）刑法103条の犯人隠避罪を構成す。

【資料】

17. 大判昭5. 5. 26刑集9-342【戸塚債権取立事件】

【事項】 権利行使と恐喝【事実】 A, B 両名は, 甲方に同居中甲が乙より丙に対する債権取立の委任を受けていることを聞知し, 該債権取立の目的で同じく同居者Cを伴い丙方に至り, 甲の代理であると告げ該債務の支払を求めたが同人がこれに応じないため, 共同して「吾々は命知らずだ, 同類が20人や30人は迎えに行けばすぐやって来る。今直ぐ金を寄越さねば家でも何でも叩き壊す」などと述べ, 何れも腕まくりするなどした。共同脅迫罪（暴力行為等処罰に関する法律1条1項）。棄却。【判旨】 法律上他人より財物又は財産上の利益を受くべき権利を有する者が其の権利実行の爲恐喝手段を使用するも恐喝罪とならざるは該罪の構成要件の1たる財産に関する不法利益の要件を欠缺するが爲に外ならず之が爲に恐喝手段たる行為に付いては他の罪名に触るも之を不問に付する趣旨に非ず。【理由】 蓋し権利の行使は法律の認むる範囲内においてのみ爲すべきものなること勿論なれば其の範囲を超越して爲したる行為にして罰条に触る場合には其の触れたる限度において権利の行使に属せず犯罪行為を組成すればなり。

18. 大判昭5. 6. 17刑集9-417【江州時事事件】

【事項】 新聞記者と推薦広告による選挙法違反【事実】 選挙運動者ではなく, 日刊新聞の発行並びに編集印刷人であるAは, 議員候補者甲をして当選を得しむる目的を以て候補者の挨拶状又は推薦状を新聞紙に広告として掲載頒布し之に因て該議員候補者に投票すべく選挙人を誘導した。選挙法違反罪。棄却。【判旨】 該行為は固より選挙運動に外ならざるを以て仮令新聞記者と雖も法定の選挙運動者に非ざる以上選挙違反の罪責を免るることを得ざるものとす。（なお, 議員候補者の政見を新聞紙に掲載して購読者に紹介するが如き事実の報道を爲すことは新聞記者の正当なる業務上の行為にして固より選挙法違反行為に非ず。）

19. 大判昭5. 9. 1刑集9-640【山口県議会事件】

【事項】 議員の議場での発言と名誉毀損【事実】 府県会議員Aは, 「警察署長の職にある者市会議員選挙に際し或る政党の公認せる各候補者に対し運動費を寄付すべき旨の書状と共に金10円宛てを贈りたり」という事実があるものと信じ, 警察事務の公平を失わないように知事の監督を促すためとして, 議場においてその事実を指摘して論議した。無罪。棄却。【判旨】 府県会議員は其の議場に於いて警察事務に関する事項を論議し知事の監督を促すが如きは其の職責に属するものなれば, 名を失政指摘に藉り若しくは故らに事実誣妄したるに非ずして事実ありと確信して爲したる場合の如きは刑法35条に依り罰すべきものに非ず。

20. 大判昭5. 10. 22新聞3211-7【伊勢佐木町事件】

【事項】 権利行使と脅迫・恐喝【事実】 甲は, その所有地を期間1カ年とし転貸又は権利の売渡をしないこと, もし賃借人が該契約に違反したときは賃借人は賃貸人に金3千円の違約損害金を支払う旨の約束で乙に賃貸したところ, 乙はその契約に違反し該権利を1萬円で森永製菓会社に売り渡した。Aは, 甲の依頼を受け, Bを伴い該違約金支払方を乙に請求したが, その際脅迫的

言辞を為した。共同脅迫罪等（暴力行為等処罰に関する法律1条1項）。棄却。【判旨】財物を交付せしむる手段として他人を脅迫したる者が之を交付せしむべき正当の権利を有したりとするも之が為に脅迫罪の成立を妨ぐるものに非ず。

21. 大判昭6. 11. 26刑集10-627【メンデット事件】

【事項】商人の誇大広告と詐欺行為【事実】器物の間隙充填物製造業Aは、メンデットと称する充填剤を販売するにあたり、実は硫黄華を原料とするものであり、その効用は極めて薄弱であるにかかわらず、恰もその効用が大であり売れ行き良好で販売の利益も多大であるかのように装い、Bと共謀し、甲外7名に各該事実を吹聴し金品を受け取った。詐欺罪。棄却。【判旨】漠然として補足し難き形容詞を用いたる誇大広告は必ずしも欺罔行為と為るものに非ずと雖も内容の虚実を究明することを得べき具体的の事実を虚構したるときは欺罔手段たるを得るものとす。所論の如く商人としての業務上正当の行為に属するものと為すを得ず。

22. 大判昭7. 9. 26刑集11-1367【鬪鶏賭博事件】

【事項】鶏販売業者の賭博幫助と業務行為【事実】鶏販売業者Aは、鬪鶏賭場開張図利者に対しその賭具に供するものであることを知りながら鶏を売り渡して犯行を容易ならしめた。賭博場開張図利幫助罪。棄却。【判旨】該行為は賭場開張図利罪の従犯を以て論ずべきものとす。

23. 大判昭8. 7. 10刑集10-12-1227【帝国人絹広島工場事件】

【事項】訴訟関係人の立入慣例の違法性と建造物侵入罪の成立【事実】弁護士Aは、B会社より、C会社との特許権争いの解決を委任され、B会社主任DとともにC会社工場廃液検証鑑定を求め、裁判所より証拠保全手続として認められ、裁判官、技師、鑑定人らとともにC会社工場に赴いたが、裁判官の立入申請手続中に、機先を制して保全すべく工場に立ち入った。建造物侵入罪。棄却。【理由】訴訟関係人は検証に立会し得る場合に於いては其の管理者の意思に拘わらず検証の場所に入入りし得べきも其の以前においては管理者の意思に反して之に立ち入るの権なきこと理の当然なりと云はざるべからず。然れば所論の主張に係る慣行なるものありとするも之を以て本罪行為の違法性を阻却すべき理由と為ることなし。

24. 大判昭8. 10. 16刑集12-1807【岐阜民友新聞事件】

【事項】権利行使と新聞業者の医師人気投票【事実】岐阜民友新聞社長Aは、昭和7年8月頃自ら発議し同新聞編集長Bと協議し、同新聞に刷り込みの投票用紙をもって岐阜市在住の医師の人気投票を企て、連日その投票成績を掲げて来たところ、岐阜市医師会は役員会を開き中止を求め、交渉役として医師甲及び乙を選任した。A、Bは、共謀の上、交渉に来た甲、乙に対し中止により被るべき損害は百2,30円であると述べ、暗に該金員を提供しなければ人気投票を中止しないという態度を示し、遂に甲、乙をして、甲振出額面金百円の小切手1通を交付せしめた。恐喝罪、共同正犯。棄却。【判旨】新聞経営の営業政策に名を藉り医師の品位名誉若しくは信用を毀損する虞れあるごとき人気投票を新聞紙上に発表し医師を困惑せしめて財物の交付を受くるにおいては恐

【資料】

喝罪を構成するに至るものとす。

25. 大判昭9. 5. 12刑集13-603【内膳西瓜組合事件】

【事項】営業の自由の濫用と偽計業務妨害罪の成立【事実】種物商Aは、自己の販路拡張のため、内膳出荷組合なるものが存在しないのに拘わらず、昭和7年9月頃、該組合長名義を以て「大和には御承知の通り、農家の食い残りの種子を集め地方に販売する大和西瓜種取扱業者あり。これらの者の取り扱う雑駁種と御比較の上貴店の小売には是非当組合の種子を御用被下度云々」と記載した広告文約80通を作成し全国の種苗商宛に郵送到達させた。偽計業務妨害罪。棄却。【判旨】西瓜出荷組合又は西瓜組合の存在せざるに拘わらず該組合長名義を用い特定の西瓜種苗販売業が不良品を販売することを摘示し該業者を誹謗したる文書を其の取引先に送致するは偽計を用い他人の業務を妨害したるものとす。【理由】之を自己営業の拡張発展を計りたる適法行為と見ることは不能。

26. 大判昭9. 5. 28刑集13-679【植木露店事件】

【事項】権利行使に藉口する恐喝罪の成立【事実】Aは、Bと共同で植木露店商を営んでいたところ、甲の過失により植木鉢1個水石2個等（被害価額合計約3円余）の損壊を被った。A、B両名は該損害の弁償に藉口して甲より金員を交付させようと企て、翌日午後9時頃某方において甲並びに同人の依頼に依り陳謝並びに弁償方の折衝の為来訪した乙及び丙の3名に対し金20円の出金を要求した上、「20円も出さぬ場合は自分は金はいらぬ。又警察の諒解も得ているから金を貰うよりは支那人か朝鮮人の様なものは一寸懲らしめて置かねばならぬ」と放言し甲を畏怖させ同人をして弁済金名義で20円の出金を約束させ即時内金10円の交付を受けた。恐喝罪。棄却。【判旨】他人より財物の交付を受くべき正当なる権利を有する者にして之を行使する意思あるに非ず只名を権利の行使に仮託し之を手段として相手方を恐喝し不正に財物を領得したる場合においては其の領得したる財物の全部につき恐喝罪を構成するものとす。

27. 大判昭9. 6. 25刑集13-880【大同電力事件】

【事項】権利行使を仮装する行為による恐喝と権利の濫用【事実】Aは、甲を恐喝する目的を以て高压電線下に土地を借り受けその上に工場建設の基礎工事を為し、真実工場を建設するものの如く仮装し、他日これを竣工せしめて甲に対し電線路の変更その他危険防止の設備を要求すべきことを暗示して甲を畏怖せしめ損害補償金名義の下に450円を交付せしめた。恐喝罪。棄却。【判旨】該行為は権利行使の範囲を逸脱して権利の濫用に属し恐喝罪を構成する。（金員の交付にして畏怖に基づくものたる以上詐欺罪の成立を認むべき余地はない。）

28. 大判昭9. 7. 19刑集13-1037【脇田株式会社事件】

【事項】債務弁済の要求（権利行使）と脅迫罪【事実】Aは、債権者甲及び乙よりそれぞれ同人等の脇田株式会社に対する各債権の取立方を依頼され、昭和8年10月20日及び同月31日の両度同店に赴き、同店員丙に対しその支払方を交渉したが、その際同人に対し「余り冷淡な態度をせられ

ると自分にも未だ手下の若きものが多数ある故身体に傷が付く様な事があると困るから話を付けて払ったらどうか」又は「貴方に誠意がない場合には若い者が沢山いる故身体位は何時でも貰ふからよく考慮せられたし」と申し向けた。脅迫罪，連続犯。棄却。【判旨】配下多数の者が身体に危害を加ふることあるべき旨を告知して債務の弁済を要求するが如きは一般取引上の慣例の認容するところにあらずして脅迫罪を構成するものとす。

29. 大判昭9. 8. 2刑集2-13-1011【豊橋執行恐喝事件】

【事項】権利の濫用と恐喝罪【事実】金銭債権に基づき仮差押の為執達吏と共に債務者の住所に臨んだ債権者Aは，債務者より現金に付いて執行してほしい旨の申出があったのに拘わらず，ことさらに債務者を苦しめ一挙に懸案の債権関係を解決しようと企図し，債務者に対し和解に応じなければ畳建具に付いて執行を為すべく且つこれを他に搬出すべき旨を告げた上，執達吏を従容して畳建具の執行に着手せしめ，因って債務者をしてやむなく和解に応ぜしめ，和解名義の下に1500円の借用証書及び額面450円の約束手形各1通を作成交付せしめ且つ現金50円を交付せしめた。恐喝罪。棄却。【判旨】権利行使の意図に出たる行為と雖も其の権利者の故意又は過失に因り法律の認むる範囲を逸脱する方法を以て之を行ひたる為他人の権利を害したるときは権利の濫用にして権利の行使と謂ふを得ず。…法律の認むる範囲を逸脱するや否は社会観念上被害者に於いて認容すべきものと一般に認めらるる程度を踰越したりや否に依りて決すべきものなりとす。

30. 大判昭10. 5. 25刑集14-570【中島産院事件】

【事項】脱腸患者たる妊婦の墮胎と医師の業務【事実】妊婦Aは，脱腸手術を嫌って，医師Bに不必要な墮胎手術を求め，Bはこれを受け入れて墮胎手術を施した。A：自己墮胎罪，B：業務上墮胎罪。棄却。【判旨】妊婦が治療可能なる医師の脱腸手術を肯ぜず敢えて墮胎手術を受くるが如きは墮胎行為の違法性を阻却すべき何等の事由と為らざるのみならず，一面之を医師の方面より観察するも斯かる墮胎行為を目して正当なる業務行為と云うを得ず。

31. 大判昭11. 4. 28判決全集3-5-31裁判所時報124-4【延岡産院事件】

【事項】医師の正当墮胎行為【事実】医師Aは，嘱託を受け，妊婦甲については，施術当時進行性肺炎カタルに罹っていたのみならず骨盤狭窄にして悪阻も加わり身体衰弱の徴候があり，又，乙については，子宮後屈症であり，しかもその子宮が骨盤に癒着している為に忽ち嵌頓を起生する虞があったため，墮胎手術を行った。墮胎罪。破棄無罪，正当業務行為。【理由】兩名共に妊娠中絶の適応症状に在りしを以て母体保護の必要上手術を為したるものにして…医師として当然為すべき適法なる業務上の行為に外ならず。

32. 大判昭11. 5. 23刑集15-672【出版通信等事件】

【事項】新聞紙の記事掲載と動機の良否【事実】週刊新聞紙編集発行人Aは，悪を懲らすためであり内容は真実であるとして，甲の私行にわたる具体的事実を新聞紙上に掲載発行した。名誉毀損罪。棄却。【判旨】新聞紙が人の私行に渉る記事を掲載したる場合においては仮令其の意は悪

【資料】

を懲すにあり其の内容は真実なるときと雖も之を以て刑法35条に所謂正当業務行為なりとなすことを得ず。

33. 大判昭11. 6. 25刑集15-827【佐官請負恐喝事件】

【事項】修繕料に仮託した恐喝【事実】佐官請負業Aは、新築工事場において佐官工事に従事することとなったが、その工事以前に付帯暖房工事に従事していた甲会社代理人乙又は同社員丙等に対し、該付帯暖房工事によって壁等を汚損したとして、その賠償として請負金の1割即ち約4千円を出金するよう要求し、もし要求に応じなければ同人等の身体生命その他に危害を加えるべき氣勢を示し、修繕料名義で甲より3回にわたり合計350円を受け取った。同種の事件が数件あった。恐喝罪、連続犯※。棄却。【判旨】被告が多少の修繕料を要したりとするも名を賠償に藉り不当の要求を為し之に応ぜざるにおいては身体等に危害を加ふべき氣勢を示して脅迫し修繕料名義の下に多額の金員を交付せしむるにおいては該金額全部に関し恐喝罪を構成す。

34. 大判昭11. 11. 18刑集15-1478【吉田村小作争議事件】

【事項】小作争議に因る抗争中の恐喝罪【事実】日本農民組合県連会長Aは、小作農Bより小作料を滞納したためその地主である甲より土地返還請求を受けたが小作を継続し得るように交渉方を依頼され、甲の長男乙と折衝中、同人が人夫を指揮し該小作地の桑樹等を抜き取り該土地を強制的に取り上げようとする態度を示したため、Cと共謀の上、小作争議を引き起こし大衆党を背景として甲等と抗争し有利に解決することを企図し、甲方付近電柱に「甲の悪地主」と大書したビラを貼付し、人夫等と労働歌を高唱して同人方付近を徘徊するなどして氣勢を示し同人等に危惧の念を抱かせ、損害賠償名義の下に甲のBに対する491円余の債権を放棄せしめた上、その証書及び現金150円を交付せしめた。恐喝罪、共同正犯。棄却。【判旨】小作争議中不法の手段を用い地主に対し危害を加ふべきことを以て之を畏怖せしめ損害賠償名義の下に財物の交付を受くるは権利の行使の範囲を超越し恐喝罪を構成す。

35. 大判昭12. 8. 31刑集16-1355【統天塾事件】

【事項】預かった拳銃の交付と強盗幫助【事実】政治結社統天塾頭Aは、自宅において志を同じくするBより資金難のため強盗により資金を調達することを聞知しこれに反対したが、先にBより一斉蜂起の際に使用する目的を以て受け取っていたモーゼル銃2挺をBの求めにより強盗の用に供するという情を知りながらB方において同人に返還した。Bはこれを用いて強盗未遂罪を犯した。A：強盗未遂幫助罪。棄却。【判旨】何人と雖も犯罪の醸成を防止すべき義務あるものなれば仮令所有者より預かりたる拳銃にせよ強盗の用に供するものなることの情を知りながら之を交付したときは強盗の幫助罪を構成するものとす。

36. 大判昭13. 7. 14刑集17-608【正気村議会事件】

【事項】村会議員の議会での発言と名誉毀損罪の成立【事実】村会議員Aは、学務委員選定の村会に於いて学務委員に推薦された者の適否に関し意見を開陳するに当たり「その者は区長在職中

村道の松の木を窃取し昭和8、9年の早害に対する同情米を私したる等々の不正あり同人は窃盗高等ギャングなり」と言及した。名誉毀損罪。棄却。【判旨】該行為は公然事実を摘示して人の名誉を毀損したるに該当するものとす。【理由】其の職務の範囲を逸脱したる違法のものなりと云うべく。※

37. 大判昭13. 12. 15刑集17-927【月刊新聞民の友事件】

【事項】新聞報道と名誉毀損罪の構成【事実】月刊新聞民の友発行者Aは、昭和11年8月20日発行の同紙上に「こんな厚顔無恥の名誉職が皇都に在ることはなさない」と題して上告控訴中の小石川区会議員6名につき、公費より継続的に毎月費用弁償を受けていた旨侮蔑的言辞を交えて具体的事実を摘示する記事を掲載し同区民に頒布した。原審、無罪。破棄自判。※【判旨】新聞紙が刑事事件の報道に牽連して嘲侮軽蔑の文辞を羅列し故意に侮辱的意思を表現する記事を包括登載するは名誉毀損罪を構成するものとす。

(二) 最高裁

1. 最判昭23. 4. 17刑集2-4-399【灘手村事件】

【事項】左官の職業用具としての七首の所持の適法性【事実】左官業Aは、職業用具として刃渡り16センチメートルの七首を所持し日常使用していた。所持の許可は受けていなかった。原審、刀剣類不法所持罪。棄却。【判旨】刃渡り16センチメートルの七首は、仮令左官職たる被告人が職業用具として日常使用していたものであっても、銃砲等所持禁止令1条により所持を禁止せられた刀剣類に該当する。

2. 最判昭23. 12. 14刑集2-13-1751【東寶劇場事件】

【事項】法令行為：警察官の現行犯逮捕【事実】Aは、Bと共に午後8時頃、新潟市の東寶劇場において開催中の諏訪根自子のヴァイオリン演奏会を妨害した。通報を受けて同人逮捕のため出張した新潟警察署勤務刑事係巡査甲、同乙は、同日午後8時30分頃該劇場前においてAを逮捕した。その際、Bは、外の者と共に両巡査を脅迫して、その逮捕行為を妨害した。B：業務妨害罪共同正犯、公務執行妨害罪共同正犯、併合罪（234条233条60条、95条60条、45条）。棄却。【判旨】妨害行為の時より逮捕の時までの間は僅か30分であり、且つ逮捕の場所は妨害行為の行われた劇場前である等の事情の下で現行犯逮捕した行為は適法な職務執行である。

3. 最判昭24. 4. 19刑集3-5-575【進駐軍熊谷事件】

【事項】①刑法35条の性質及び適用範囲②占領下洗濯業の進駐軍物資所持と正当行為【事実】洗濯業者Aは、米国進駐軍野砲82部隊の将兵の洗濯をしてきた者であるが、昭和22年7月頃同部隊所属の兵甲から洗濯を依頼され、同人が東京都に転属し届先が不明となった同人所有の軍服上下

【資料】

4組、作業衣、セーター等36点を、また、妻が同年9月10日に死亡する前、同部隊所属の将兵から貰い受け又は洗濯を依頼されて受け取ったゴム引袋その他62点の物品を自宅内に蔵置していた。これらの物品は、公に認められた場合を除く外、政令で収受所持を禁止されていた。原審、昭和22年政令165号違反罪。破棄差戻。【判旨】①刑法の各本条に定めた犯罪の構成要件に該当する行為であっても、それが正当の業務に因り為した行為であるときには、これを罰しないことは、刑法35条の定めるところであって、この規定は刑法以外の他の法令において刑を定めたものにも亦適用されることは、同法8条本文によって明らかである。②洗濯業者が進駐軍将兵から洗濯を依頼されていわゆる進駐軍物資である洗濯物を業務上所持する場合には、刑法35条によって罪とならない。【理由】被告人がこれを奇貨として洗濯物を不法に領得しようとしてその所持を継続したとか、その他その所持を不法ならしめる事実を判示しない限り、その所持は不法なものということとはできない。

4. 最大判昭24. 5. 18刑集3-6-772【滝野川事件】

【事項】①憲法28条の法意②労組法1条2項の意義；隠匿蔵物資摘発【事実】有志により結成された生活擁護同盟委員Aは、同委員長Bらと共に、財団法人共栄会十條支部倉庫内に貯蔵されていた大豆等の物資を隠匿蔵物資であるとしてこれを摘発し分配することを企て、地区住民約2千名を集合し、代表となり、同支部長に対し該物資の譲渡方を脅迫し承諾させた。強要罪（223条1項）。棄却。【判旨】①憲法28条は、企業者対勤労者すなわち使用者対被使用者というような関係に立つもの間において、経済上の弱者である勤労者のために団結権乃至団体行動権を保障したもので、勤労者以外の団体又は個人の単なる集合に過ぎないものに対してまで団結権乃至団体行動権を保障したものではない。②労組法1条2項の規定は、同条1項の目的達成のためにした正当な行為についてのみ、刑法35条の適用を認めたに過ぎず、勤労者の団体交渉においても、刑法所定の暴行罪又は脅迫罪にあたる行為が行われた場合にまで、その適用があることを定めたものではない。

5. 最判昭25. 4. 21刑集4-4-655【平原炭鉱事件】

【事項】正当な争議行為に当たらない場合【事実】争議中の炭鉱労働組合の委員Aは、最低賃金制の実施等の要求貫徹のため、会社の隠匿蔵物資を摘発する目的で、組合大会の決議のもとに、炭鉱の従業員たる倉庫係甲を強要して、盗難火災予防のため炭鉱所有のガソリンを埋蔵してある場所まで案内させて、埋蔵の範囲を指示させる等同人に義務なきことを行わせ、組合員を使って、ほしいままに該ガソリン貯蔵所を掘り起こさせて、ドラム罐を発掘させた。強要罪、器物損壊罪、共同正犯、併合罪（223条1項60条、261条60条、45条）。棄却。【判旨】該強要毀棄の所為は、たといそれが組合大会における隠匿蔵物資摘発の決議の執行行為であったとしても、正当な争議行為ということとはできない。

6. 最大判昭25. 9. 27刑集4-9-1783【扶桑金属工業事件】

【事項】隠退蔵物資摘発と正当行為【事実】Aらは、隠退蔵物資の摘発のためとして、人の看守する工場に多人数と共に大挙して押し寄せ、看守者の意に反して工場内に立ち入った。建造物侵入罪共同正犯（130条60条）。棄却。【判旨】該建造物侵入の行為は、刑法35条にいわゆる「法令又は正当の業務に因り為したる行為」ということはできない。

7. 最大判昭25. 10. 11刑集4-10-2012【川崎市長公舎事件】

【事項】①憲法28条にいわゆる団結権等の意義②目的の正否と公共の福祉【事実】Aらは、隠匿物摘発の目的で川崎市長公舎に立ち入った。その際、多数の威力を示して市長の妻の承諾をとった。又、別途Bらは多数の威力を示し市側責任者にコッペパンの即時配給を強要し、引渡指図書を作成させた。Aら：住居侵入罪共同正犯（130条60条）、Bら：強要罪共同正犯（223条1項60条）。棄却。【判旨】①憲法28条にいわゆる団結権、団体交渉権等は、単なる一般市民の集会には適用されない。②目的が正当であるというだけであっては、その行為は公共の福祉に反しないものということはできない。

8. 最大判昭25. 11. 15刑集4-2257【山田鋼業事件】

【事項】①憲法と勤労者の争議権②生産管理の違法性③生産管理と窃盗【事実】Aら会社従業員らは、生産管理と称して、労働者が生産管理中の工場から、争議期間中の労働者の賃金支払に充てるため、12月23日と同月25日の2回にわたり工場資材鉄板を工場外に搬出した。窃盗罪、共同正犯、連続犯（235条60条55条※）。棄却。【判旨】①憲法は、勤労者の団体権、団体交渉権その他の団体行動権を保障するが、勤労者の争議権の無制限な行使を許容し、それが国民の平等権、自由権、財産権等の基本的人権に絶対的に優位することを是認するものではなく、従って、労働者が労働争議において使用者側の自由意思を剥奪し又は極度に抑圧し或いはその財産に対する支配を阻止し、私有財産制度の根幹を揺るがすような行為をすることは許されない。②生産管理において、労働者が、権利者の意思を排除して企業経営の権能を行うときは、正当争議行為といえない。③労働者が、生産管理中の工場から、争議期間中の労働者の賃金支払いにあてる目的をもってほしいままに工場資材を工場外に搬出したときは、窃盗罪を構成する。

9. 最大判昭25. 11. 22刑集4-11-2380【天沼事件】

【事項】賭場開張凶利罪の規定の合憲性：政策行為【事実】Aは、Bと共謀の上、A方居宅に賭博場を開張し甲外5名に金銭を賭して花札賭博をさせ、同人らから寺銭をとった。賭博場開張凶利罪、共同正犯。棄却。【判旨】刑法186条2項の賭場開張凶利罪の規定は、憲法13条に違反しない。【理由】政府乃至都道府県が自ら賭場開張凶利乃至富籤罪と本質上同一の行為を為すこと自体が適法であるか否か、これを認める立法の当否は問題となり得るが現に犯罪行為と本質上同一である或る種の行為が行われているという事実並びにこれを認めている立法があるということだけから国家自身が一般に賭場開張凶利乃至富籤罪を公認したものであるということとはできない。

【資料】

10. 最判昭25. 12. 19刑集4-12-2597【高館事件】

【事項】写真業者の米軍物資所持と刑法35条不適用例【事実】八戸市高館米軍兵営内で写真業を営むAは、いわゆる進駐軍物資の写真材料（フィルム17巻等）を自宅において所持していた。それは、写真業を営む同人が自宅において仕事をするため米軍兵営内にある同人の仕事場から持ち帰っていたものであった。しかし、該写真材料を米軍当局の許可なくその兵営外に持ち出すことは厳禁されていて、その持ち出しはその許可に基づくものではなかった。昭和22年政令165号違反罪。棄却。【判旨】以上の事情の下における被告人の該写真材料に対する所持を業務上正当なものであるということとはできない。

11. 最判昭26. 7. 12刑集5-8-1432【日本有機酒田工場事件】

【事項】争議行為にあたらぬ事例【事実】Aは、争議行為中の組合の執行委員から委任されて争議手段として、管理担当者の許諾なく、それぞれ会社従業員の案内で、5月24日に工場電気工作現場等に立ち入り、同じく5月26日に工場放送室まで立ち入り、組合員を啓蒙激励するため、演説をなした。建造物侵入罪、共同正犯、併合罪（130条60条45条）。棄却。【判旨】労働関係の当事者たる労働組合員以外の者が、労働争議中組合の争議行為を応援するためにした行為は、争議行為にあたらぬ。

12. 最大判昭26. 7. 18刑集5-8-1491【理研工業小千谷工場事件】

【事項】①生産管理の違法性②争議の終了とその後の行為【事実】組合と会社との間に、争議について妥協が成立し、A等従業員を含む組合員全員が適法に解雇され、組合は解散したとされたあとにおいて、Aら組合員はこれを不服とし会社の建物内に立入りこれを占拠し、会社所有の物品を管理処分し（いわゆる生産管理）、スト破りの会社側従業員の入構阻止のため脅迫を加えた。原審は建造物侵入罪、業務妨害罪、窃盗罪の各一部に無罪。破棄差戻。【判旨】①会社の従業員等（労働組合員）が、会社との争議中、会社側の意向を全然無視し、強いて会社の建造物に立ち入ってこれを占拠し、多くの従業員の就業を阻止し、あるいは会社所有の物品をほしいままに管理処分するが如き一連の行為をした場合には、かりに、会社側に非難に値する仕打ちがあり、従業員側にむしろ同情すべき事情があったとしても、かかる行為を緊急やむを得ない争議行為として適法視することはできない。②争議中、会社と組合との間に妥協成立し、双方の合意によって会社の従業員たる組合員全員が適法に解雇され、組合も解散したときは、これにより争議は終了する。その場合、組合の少数反対派の者が会社と飽くまでも抗争しようとして行動しても、それは争議行為とはいえない。

13. 最判昭27. 1. 17刑集6-1-93【三池染料事件】

【事項】争議行為激励のための構内侵入の違法性【事実】労働争議中組合の争議行為を激励するために、その組合員以外の者であるA（電気産業労働組合港分会の青年行動隊員）は、昭和23年10月23日、本件会社労組に対し激励のためデモを敢行する目的で隊員20数名と共に、使用者側にお

いて、工場内にいわゆる占領当局の賠償工場に指定されているものが点在し、再三に互るデモ隊の行進状況から見て、賠償工場等にいかなる危険の及ぶかも測られないことを危惧して正門を閉ざし、デモ隊の入門を拒否したのに対し、あえて正門（鉄柵高さ5尺位）を乗り越えて構内に立ち入った。建造物侵入罪（130条）。棄却。【判旨】該行為は、建造物侵入罪を構成する。【理由】被告人が他の組合の争議激励のためデモを敢行する権利があるとしても、正当に入所を拒否される特別の事情があったにもかかわらず、正門を乗り越えて構内に侵入するがごときはその権利の範囲を逸脱し違法である。

14. 最判昭27. 2. 22刑集6-2-288【愛光堂事件】

【事項】①生産管理の違法性②生産管理と威力業務妨害罪の成立【事実】本件会社労組組合員Aらは、会社との交渉決裂により昭和22年10月20日組合大会を開き争議行為として所謂生産管理の方法によることを決議し、翌21日会社側に伝えたところ、会社側から拒否されたにもかかわらず、50数名の者と共に会社の当該工場に立ち入り、以来引き続き昭和23年3月末に至るまで該工場を占拠し、その間会社側の人物の出入りを拒否し、会社の得意先よりの寄託品の引渡に応ぜず、従来の会社の営業方針に関わりなく新規の注文を引き受けて印刷製本の作業を行い、作業従事者に対して仮渡し金名下に賃金を支給し、これらに対する所得税はこれを放置するなどの生産活動を行った。建造物侵入罪、威力業務妨害罪、共同正犯、観念的競合（130条60条、234条233条60条、54条1項前段）。棄却。【判旨】①経営権と労働権との対等を保障している現行の法律秩序からすれば、両者の間に労働協約による特別の定めがないかぎり、企業の経営、生産行程の指揮命令は、使用者又はその代理人たる経営担当者の権限に属するのであるから、使用者側に属する生産手段の管理を排除してそれを組合側の実力支配の下におくところの所謂生産管理は、適法の争議行為といえない。②生産管理として多数の威力をもって会社の事業の管理すなわち支配を排除した以上、刑法234条の業務妨害罪が成立する。

15. 最判昭27. 3. 7刑集6-3-441【神吉事件】

【事項】法廷での名誉毀損発言と防御権の行使【事実】Aは、甲と米の売買契約を交わし、代金を支払ったが、その後、乙を甲と誤信し、乙方に米の引渡を求めに行って、人違いを指摘されそのことに気付いたにもかかわらず、乙が金員を騙取したと誣告するとともに、該誣告事件の公判廷において、弁解として故意に虚偽の事実を陳述して、公然誣告の相手方の名誉を毀損した。誣告罪、名誉毀損罪、併合罪。（172条169条、230条1項、45条前段）。棄却。【判旨】該行為は被告人としての防御権を濫用するものであって、その行為につき名誉毀損罪が成立する。

16. 最判昭27. 11. 21刑集6-10-1240【小樽市庁舎事件】

【事項】労組法にいわゆる団体交渉行為に当たらない事例【事実】日雇労働者を中心として組織する小樽市合同労組員Aは、市長の諮問機関である同市失業対策委員会に対し日雇い労働者の労働条件改善のため、小樽市役所内議員室前の廊下において多衆の者と共に交渉要求を行っていた

【資料】

ところ、退庁時刻に近いころ市長第1助役甲から庁舎外退出の要求を受け、ついで同人の要請により小樽市警察署警部乙からも重ねて退去方の通達を受けたが、乙を取り囲み詰め寄り怒号するなど多衆の威力を示して暴行脅迫を行うなどして退去しなかった。暴力行為等処罰法1条違反罪及び不退去罪。棄却。(適条不明) 【判旨】日雇労働者を中心として組織された小樽市合同労働組合が、市長の諮問機関である同市失業対策委員会に対し日雇労働者の労働条件改善のための交渉をする行為は、労組法にいわゆる団体交渉行為にあたらぬ。

17. 最決昭28. 3. 5刑集7-3-482【麻薬隠捜査事件】

【事項】隠捜査【事実】Aは、かねて甲及び乙(麻薬捜査官)から麻薬の入手方を依頼され、更にBに依頼したところBはこれに応じて麻薬塩酸チアセチルモルヒネを入手し、Aに交付した。麻薬取締法違反罪。棄却。【決旨】所謂隠捜査は、これによって犯意を誘発された者の犯罪構成要件該当性、有責性若しくは違法性を阻却するものではなく、また公訴提起の手續に違反し若しくは公訴権を消滅せしめるものでもない。

18. 最判昭28. 5. 21刑集7-5-1115【愛知県職安課事件】

【事項】憲法28条による保障に当たらない事例【事実】A、B2名は、昭和25年1月27日、県庁内労働部職業安定課で労働部長甲等に対し登録日雇労働者を代表してその日就職の斡旋を受け得なかった労働者のために就職の斡旋を要求交渉したが同日午後6時頃に至り甲からその要求に応じられない旨言明され、退去を求められたがなお執拗且つ頑強にその要求を続け、その後甲等から再三退去を要求されたにも拘わらず同日午後8時30分頃逮捕されるまで立ち去らなかつた。各不退去罪(130条後段)。棄却。【判旨】名古屋中公共職業安定所笹島出張所に登録している日雇労働者を代表して、当日就職の斡旋を受け得なかった労働者のために、愛知県労働部長等に対し就職の斡旋を要求交渉する行為は憲法28条の保障する団結権ないし団体行動権の行使に該当しない。

19. 最大判昭28. 6. 17刑集7-6-1289【三菱磁業美唄磁業所事件】

【事項】①団体交渉と正当行為②権利を実行する行為が違法とならない要件【事実】三菱磁業美唄磁業所労組員Aらは組員大衆とともに、同所長甲及び副所長乙を協和会館まで赴かせ、そこで大衆交渉を行うに至ったが、Aらは大衆の面前で、甲、乙に対し、要求事項の承認を求め、その目的貫徹までは帰さないで頑張るから、大衆諸君も頑張れといい、又罵声怒号する大衆の前で交渉を続け、甲、乙が脱出しようとする組員大衆も甲、乙を取り囲み、Aらも、その脱出を阻止して、甲、乙をしてその場に留まるのやむなきに至らしめた(2月17日午後6時頃より、甲については2月18日午後3時頃まで、乙については2月19日午前3時頃まで)。各逮捕監禁罪(包括1罪)、共同正犯、観念的競合(220条1項60条54条1項前段)。棄却。【判旨】①出勤手当坑内5円、坑外3円の支給を受けることが労働組合側から見れば一種の債権であり、かつ、憲法並びに労働組合法施行前において同組合がこれを要求のため団体交渉をすること自体が正当であるとしても、

その手段として為された所為が社会通念上許容される限度を超えたものであるときは、その行為は刑法35条の正当の行為とはいえない。②他人に対し権利を有する者が、その権利を実行する行為は、それが権利の範囲内であって、かつその方法が社会通念上一般に許容されるものと認められる程度を超えないかぎり違法とはならない。

20. 最決昭29. 6. 24刑集8-6-951【浅川町役場事件】

【事項】憲法28条の団体交渉にあたらぬ事例【事実】昭和27年6月9日午後1時頃から浅川町役場2階会議室においてA等を含む浅川町自由労働者組合と須賀川公共職業安定所長甲、同業務課長乙、同雇係係丙の3名とが失業対策事業の適格者審査につき交渉を行ったが、4時間余にわたり徒に時間を空費していたところ、同日午後5時頃、Aらはいずれも甲等に対し多少の暴行或いは脅迫を加えてでも約40名の日雇労働者全員を適格者と認定させようとするに至り、Aら4名は共同して、他の日雇労働者30数名と共に所長甲及び課長乙に対し、暴言を放ち、椅子を振り上げようとしたり、テーブルを叩き飛び掛かる氣勢を示し、椅子を所長に投げ付けるなどして執拗に要求した。その結果、同日午後7時頃所長等をして全員を適格者と認める旨を告知させて認定処分をなさしめた。各職務強要罪（※包括か）、共同正犯（95条2項1項60条）。棄却。【決旨】本件浅川町自由労働者組合と須賀川公共職業安定所間における失業対策事業の適格審査についての交渉のごときものは、憲法28条の保障する権利の行使に該当しない。

21. 最決昭29. 7. 15刑集8-7-1137【愛知朝日駐在所事件】

【事項】正当な職務質問と認められる事例；警察官の停止行為【事実】Aは、夜間道路上で、警邏中の警察官から職務質問を受け、巡査駐在所に任意同行され、所持品等につき質問中隙を見て逃げ出したところ、更に警察官から質問を続行すべく追跡をうけ背後から腕に手をかけ停止させられたのに対し暴行を加え傷害を負わせた。1審は正当防衛で無罪。原審、破棄、公務執行妨害罪、傷害罪、観念的競合（95条1項204条54条1項前段）。棄却。【決旨】警察官の該行為は正当な職務執行の範囲を超えるものではない。

22. 最判昭29. 11. 5刑集8-11-1715【鈴ヶ森囹捜査事件】

【事項】囹捜査【事実】Aは、麻薬捜査官甲の意を受けた協力者乙の依頼により麻薬を探しBが所持していることを聞いて同人からこれを預かり乙に交付し、乙と共に来訪した甲から麻薬代金の支払いを受けるやその場で逮捕された。1審は憲法前文及び憲法13条により無罪。原審は詐術によるとして無罪。破棄差戻。【判旨】いわゆる囹捜査は、これによって犯意を誘発された者の犯罪構成要件該当性、責任性若しくは違法性を阻却するものではない。

23. 最判昭30. 7. 19刑集9-9-1908【名古屋千成池遊園事件】

【事項】警察官の追跡行為の適法性；職務質問の限界【事実】Aは、挙動不審者として巡査甲から職務質問を受け、派出所まで任意同行を求められたが、その途中逃げ出したところ、甲に追跡されこれに暴行を加え傷害を負わせた。1審、傷害罪のみ。原審、公務執行妨害罪と傷害罪との

【資料】

観念的競合（95条1項204条54条1項前段）。棄却。【判旨】 巡査から挙動不審者として職務質問を受け、派出所まで任意同行を求められた者が、突然逃走した場合に、巡査が単に職務質問をしようとして追跡しただけでは、人の自由を拘束したのではなく、巡査の職務行為として適法である。

24. 最決昭31. 3. 9刑集10-3-303【大同造機事件】

【事項】 ①法令行為：刑訴法73条3項にいう「急速を要するときに当たる事例②逮捕状の緊急執行の適法性【事実】 ①某会社に勃発した労働争議に関し発生した建造物損壊被疑事件の被疑者に対し、逮捕状が発せられたので、某警部補指揮の下に甲、乙両巡査を含む司法巡査5名が該会社工場内外付近各所において該被疑者が工場を出てくるのを待って、逮捕状を執行すべく待機中、自転車で工場から出てきた被疑者を甲、乙両巡査が発見したが、逮捕状の所持者と連絡してこれを同人に示す時間的余裕がなかったので、逮捕状が発せられている旨を告げて逮捕しようとしたところ、折柄被疑者の求めに応じて工場から馳せつけた防衛隊員A及びBは、外数名と共に謀の上、被疑者奪還のため現場に殺到し、甲、乙両巡査に対し暴行を加え、甲に対し傷害を与えた。公務執行妨害罪、傷害罪、共同正犯、観念的競合、併合罪（95条1項60条、204条60条、54条1項前段、45条前段）【決旨】 ①該当時の情況は、刑訴201条2項の準用する同法73条にいわゆる「急速を要するときに」にあたる。②以上の状況においては、被告人等の該所為は公務執行妨害罪を構成する。

25. 最大判昭31. 10. 24刑集10-10-1500【呉羽紡績事件】

【事項】 団体行動権の行使と認められない事例【事実】 某会社がその従業員13名に対し解雇通告および同会社への立入禁止の通告をしたのに対し、同会社労働組合側ではその解雇通知の可否を調査し、不当なものについては法定の手続によって救済を求むべく事後の対策を協議中のところ、その解雇及び立入禁止の通告を受けたA、B2名及びこれを聞知した同会社従業員でもなく同会社労働組合員でもないCら10名の者は、所謂レッドパージに反対し、同組合の当解雇通知に対する闘争態勢を強化し同会社をして当措置を撤回せしめようと企図して、同組合とかわりなく、垂れ幕、花火、燐寸多数を携帯して、会社庶務課長の管理する同会社本社構内に無断で立ち入り、A、Bは共謀の上、電話交換室において正規の社内放送であるかのように装って同社従業員に対し急用があるから屋上に集合せよとの放送を2回繰り返して、同社従業員の大部分をして3回屋上へ集合させ、また、退去させるために臨場した警察官に対し他の者と共同して暴行を加え、巡査甲ら12名に傷害を負わせた。A B Cら：建造物侵入罪、公務執行妨害罪・傷害罪（観念的競合）、共同正犯、併合罪（130条60条、95条1項204条54条1項前段60条45条）、更にA Bにつき偽計業務妨害罪、共同正犯、併合罪（233条60条45条）。これらにつき棄却。【判旨】 該所為は、団体行動権の行使ということとはできない。

26. 最決昭31. 10. 25刑集10-10-1439【栄町みどりや事件】

【事項】 法令行為：刑訴212条1項にいう「現に罪を行い終わった者」にあたる1事例【事実】 甲

某が飲酒酩酊の上乙特殊飲食店の玄関において、従業員胸に強打を加え、更に同家勝手口のガラス戸を殊更に破損したため、同家主人が直ちに付近の巡査派出所の勤務巡査Aに届け出で、同巡査は現場に急行したところ同従業員から甲某の暴状を訴えられ、甲某は今、丙特殊飲食店にいると告げられたので、破損箇所を検した上直ちに乙店より約20メートル隔てた丙店に赴き、手を怪我して大声で叫びながら洗足している甲某を逮捕した。なお、甲は連行中上記派出所前において同巡査に暴行を加え傷害を負わせた。【決旨】該場合、その逮捕までに該犯行後3、40分を経過したに過ぎないものであるときは、刑訴212条1項にいう「現に罪を行い終わった者」にあたる現行犯人の逮捕とすることができる。

27. 最判昭31. 12. 11刑集10-1605【三友炭鉱事件】

【事項】可罰的違法性と争議行為；いわゆるピケッティングが威力業務妨害罪にあたらぬ事例

【事実】甲炭鉱労働組合の婦人部長Aは、争議中に他の組合員30余名の婦女と共に第2組合員乙らの運転する炭車の線路上に立ち塞がり、通るなら自分等を轢き殺して通れと怒号し炭車の運転を阻止した。1審は正当な争議行為として無罪、2審は期待可能性がないとして責任阻却。棄却。

【判旨】炭坑労働組合が同盟罷業中一部組合員が罷業から脱退して会社の石炭運搬業務に従事し石炭を積載した炭車を連結したガソリン車の運転を開始した際、組合婦人部長たる被告人が、該一部組合員の就業は経営者側との不純な動機に出たもので罷業を妨害する裏切行為であり、これにより罷業が目的を達成し得なくなると考え、既に多数婦人組合員等がガソリン車の前方線路上に立ち塞がり、座り込みまたは横臥してその進行を阻止していたところに参加して「ここを通るなら自分たちを轢き殺して通れ」と怒号して就業組合員等のガソリン車の運転を妨害した行為は、いまだ違法に刑法234条にいう「威力を用い人の業務を妨害したる者」というに足りない。【理由】（これらの行為は）一般的には違法であると解すべきである。しかし、このような就業を中止させる行為が違法と認められるかどうかは正当な同盟罷業その他の争議行為が実施されるに際しては特に諸般の状況を考慮して慎重に判断されなければならないこともいうまでもない。…このような経過から考えてみると被告人の所為はいわば同組合内部の出来事であり、しかもすでに多数組合員が乙らの炭車運転行為を阻止している際、あとからこれに参加して炭車の前方線路上に赴き判示のように怒号し炭車の運転を妨害したというのに止まるのであるから、かかる情況のもとに行われた被告人の判示所為は、いまだ違法に刑法234条にいう威力を用いて人の業務を妨害したものと足りず、それゆえ被告人の所為について罪責なしとして無罪の言渡をした原判決は、結局において正当である。

28. 最判昭32. 2. 5刑集11-2-483【郡山職安事件】

【事項】憲法28条の団体交渉にあたらぬ事例【事実】A、B両名は郡山自由労働者組合に属する組合員であるところ、同組合所属の他の日傭労働者と共に郡山職業安定所所長甲に対し賃金増額並びに完全就労等の要求をなし、該日傭労働者全員に面会せられんことを求めたところ、代表

【資料】

者5名以外とは面会しない旨の回答を受けたのでこれを不満とし、Aは該日傭労働者約150名と共同して、所長職員に対し暴言を吐き一団となって罵詈雑言をなし気勢を示して同所長らを脅迫し、Bは、それに呼応して日傭労働者多数の威力を示し所長名義の掲示を剥ぎ取り、A及びB両名は同所長より退去を要求せられたのに拘わらず該日傭労働者約150名と共同して退去せず、Aは、その頃同所で現行犯人として巡査部長乙に逮捕されようとした際、乙に暴行を加えた。A・B：甲に対する公務執行妨害罪、暴力行為処罰法違反（多衆示威威力毀棄）罪、不退去罪、共同正犯、更にA：巡査に対する公務執行妨害罪、併合罪。棄却。【判旨】本件自由労働者組合に属する日傭労働者が、郡山職業安定所所長に対し、賃金増額並びに完全就労等の要求をして、面会を求めるような関係は、憲法28条の保障する権利の行使に該当しない。

29. 最判昭32. 4. 25刑集11-4-1431【ホテル・ラクヨー事件】

【事項】憲法28条の保障する団体行動権の行使にあたらぬ事例【事実】Aらは、株式会社ホテル・ラクヨーと争議中、同会社の組合員数十名とともにスクラムを組んで甲外4名の同会社の女子従業員（いずれも非組合員）をとりかこみ、労働歌を高唱し、ワッショ、ワッショと掛声をかけて気勢をあげながら、約20分間にわたり同従業員等に対し押す、体当たりするなどの行動を続けた。暴力行為等処罰法違反（共同暴行）罪。棄却。【判旨】該所為は、憲法28条の保障する団体行動権の行使にあたるものとはいえない。

30. 最判昭32. 5. 31刑裁資料148-41【京都自労組千本木事件】

【事項】正当な争議行為と認められない事例【事実】市側との争議行為中、労働組合の組合員でないAは、外数名と共に謀のうえ、当該労働組合の決議に基づかず、少数者の専断により、市電軌道上に或いはうずくまり、或いは板切れ、道具箱、枕木、トラック等の障害物を並べて出庫電車の進路を塞いで出庫を阻止した。威力業務妨害罪（234条233条）（※共同正犯）。棄却。【判旨】該行為は、正当な争議行為といえない。

31. 最判昭32. 9. 6刑集11-9-2155【前進座豊里小事件】

【事項】社会教育活動目的での無許可立入【事実】Aらは、政治活動等を危惧する当局の意向により校舎使用申請の許可が下りないまま公演当日を迎えたため、甲教諭が現に看守している小学校の校舎にその管理機関の許可無くしかも甲教諭の意思に反して、社会教育活動としての演劇活動の準備のために立ち入った。建造物侵入罪、共同正犯（130条60条）。棄却。【判旨】教諭が現に看守している小学校の校舎にその管理機関の許可無くしかも同教諭の意に反して侵入した場合は、たとえそれが同校舎を利用して演劇を公演するためであり、かつ、その公演が社会教育法にいわゆる社会教育活動に該当するとしても建造物侵入罪が成立する。

32. 最判昭32. 9. 26刑裁資料148-51【北炭空知鉱業所事件】

【事項】正当な争議行為と認められない事例【事実】組合役員Aらは、希望退職者を募集するピラを配布しようとする会社側幹部を、激昂した組合員等とともに包囲し、執拗にそのピラの引渡

を要求し、その応じないままに多衆の威圧と包囲のもとに、その要求を貫徹しようとして同人の脱出不能の状態を約3時間も継続するに至らしめた。監禁罪、共同正犯（220条60条）。棄却。【判旨】該行為は、正当な争議行為とは認められない。

33. 最決昭32. 12. 24刑集11-14-3349【三井鉱山砂川鉱業所事件】

【事項】労組法1条1項の目的達成のための正当行為と認められない事例【事実】鉱山会社の企業整備に伴う人員解雇の撤回要求貫徹のため、同会社の労働組合執行委員たるA等は、会社事務所に赴き青年行動隊員十数名と共に、執務中の同会社鉱務課長甲を強いてデモ隊の先頭に立たせ両腕を捉え或いは背後より押す等してそこより150メートル離れた会社事務所外の組合本部前広場まで連行した上、爾後約3時間40分の長きに亙り、組合員数百名と円陣を作って取り囲み、その脱出を不能ならしめた上マイクを突き付けて解雇反対に協力方を執拗に迫り或いは組合員大衆のデモ隊の先頭に立たせて数百メートルの間を強いて駆足行進させる等、もって同課長を多衆の包囲と威圧下において、その自由を拘束した。逮捕監禁罪（※包括1罪）、威力業務妨害罪、共同正犯、観念的競合（220条1項60条、234条233条60条、54条1項前段）。棄却。【決旨】該事実関係の下においては、被告人の所為が労働組合法1条1項の目的を達成するためにした正当な行為であると認めることができない。

34. 最大決昭33. 2. 17刑集12-2-253【北海タイムス事件】

【事項】報道のための取材活動と憲法21条【事実】新聞社写真班員Aは、裁判長の制止を無視して公判廷において被告人の写真を撮影した。所謂法廷秩序法違反。過料千円。棄却。【決旨】新聞が真実を報道することは、憲法21条の認める表現の自由に属し、またそのための取材活動も認められなければならないことはいうまでもないが、その自由も無制限であるということではできず、たとえ公判廷の状況を一般に報道するための取材活動であっても、その活動が公判廷における審判の秩序を乱し、被告人その他訴訟関係人の正当な利益を不当に害するが如きものは、もとより許されない。

35. 最判昭33. 2. 27刑集12-2-332【高萩職安分室事件】

【事項】憲法28条の団体交渉権の行使にあたらぬ事例【事実】茨城県高萩地区の失業対策事業就労適格者7百余名から成る全日本労働組合茨城県高萩分会の執行委員長A、同執行委員Bは、組合員約百名と共に職業安定所高萩分室との間における就労斡旋の際の職場配置転換及び全員就労について分室において主任甲を取り囲んで交渉し、覚え書きを書けと要求し、多数の組合員と呼応して多衆の威力を示して甲の脛を数回蹴り、室員乙を押して転倒させるなどした。暴力行為等処罰に関する法律違反罪。棄却。【判旨】本件全日本労働組合高萩分会と日立職業安定所高萩分室との間における就労斡旋の際の職場の配置転換および全員就労についての交渉のごときものは、憲法28条の保障する団体交渉権の行使にあたるものとはいえない。

【資料】

36. 最判昭33. 4. 10刑集12-5-830【岩代毎夕新聞事件】

【事項】名誉毀損と憲法21条：新聞報道【事実】Aは週刊新聞の代表者、Bはその編集責任者であるが、兩名共謀して、甲市長が他人の妻と深夜墓所を散歩した旨の事実を摘示した記事を掲載した新聞を2千部頒布した。名誉毀損罪、共同正犯（230条1項60条）。棄却。【判旨】他人の名誉を毀損する記事を新聞紙に掲載し、これを頒布して他人の名誉を毀損することは、憲法の保障する言論の自由の範囲内に属するものと認めることができない。【理由】憲法21条は、言論の自由を無制限に保障しているものではない。判示行為は言論の自由の乱用である。（真実の証明のない場合及び純然たる私行にわたる事実の場合）

37. 最大判昭33. 5. 28刑集12-8-1694【羽幌炭坑鉄道事件】

【事項】ピケットラインと威力業務妨害罪の成立及び憲法28条【事実】Aらは、罷業決行派の者と共に炭坑鉄道会社の出炭業務を不能ならしめようとし、長時間に亙り、100余名の者と共に電車軌道上およびその付近に座り込み又は立ち塞がり或いはスクラムを組み且つ労働歌を高唱する等の挙に出で、同会社電車運転手の運転する電車の運行を阻止した。威力業務妨害罪、共同正犯（234条233条60条）。この点棄却。【判旨】労働争議に際し、使用者側の遂行しようとする業務行為を阻止するためにとられた労働者側の威力行使の手段（いわゆるピケットライン）が、諸般の事情からみて正当な範囲を逸脱したものと認められる場合には、威力業務妨害罪が成立し、これを処罰することは、憲法28条に違反しない。

38. 最決昭33. 6. 4刑集12-9-1971【松山和気町事件】

【事項】法令行為：刑訴212条1項にいう「現に罪を行い終わった者」にあたる事例【事実】和気巡査駐在所勤務巡査甲は、「今乙さんの家へ浜の若い衆が二人舁を乗り越えて入り、煙突なんかを壊しているから、すぐ来て下さい」との申告により、制服で現場に急行し、その付近の丙製材所路上で、その容疑者Aに対し、駐在所に同行を求めたが、同人がこれに応じないので、同人を住居侵入罪の現行犯人として逮捕しようとして、その片方の手に手錠を掛けたところ、その付近にいたAの連れのBは、Aを逮捕させまいとして、同巡査の後方から同人の肩を引っ張り又はAと巡査の間に割り込む等の暴行を加えた。【決旨】住居侵入の犯人がその現場から約30メートルはなれたところで逮捕された場合であっても、時間的には、住居侵入の直後、巡査が急報に接し自転車で現場にかけつけ、該地点において犯人を逮捕したものであるときは、刑訴212条1項にいう「現に罪を行い終わった者」にあたる現行犯人の逮捕とすることができる。棄却。

39. 最判昭33. 6. 20刑集12-10-2250【進駐軍横浜事件】

【事項】憲法28条の保障する争議権の行使にあたらぬ事例【事実】組員Aら3名は、進駐軍横浜陸上輸送部隊と争議中、同部隊バス通用門から争議に参加しなかった同部隊勤務の日本人運転手甲外5名が駐留軍軍人、軍属らを輸送するため横浜駅に赴くべく各1台のバスを運転し1列縦隊で順次出門しようとするや、該通用門の前にピケラインを張っていた組員約30名位と意思

を通じ、その出門を阻止しようとして門前において、組合員数名とともに甲の運転するバス前面の道路上に寝転んでその進行を停止せしめ、Aは、多衆の威力を示して甲をバスの外に押し出して路上に転落させるなどして、そのバス運転を不能ならしめると同時に、続いてバスを運転して出門しようとした外5名の出門をも不能ならしめて同人らの運転業務を妨害した。Aら：威力業務妨害罪、共同正犯（234条233条60条）、Aはさらに暴力行為等処罰に関する法律違反（示多衆威力暴行）罪（同法1条1項）、観念的競合（54条1項前段）。棄却。【判旨】該所為は憲法28条の保障する争議権の行使であるとはいえない。

40. 最判昭33. 7. 11刑集12-11-2532【三井鉱山文珠坑事件】

【事項】憲法28条の保障する団体行動権の行使にあたる事例【事実】鉱山会社の人員整理に伴う企業整備反対闘争を有利に展開するため、同会社の労働組合員であるAら5名は、青年行動隊員数十名と共に執務中の同会社文珠坑坑長甲および同坑労務係長乙をスクラムの中に入れデモ隊の先頭に立たせてその各自室から約7百メートルまたは約百メートル離れた角力場まで連行し、爾後約3時間にわたり、組合員数百名と円陣を作って取り囲み、その脱出を不能ならしめた上マイクを突き付けて執拗に人員解雇の根拠等の釈明を要求し、同坑長らを多衆の包囲と威圧下において、その自由を拘束した。各監禁罪（※逮捕監禁包括1罪）、共同正犯、観念的競合（220条1項60条54条1項前段）。棄却。【判旨】該所為は、憲法28条の保障する団体行動権の行使にあたるものとはいえない。

41. 最判昭33. 9. 19刑集12-13-3047【関西配電漢川配電局事件】

【事項】所謂納金ストが不法領得の意思を欠く場合【事実】甲会社労組員Aらは、労働争議の手段として、会社のために集金した現金を、会社に納入せず、一時保管の意味で、労働組合側に属する個人名義で預金しておくいわゆる納金ストを実施した。なおその際、組合側は銀行に対し納金ストの経緯を説明し、争議解決後は直ちに預金を会社に返還すること、また争議中は預金の引き出しは一切これを行わないことの条件で、組合代表者名義で預金したい旨を申し出た事実、組合側は会社側利益代表者に対し納金ストを実施している旨を何回となく伝えているという事実、当該預金が従来会社と取引関係のある銀行になされていた事実、会社側がいわゆる業務命令を発するや、組合側においても、納金スト中止指令を出し、該預金はそのまま全額が会社口座に返還された事実が認められた。無罪。棄却。【判旨】該場合、該預金は専ら会社のためにする保管の趣旨の下にされたものということができ、不法領得の意思を欠くものとして、業務上横領罪を構成しない。

42. 最判昭33. 12. 25刑集12-16-3555【東北電力大谷発電所事件】

【事項】いわゆる電源スト（事実誤認）【事実】争議指導のため発電所に赴いた電気産業労組員Aは、会社側において臨時人夫甲を雇い、発電所用水取入口の管理を委任したことを知り、同人がその業務として組合側の用水放流を妨げることを予想し、かかる場合にはスクラムを組んで同

【資料】

人の用水管理の業務を阻止しようとするや、同組合員C、D、E及びFとともに、スクラムを組んで立ち塞がり、甲がスクラムを潜り抜けようとするや押し返し、その間Bが排砂門扉を約10センチメートル引き上げて用水を本流に放流した。原審無罪。破棄差戻。差戻審、威力業務妨害罪、水利妨害罪、共同正犯、観念的競合（234条233条60条、123条60条、54条1項前段）。【判旨】本件電源ストにおいて被告人らが排水門、制水門を開放して水力発電所の用水を放流した積極的な所為が、電源職場における被告人ら従業員の労務提供義務不履行行為にあたる理由を説示するところなく無罪とした原判決は、理由不備ないし重大な事実誤認の疑いがある。【(東京高判昭35. 11. 28判旨)】該行為は、平和的ピケティングの限界を逸脱し、会社側の業務遂行行為に対し暴行をもってこれを妨害したものである。

43. 最判昭33. 12. 25刑集12-16-3627【四国電力財田変電所事件】

【事項】いわゆる停電ストの違法性【事実】電力会社変電所における日本電気産業労働組合による停電ストライキの争議行為に対抗するため、会社側が派遣した職員甲ら2名が配電盤前に立ち配電盤のオイルスイッチのハンドルを握っていたのに対し、同労働組合支部執行委員たるAは、隙を見てそのハンドルの先を掴んで引きしゃくって同スイッチを切り、会社側が同スイッチを入れるや再び同配電盤前に行き、これを守るため立っている同2名の足の下から手を延ばして同配電盤の前面下方にあったリレーのプランジャーを押し上げてスイッチを切り、これに応じてAから指揮を受けていた同労組員Bら5名が配電盤前に行き会社側が同スイッチを入れるのを防ぐため約5分間スクラムを組んだ。その結果、四国電力会社より命じられた甲らの送電業務が妨げられると共に同会社の金豊製紙株式会社に対する送電業務も妨げられた。1審、各威力業務妨害罪共同正犯、観念的競合（234条233条60条54条1項前段）。原審は正当行為として破棄無罪。破棄差戻。【判旨】被告人の所為は労働争議における労働者側の争議手段として正当な範囲を逸脱したものである。

44. 最判昭34. 4. 28刑集13-4-466【日本炭鉱水巻鉱業所事件】

【事項】労組法1条1項の目的達成のための正当行為と認められない事例【事実】Aは、炭鉱会社労組のスト支援者が会社の構内において争議中の労組員ら、6、70名と集合し支援挨拶等を交わしているとき、たまたま5. 30記念大会視察中の巡査部長甲を発見し取り囲み、脱出を困難ならしめた上多衆の威力を背景にして身体または自由に対し危害を加えかねまじき氣勢を示して怒号悪口雑言するなど脅迫を続け、取り上げた警察手帳を読み上げたりした上強要して詫状を書かせ、これを参集者に向かって読み上げさせた後、強いてデモ隊の中央付近に引き入れてスクラムを組み、その脱出を不可能にして同所より警察署前まで連行し、3時間余り同巡査部長の自由を拘束した。強要罪、監禁罪、共同正犯、牽連犯（223条1項60条、220条1項60条、54条1項後段）（暴力行為等処罰に関する法律違反の暴行脅迫の点は強要罪及び監禁罪に吸収される。）。棄却。【判

旨】該所為は、労組法1条1項の目的達成のためにした正当行為ということではできない。

45. 最判昭34. 6. 5刑集13-6-916【三池炭鉱宮浦事件】

【事項】正当な争議行為と認められない事例【事実】鉱山会社とその労働組合との賃金問題等に関する団体交渉が同会社のクラブ内会議室において開始され、その交渉が深夜一旦休憩に入った際、交渉の行き詰まったことを聞知して憤慨した労組員Aら4名は、同クラブの表門を通して同クラブ玄関にいたり、会社側係員および組合幹部の阻止するのを排して土足のまま玄関より屋内に乱入した。建造物侵入罪、共同正犯（130条60条）。棄却。【判旨】該所為は、労組法1条1項の目的達成のためにする正当行為であると認めることはできない。

46. 最判昭34. 7. 3刑集13-7-1042【三池炭鉱売店事件】

【事項】勤労者の団体行動権の行使にあたらぬ事例【事実】鉱山会社の炭鉱労働組合員Aら4名は、会社の企業整備に伴う人員整理に対する組合の反対闘争展開中に行われた組合の役員および委員の選挙終了後において、会社の職員労働組合員たる売店長甲が同選挙に際し会社の指示により炭鉱労組員たる売店従業員の一部の者に対し選挙干渉をしたのではないかと思惟し、同売店長を詰問し会社の命令による選挙干渉の事実を自白させるため、多数（約百名）の炭鉱労組員を動員し、同人を取り巻きスクラムを組み旋回デモを行うなど所謂吊るし上げを為した。暴力行為等処罰に関する法律違反罪。棄却。【判旨】該所為は、憲法28条および労組法1条2項の保障する勤労者の団体行動権の行使としてなした行為にあたらぬ。

47. 最判昭35. 5. 26刑集14-7-868【嘉穂磁業事件】

【事項】争議行為不参加職員就業阻止行為の正当性【事実】炭鉱において鉱員と職員とが分かれてそれぞれ労働組合と職員組合とに属している場合に、労働組合のみがストライキ実行中、争議行為に加わっていない職員が就業のため出勤するに際し、日本炭鉱労働組合福岡地方本部厚生部長Aは、傘下嘉穂磁業労働組合員B外数百人と共に集合し、ピケ隊を指揮し且つこれに加わってスクラムを組み、そのスクラムを押し破ろうとする職員組合員甲等を体当たりするなどして十数回にわたり押し返した。1審はピケットは適法でありAらの行為は期待可能性を欠くとして無罪。原審破棄、A：威力業務妨害罪、共同正犯（234条233条60条）、暴力行為等処罰に関する法律違反罪（同法1条1項）、観念的競合（54条1項前段）。棄却。【判旨】該場合は、威力業務妨害罪を構成する。

48. 最判昭37. 1. 23刑集16-1-11【福島県教組事件】

【事項】教組役員の組合員に対する所為の違法性【事実】K小学校教諭でF県教職員組合の役員Aは、同組合の勤務成績評定の実施等に反対する闘争に関連し、同校教諭で組合員である甲の組合活動に非協力的な態度に憤慨して、甲を難詰し、両者が押問答をしているうち、甲が教室に入り、児童に対し自習および清掃をするように指示していたところ、そのあとを追って同教室に入り、甲に対し「まだ話は終わっていない。」と言って迫り、「生徒がいますから、やめてくだ

【資料】

さい。」とって制止する甲の右手首をつかみ、無理に教室外に連れ出そうとして引っ張ったので、甲が椅子とともに倒れたのを、なおもその手首をつかんだまま廊下に連れ出し、さらにその手を引っ張って同校資料室に連れ込むなどした。公務執行妨害罪（95条1項）。棄却。【判旨】該所為は、たとえ同組合の団結統制力の行使としてなされたものであっても、これを正当な行為であるとはいえない。

49. 最判昭38. 3. 15刑集17-2-23【国鉄檜山丸事件】

【事項】公共企業体等労働関係法17条の争議行為と労働組合法1条2項【事実】国鉄職員で労組員であるAらは、争議行為に際し、当局の制止をふりきり青函連絡船檜山丸に乗り移ったりした。艦船侵入罪、共同正犯（130条60条）。棄却。【判旨】公共企業体等労働関係法17条に違反してなされた争議行為に対しては労働組合法1条2項の適用はない。【理由】公労法17条1項によれば、公共企業体等の職員は、同盟罷業、怠業その他業務の正常な運営を阻害する一切の行為をすることができないと規定されている。そして、国家の経済と国民の福祉に対する公共企業体等の企業の重要性にかんがみ、その職員が一般の勤労者と違って上記のような争議行為禁止の制限を受けても、これが憲法28条に違反するものでないことは、すでに当裁判所の判例の趣旨とするところである。かように公共企業体等の職員は、争議行為を禁止され争議権自体を否定されている以上、その争議行為について正当性の限界如何を論ずる余地はなく、したがって労働組合法1条2項の適用はないものと解するのが相当である。※

50. 最大判昭38. 5. 15刑集17-4-302【池田市線香燄摩事件】

【事項】祈祷師の加持祈祷行為と憲法20条1項【事実】祈祷師Aは、甲よりその娘乙18歳の精神異常の平癒を依頼され、狸を追い出すためと称し、乙の親族らに手伝わせて乙を縛し、その身体を殴打しつつ、その間近で線香800束を燃やし尽くすなどした。その結果、乙は全身の熱傷、皮下出血等によりショック死した。傷害致死罪（205条1項※）。棄却。【判旨】精神異常者の平癒を祈願するために宗教行為として加持祈祷行為がなされた場合でも、それが原判決の認定したような他人の生命、身体等に危害を及ぼす違法な有形力の行使に当たるものであり、それにより被害者を死に致したものである以上、憲法20条1項の信教の自由の保障の限界を逸脱したものであるというほかなく、これを刑法205条に該当するものとして処罰することは、何ら憲法の該条項に反するものではない。

51. 最大判昭38. 5. 22刑集17-4-370【ポポロ事件】

【事項】憲法23条学問の自由の趣旨、大学の自治と警察権【事実】大学学生Aらは、学内講堂において学生集会を開催し、政治に題材をとったポポロ劇団の演劇を上演するなどしていた際、潜入していた警察官を発見し、壇上に連行し追求し、行動の自由を束縛した。第1審は比較衡量論により正当行為として無罪。検察官の控訴棄却。破棄差戻（暴力行為等処罰に関する法律違反罪として処理された。）。【理由】大学の学問の自由と自治は、大学が学術の中心として深く真理を

探求し、専門の学芸を教授研究することを本質とすることに基づくから、直接には教授その他の研究者の研究、その結果の発表、研究結果の教授の自由とこれらを保障するための自治とを意味すると解される。大学の施設と学生は、これらの自由と自治の効果として、施設が大学当局によって自治的に管理され、学生も学問の自由と施設の利用を認められるのである。…本件集会は、真に学問的な研究と発表のためのものでなく、実社会の政治的社会的活動であり、かつ公開の集会またはこれに準じるものであって、大学の学問の自由と自治は、これを享有しないとわなければならない。したがって、本件の集会に警察官が立ち入ったことは、大学の学問の自由と自治を犯すものではない。

52. 最判昭38. 7. 9刑集17-6-579【佐伯警察隠し撮り事件】

【事項】写真撮影され写真機を奪取した行為に強盗罪を認定した事例【事実】警察官が共産党員甲に対する公安事件による収監の必要上、その人物確認の手段として、ひそかに、甲と思われる人物の写真を撮影するにあたり、これと同道していた乙及び丙を分離して撮影することが困難であったため、乙及び丙をも同時に撮影したことに對し、乙らは憤慨し暴行を以て自己の撮影されたフィルムの装填されている写真機を奪取した。1審は、強盗致傷罪を認めたが、超法規的違法性阻却事由の過剰として免訴。原審破棄、傷害の事実を認めず強盗罪とした(236条1項)。棄却。

【判旨】該情況において警察官が乙らの写真を撮影したとしても、その撮影行為は違法でなく、被撮影者らにおいて、暴行をもって該警察官の反抗を抑圧して、自己らの撮影されたフィルムの装填してある写真機を強取することは、刑法上許された行為ではない。

53. 最決昭39. 12. 3刑集18-10-698【舞鶴事件】

【事項】超法規的違法阻却事由の要件【事実】昭和28年5月、舞鶴引揚援護局第2寮において開かれた第3次興安丸中国帰国者大会の席上で、援護局の女子職員甲が大会の模様をメモしていたのが発見された。帰国者らは甲を捕らえ、大会演壇前に突き出し、さらに甲の身分・不退去の理由を究明するため、大会場隣室の食堂で10数名の調査員が調査を行うこととし、別室等にて午前2時頃まで抑留した。Aは、主として食堂における抑留行為につき指導的役割を、Bは、別室における抑留につき指導的役割を演じたものとして不法監禁罪で起訴された。第1審は、前段は不法監禁にあたるが実質的違法性阻却とし、後段は態様が軽微であったとして過剰防衛規定を類推し刑を免除した。原審破棄、監禁罪、共同正犯(220条1項60条)。棄却。【決旨】被告人等の同女に対する行為は、本件における原判示の如き具体的事態の下において社会通念上許容される限度を超えるものであって、刑法35条の正当の行為として違法性が阻却されるものとは認め難い。

54. 最大判昭41. 10. 26刑集20-8-901【全通東京中郵事件】※

【事項】①公共企業体等労働関係法17条1項の合憲性②公労法17条1項違反の争議行為と労組法1条2項の適用【事実】全通労組執行委員Aらは、争議行為に際し、郵便事務職員らに対して働きかけて、職場放棄をさせた。1審無罪。原審破棄。破棄差戻(多数意見8, 反対意見4)。【判

【資料】

旨】①公労法17条1項は、憲法11条、14条、18条、25条、28条、31条、98条に違反しない。②公労法17条1項に違反してなされた争議行為にも、労組法1条2項の適用がある。【理由】関係法令の制定改廃の経過に徴すると、公労法適用の職員については、公共企業体の職員であると、いわゆる5現業の職員であることを問わず、憲法の保障する労働基本権を尊重し、これに対する制限は必要やむを得ない最小限度にとどめるべきであるとの見地から、争議行為禁止違反に対する制裁をしだいに緩和し、刑事制裁は、正当性の限界をこえないかぎり、これを科さない趣旨であると解するのが相当である。…公労法17条1項に違反して争議行為をした者に対する刑事制裁について見るに、…争議行為禁止の違反に対する制裁はしだいに緩和される方向をとり、現行の公労法は特別の罰則を設けていない。このことは、公労法そのものとしては、争議行為禁止の違反について、刑事制裁はこれを科さない趣旨であると解するのが相当である。公労法3条で、刑事免責に関する労組法1条2項の適用を排除することなく、これを争議行為にも適用することとしているのは、この趣旨を裏付けるものといえることができる。【反対意見要旨】公労法17条1項に違反してなされた争議行為には労組法1条2項の適用はない。…苟もある法律によって一切の争議行為が禁止せられ、違法なものとされている以上、他の法域において、それが適法であるということとは許されない。

55. 最判昭42. 2. 7刑集21-1-19【安西郵便局事件】

【事項】組合活動と建造物侵入【事実】特定郵便局事務室において、当日の窓口現金事務の終了後、やがて現金収納のために来る銀行便に間に合うように、同局局長が自ら現金の集計整理にたずさわっていた際、労働組合員4名は、共謀の上点検活動目的で、局長が立入を繰り返し拒否したにも拘わらずこれを押しつけ、郵便局事務室内に立ち入った。第1審は入室拒否が不当として無罪。第2審、破棄、住居（建造物）侵入罪（130条）。この点棄却。【判旨】該行為は、たとえそれが同局に労働条件に関する事項について法規や協約の違反その他取扱上不備の点がないかどうか、不当労働行為がないかどうかなどについて組合活動として調査点検をするいわゆる点検活動を実施するためであっても、住居侵入罪が成立する。【理由】点検活動を目的とする者が郵便局長の拒否にもかかわらず局舎事務室へ立ち入った行為が、住居侵入罪を構成するか否かの判断をするためには、立ち入る側とそれを拒否する側との双方について、それぞれの具体的動機とその行為の態様とを相関的に考量する必要がある。…事務室の置かれた具体的状況のもとで、立入を受忍することによって予測される業務上の支障と、点検がせいぜい10分か20分おくれることによって組合側に及ぶ不利益とを勘案すると、同局長が被告人らに対しその立入をしばらく拒否したことに理由がないとはいえない。

56. 最決昭42. 9. 13刑集21-7-904【観照堂事件】

【事項】法令行為：刑法212条2項4号にいう「罪を行い終わってから間がないとき」および「誰何されて逃走しようとするとき」にあたりとされた事例【事実】甲、乙両巡査らは、K方より

火炎瓶が投入されたという電話連絡を受け、即時自動車を利用し、或いは徒歩でK方に到着し、瓶の破片の散乱、自動車内から発する煙等を現認した。甲、乙の両巡査は、犯人逮捕の命を受け、犯人が学校の方に逃げたと聞き山手に向かって進んだところ、4、5分して路上で人の気配を感じ、挙動不審の者数名と出会い、甲巡査が懐中電灯を照らし、乙巡査が警笛を鳴らすと、「ポリ公だ」とか「来た、来た」とかいいながら、山中へ逃走したため、両巡査はその跡を追うと約300メートル先の水源地付近で火炎瓶と思われるビール瓶が破裂して火炎を発生しているのを目撃し、更に400メートル先の観照堂まで追って行き、そこで応援を待った。甲、乙は、応援の巡査4名と共に、放火未遂の準現行犯人と認めて逮捕しようとしたところA外20名位の者が、「殺してしまえ」、「やってしまえ」と叫びながら甲ら6名の巡査に対して暴行、脅迫を加えたため、警察官が拳銃を発射した。【決旨】犯罪の発生後直ちに現場に急行した警察官が、ひきつづき犯人を捜索のうえ、犯行後4、50分を経過した頃、現場から約1100メートルの場所で逮捕行為を開始したときは、刑法212条2項にいう「罪を行い終わってから間がないとき」にあたり、また、警察官が犯人と思われる者を懐中電灯で照らし、同人に向かって警笛を鳴らしたのに対し相手方がこれによって警察官と知って逃走しようとしたときは、口頭で「たれか」と問わないまでも、同条項4号にいう「誰何されて逃走しようとするとき」にあたる。棄却。

57. 最判昭43. 7. 12刑集22-7-659【秋田県政共闘事件】

【事項】争議行為と不退去罪の成立【事実】秋田県県政共闘会議を組織する労働組合の代表者であるA、Bらは、秋田県知事公舎第2応接室において、知事に対し、昭和36年度県予算に関し折衝した際、折衝が行き詰まりとなったため、知事は同公舎第1応接室において予算案の査定事務にとりかかった。ところが、該労働組合の組合員であるC、Dを含む組合員数十人は、前記折衝経過を聞いて喧噪状態となり、床板を踏み鳴らし、労働歌を高唱し、第1応接室の扉や壁をたたくなどした。A、Bは、該喧噪状態を制止することなく放置したまま数回にわたり第1応接室に入り、予算案査定中の知事に対し同じ主張を繰り返したため、予算案査定事務の進捗がはなはだしく妨害されたので、知事は事後の折衝に応ずることを拒否し、A B C Dを含む組合員全員に退去を要求したが、Aらはこれに応じなかった。不退去罪、共同正犯（130条60条）。棄却。【判旨】判示事実関係のもとにおいては、被告人等の行為は団体行動権行使の正当な限界を逸脱したものであり、知事が退去を要求したのは当然の措置であって、これに応じなかった被告人らの不退去の所為は違法性を阻却するものではない。（色川裁判官の反対意見がある。）

58. 最大判昭43. 12. 4刑集22-13-1425【美唄市議選事件】

【判旨】①労働組合の統制権と憲法28条②労働組合の統制権と組合員の立候補の自由【事実】美唄市議選に際し、三井美唄炭鉱労働組合員である甲が、組合の統一候補の選にもれたことから、独自に立候補する旨の意思を表示したため、同組合幹部Aらは、甲に対し、組合の方針に従って同選挙の立候補を断念するよう再三説得したが、甲は容易にこれに応ぜず、あえて独自の立場で

【資料】

立候補することを明らかにしたので、ついに説得することを諦め、組合の決定に基づいて統制違反者として処分する旨威迫するなどして選挙の自由を妨害した。第1審、公職選挙法違反罪。原審、破棄無罪。破棄差戻。【判旨】①労働組合は、憲法28条による労働者の団結権保障の効果として、その目的を達成するために必要であり、かつ、合理的な範囲内においては、その組合員に対する統制権を有する。②労働組合が、地方議会議員の選挙にあたり、いわゆる統一候補を決定し、組合を挙げて選挙運動を推進している場合において、統一候補の選にもれた組合員が、組合の方針に反して立候補しようとするときは、これを断念するよう勧告または説得することは許されるが、その域を超えて、立候補を取りやめることを要求し、これに従わないことを理由に統制違反として処分することは、組合の統制権の限界を超えるものとして許されない。

59. 最大判昭44. 4. 2刑集23-5-305【都教組勤評事件】

【事項】①地方公務員法37条、61条4号の合憲性②地方公務員法61条4号の適用が許されないとされた事例【事実】文部省が企図した公立学校教職員に対する勤務評定の実施に反対する日教組の方針に則り、都教組は、同月21日に指令を発し、その指令に基づいて、同月23日、1日の一斉休暇闘争を行った。Aはその指令配布、趣旨伝達等を行った。原審、地方公務員法違反（あおり）罪。破棄無罪（多数意見9、反対意見5）。【判旨】①地方公務員法37条は憲法28条に、地方公務員法61条4号は憲法28条、31条、18条に違反しない。②東京都教職員組合が、文部省の企図した公立学校職員に対する勤務評定の実施に反対するため、1日の一斉休暇闘争を行うに当たり、被告人らが組合の幹部としてした闘争指令、趣旨伝達等、争議行為に通常随伴する行為に対しては、地方公務員法61条4号所定の刑事罰をもってのぞむことは許されない。【理由】これらの規定（地公法37条、61条4号）が、文字どおりに、すべての地方公務員の一切の争議行為を禁止し、これらの争議行為の遂行を共謀し、そそのかし、あおる等の行為をすべて処罰する趣旨と解すべきものとすれば、それは、公務員の労働基本権を保障した憲法の趣旨に反し、必要やむをえない限度をこえて争議行為を禁止し、かつ、必要最小限度にとどめなければならないとの要請を無視し、その限度をこえて刑罰の対象としているものとして、これらの規定は、いずれも、違憲の疑を免れないであろう。しかし、…地公法61条4号は、争議行為をした地方公務員自体を処罰の対象とすることなく、違法な争議行為のあおり行為等をした者にかぎって、これを処罰することになっているのである…。ただ、それは、争議行為自体が違法性の強いものであることを前提とし、そのような違法な争議行為等のあおり行為等であってはじめて、刑事罰をもってのぞむ違法性を認めようとする趣旨と解すべきである。

60. 最大判昭44. 4. 2刑集23-5-685【全司法仙台事件】

【事項】①国家公務員法98条1項17号の合憲性②国家公務員法110条1項17号にいう同法98条5項前段の違法な行為の遂行をあおった罪が成立するとされた事例【事実】全国税労働組合中央執行委員長で税務署職員（係争中）であったAは、全司法労組仙台支部が、新安保条約に反対する

ため、勤務時間内にくいこむ職場大会を開催するにあたり、裁判所職員でなく、かつまた裁判所職員の団体に関係もないBら（全国税労組委員、税務職員）、裁判所職員であり、同支部執行委員長の職にあったCらと共謀のうえ、同支部分会役員に対し、その職場大会への参加協力を要求し、または裁判所職員に対しその職場大会に参加するよう恫喝・使唆した。原判決は限定解釈しつつ、この点について有罪とした。棄却。多数意見13（趣旨反対5）（反対意見1）。【判旨】①国家公務員法98条5項、110条1項17号は憲法28条、前文、11条、97条、18条に、国家公務員法110条1項17号は、憲法21条、31条に違反しない。②該事実につき、BらおよびCは、いずれも国家公務員法110条1項17号にいう同法98条5項前段に規定する違法な行為の遂行をおおった者にあたる。【理由】これらの規定（国公法98条5項、110条1項17号）が、文字どおりに、すべての国家公務員の一切の争議行為を禁止し、これらの争議行為の遂行を共謀し、そそのかし、あおる等の行為をすべて処罰する趣旨と解すべきものとすれば、公務員の労働基本権保障の趣旨に反し、必要やむをえない限度をこえて争議行為を禁止し、かつ、必要最小限度にとどめなければならないとの要請を無視して刑罰の対象としているものとして、これらの規定は、いずれも、違憲の疑いを免れない。しかし、…限定的に解釈するかぎり、前示国公法98条5項はもとより、同法110条1項17号も、憲法28条に違反するものということができず、また、憲法の前文、11条、97条、18条に違反するものともいえない。…あおり行為を処罰するには、争議行為そのものが、職員団体の本来の目的を逸脱してなされるとか、暴力その他これに類する不当な圧力を伴うとか、社会通念に反して不当に長期に及ぶなど国民生活に重大な支障を及ぼすとか等違法性の強いものであることのほか、あおり行為等が争議行為に通常随伴するものと認められるものでないことを要するものと解すべきである。

61. 最大判昭44. 12. 24刑集23-12-1625【京都府学連デモ事件】

【事項】①みだりに容貌等を撮影されない自由と憲法13条②犯罪捜査の為容貌等の写真撮影が許容される限度と憲法13条、35条【事実】警察官甲は、違法な集団示威行動中の先頭集団を歩道上から写真撮影したところ、行進中のAらはこれに抗議し、暴行を加え傷害を負わせた。公務執行妨害罪、傷害罪、共同正犯、観念的競合（95条1項60条、204条60条、54条1項前段）。棄却。【判旨】①何人もその承諾なしに、みだりにその容貌・姿態を撮影されない自由を有し、警察官が正当な理由もないのに、個人の容貌等を撮影することは憲法13条の趣旨に反し許されない。②警察官による個人の容貌等の写真撮影は、現に犯罪が行われもしくは行われたのち間がないと認められる場合であって、証拠保全の必要上及び緊急性があり、その撮影が一般的に許容される限度をこえない相当な方法をもって行われるときは、撮影される本人の同意がなく、また裁判官の令状がなくても、憲法13条、35条に違反しない。

62. 最決昭45. 6. 23刑集24-6-311【札幌市電事件】

【事項】市電の出庫を阻止したピケットingの正当性【事実】札幌市役所関係労働組合連合会

【資料】

所属のAらは、他の約40名とともに、車庫内において市電の前に立ち塞がり、その出庫を阻止したものであるが、その行為は、市当局の長期間にわたる不当な団体交渉の拒否等に対処し、団体交渉における労使の実質的対等を確保するため、やむなくなされた市電等への乗務拒否を主眼とする同盟罷業中に、これから脱落した組合員が、当局側の業務命令に従って市電を運転して車庫外に出ようとしたので、組合の団結がみだされ同盟罷業がその実効性を失うのを防ぐ目的で、とっさに市電の前に立ち塞がり、市電を出さないように叫んで翻意を促し、これを腕力で排除しようとした当局側の者と揉み合い、前後約30分間、乗客のいない車庫内で市電の出庫を阻止したものであって、その間直接暴力に訴えるというようなことがなかった。【判旨】判示事実等の事情があるときは、これを正当な行為とすることができる。起訴は威力業務妨害罪。無罪。棄却（多数意見3，反対意見2）。

63. 最判昭45. 7. 16刑集24-7-475【第7青函丸・長万部駅事件】

【事項】①オルグ活動と艦船不退出の違法性②国鉄労働争議における国鉄労働組合員の信号取扱所立入行為の正当性【事実】①日本国有鉄道青函船舶鉄道管理局が、合理化定員削減目的の職員配置換え対象者に対する事前通告の進めたのに対し、これに反対する国鉄労組青函地方本部は、事前通知を一括返上する方針を決め、返上を指導するため、組合役員のオルグを各船舶に派遣することを決定し、Aは、この決定に基づき、昭和37年1月28日午後8時30分頃、出航予定の第7青函丸に乗り込んだところ、組合役員を乗船させたまま出航しないよう敬命されていた同船舶長甲より退船を要求されたが、これを拒否し、結局、出航予定時刻を過ぎた同日午後9時50分頃になってようやく下船した。第1審、無罪。原審、破棄、艦船不退出罪（130条後段）。棄却。②国鉄当局が、国鉄の正常な運転業務を確保するため、長万部駅構内への立入を禁止し、組合員による信号扱所占拠に備えるべく各信号扱所周辺にそれぞれ警備員、公安職員等百名ないし百数十名を配置したのに対し、昭和37年3月31日組合側は、当局側の警備員を排除すべく、第2信号扱所においては、組合員約250名がスクラムを組んだ4列縦隊で二手にわかれて当局側警備員を挟撃し、激しい押合い、もみ合いのすえ、Bは組合員と共に当局側の警備を排除して第2信号扱所に立ち入った。また、第1信号扱所においては、組合員約200名が同様にスクラムを組んだ4列縦隊で二手にわかれ、当局側警備員を挟撃する態勢をとったところ、当局側指揮者工事課長甲と組合側執行委員乙との間で怪我人がでるのを防ぐため、組合側は当局側を挟撃するのを止め、線路側からやんわり押す、当局側は押されれば下る、信号扱所階段上にいる公安職員はおろすとの妥協が成立し、公安職員が下りたところで、組合側は漸次当局側を押して階段上り口を占領するに至ったが、この状況を見ていたA、Bは同階段を駆け上がって第1信号扱所内に立ち入った。A：建造物侵入罪（先の不退出罪とは併合罪関係）、B：建造物侵入罪（併合罪）。棄却。【判旨】①国鉄連絡船の乗務船員でない国鉄労組員が同船に乗り込んだことが、同組合の団体行動として同船の航行中に勤務当直者でない乗務船員たる組合員らに対するオルグ活動をするためであると

ても、船長が退去を命令したときは、これに従うことを要し、これに従わないで船内に滞留することは、労組法1条2項にいう正当な行為とはいえ、艦船不退去罪を構成する。②公労法17条違反の争議行為にも労組法の免責規定の適用の余地があるが、本件国鉄労働争議における判示のような事実関係のもとでの被告人らの信号扱所侵入行為は、組合員多数の勢力をもってする実力行動により信号扱所に対する国鉄当局側の管理を排除して侵入したものであって、被告人らの信号扱所への立入りが、同所に勤務する組合員に職場大会への参加を呼びかける目的に出たもので、組合員の原判示時限ストを実行するためになされたものであるとしても、これをもって直ちに労組法1条2項にいう正当な行為とはいえ、建造物侵入罪を構成する。棄却。理由につき対立（多数意見4：限定合憲論，意見1：一律違法論）。

64. 最判昭45. 7. 16判時605-95【浜松動労事件】

【事項】所謂動労の争議行為における列車進行阻止行為の正当性【事実】国鉄動力車労組の中央執行委員A，同組合中部地方評議会事務局長Bは争議行為に際し派遣されて、浜松動労組合員約200名と共に、当局の列車運行を阻止するため、鉄道の線路上に立ち塞がりスクラムを組むなどして、列車の進行を妨害した。威力業務妨害罪，共同正犯（234条233条60条）。棄却。【判旨】該行為は威力業務妨害罪を構成する。公労法17条違反の争議行為についても刑法1条2項の刑事免責規定の適用はあるが本件は正当な争議行為とはいええない。理由につき対立（多数意見4：限定合憲論，意見1：一律違法論）。

65. 最大判昭45. 9. 16刑集24-10-1345【全逓横浜郵便局事件】

【事項】①公労法17条1項の合憲性②公労法17条1項違反の争議行為と労組法1条2項の適用【事実】Aらは、公労法17条1項に違反してなされた争議行為の手段としてピケッティングを行った際公務執行妨害罪で起訴された。原審有罪。破棄差戻（多数意見8，反対意見6）。【判旨】①公労法17条1項は、憲法28条に違反しない。②公労法17条1項に違反してなされた争議行為にも、労組法1条2項の適用がある。【理由】同条項に違反してなされた争議行為にも、労働組合法1条2項の適用があるものと解すべきであり、このことは、すでに当裁判所の判例とするところである。

66. 最判昭46. 3. 23刑集25-2-110【福教組事件】

【事項】公務員の同盟罷業のあおりと刑罰【事実】福岡県教職員組合が、同県教育委員会の企図した公立小，中学校教職員に対する勤務評定の実施に反対するため、1日の一斉休暇闘争を行うにあたり、Aらは組合の幹部として闘争指令の配布，趣旨伝達，一斉就業放棄方の従容等の行為をおこなった。地方公務員法違反につき，原審無罪。棄却（多数意見3，反対意見2）。【判旨】該行為は地方公務員法61条4号に該当しない。【理由】地方公務員法61条4号の規定も，憲法の趣旨と調和しうるよう解釈するときは，争議行為自体が違法性の強いものであることを前提とし，そのような違法な争議行為のあおり行為等であってはじめて，刑事罰をもってのぞむ違法性を認

【資料】

めようとする趣旨と解すべきである。

67. 最判昭46. 3. 23刑集25-2-110【佐教組事件】

【事項】地方公務員法61条4号に該当しないとされた事例【事実】佐賀県教職員組合が、教職員の定員削減反対、完全昇給実施等の要求を貫徹するため、3日間3、3、4割の休暇闘争を行うにあたり、Aらは、組合の幹部として闘争指令の配布、趣旨伝達、闘争参加方の従容等の行為をおこなった。原審無罪。棄却（多数意見3、反対意見2）。【判旨】該行為は地方公務員法61条4号に該当しない。

68. 最大判昭48. 4. 25刑集27-3-419【国鉄久留米駅事件】

【事項】①争議行為に際して行われた犯罪構成要件該当行為について違法性阻却事由の有無を判断する一般の基準②国鉄労働組合員らの争議行為と憲法28条【事実】国鉄労働組合執行委員A、B、Cは、争議行為に際して、勤務員甲らに対し職場放棄を勧誘、説得するため、駅長によって立ち入りを禁じられた信号所に立ち入った。第1審、建造物侵入罪、共同正犯（130条60条）。原判決は、憲法28条に基づく基本的な法の規制態度等にかんがみるときは、争議行為が労働組合法1条1項の目的を達成するためのものであって、それが政治目的で行われたとか、暴力を伴う場合とか、社会通念に照らして不当に長期に及ぶときのように国民生活に重大な障害をもたらす場合のような不当性を伴わない限り、刑事制裁の対象とはならないものである、として無罪を言い渡した。破棄差戻（多数意見8、諸反対意見5）。【判旨】①勤労者の組織的集団行動としての争議行為に際して行われた犯罪構成要件該当行為について刑法上の違法性阻却事由の有無を判断するにあたっては、その行為が争議行為に際して行われたものであるという事実をも含めて、当該行為の具体的状況その他諸般の事情を考慮に入れ、それが法秩序全体の見地から許容されるべきものであるか否かを判定しなければならない。②国鉄労組員らの争議行為の際における被告人ら3名の本件信号所各侵入行為は、いずれも刑法上違法性を欠くものではない。このように解して被告人ら3名の刑事責任を問うことは、憲法28条に違反しない。【理由】…被告人Aは、当局側の警告を無視し、勧誘、説得のためであるとはいえ、前記のような状況のもとに、かかる重要施設である久留米駅東てこ扱所2階の信号所の勤務員3名をして、寸時もおろそかにできないその勤務を放棄させ、勤務時間内の職場集会に参加させる意図をもって、あえて同駅長の禁止に反して同信号所に侵入したものであり、また、被告人B及びCは、労働組合員ら多数が同信号所を占拠し、同所に対する久留米駅長の管理を事実上排除した際に、これに加わり、それぞれ同所に侵入したものであって、このような被告人ら3名の各侵入行為は、いずれも刑法上違法性を欠くものでないことが明らかであり、また、このように解して被告人ら3名の刑事責任を問うことは、なんら憲法28条に違反するものではない。

69. 最大判昭48. 4. 25刑集27-4-547【全農林警職法事件】

【事項】①国家公務員法98条5項、110条1項17号の合憲性等②国家公務員法98条5項、110条1

項17号の法意③政治的目的のための争議行為と憲法28条【事実】農林省職員であって全農林労働組合中央執行委員長A, 同組合副中央執行委員長B, Cは, 警察官職務執行法改正に反対する第4次統一行動の一環として全農林労働組合中央執行委員多数と意思を通じたうえ, (1) 昭和33年10月30日から11月2日にかけて, 同組合総務部長をして同組合各県本部宛てに, 正午出勤等時間内に食い込む職場大会を実施すべき指令を発信し発送させ, また, (2) 同月5日午前中農林省において同職員らに対し, 職場大会への参加を反復説得した。第1審無罪。原審, 国家公務員法違反のあおり企て罪とあおり罪の包括1罪, 共同正犯。棄却(補足意見7, 意見5, 反対意見1)。【判旨】①国家公務員法98条5項, 110条1項17号は憲法28条に, 国家公務員法110条1項17号は憲法18条, 21条, 31条に違反しない。②国家公務員法98条5項, 110条1項17号は, 公務員の争議行為のうち同法によって違法とされるものとされないものとを区別し, さらに違法とされる争議行為についても違法性の強いものと弱いものとを区別したうえ, 刑事制裁を科されるのはそのうち違法性の強い争議行為に限るものとし, あるいは, あおり行為等につき, 争議行為の企画, 共謀, 説得, 慫慂, 指令等を争議行為にいわゆる通常随伴するものとして争議行為自体と同一視し, これを刑事制裁の対象から除くものとする趣旨ではない。③私企業の労働者であると, 公務員を含むその他の勤労者であるとを問わず, 使用者に対する経済的地位の向上の要請とは直接関係のない警察官職務執行法の改正に対する反対のような政治的目的のために争議行為を行うことは, 憲法28条とは無関係なものである。

70. 最決昭49. 7. 16刑集28-5-216【国鉄尾久駅事件】

【事項】ピケッティング等による旅客列車遅延と威力業務妨害罪の成立【事実】国鉄職員でいわゆる勤労本部中央執行委員Aらは, 国鉄当局の合理化に反対する職場集会開催の方針に基づき国鉄動力車労組員約150名と共謀し, 多数乗客を乗せて駅に入構した旅客列車の前方軌道上に共にスクラムを組んでうずくまるなどし, また乗務員を職場大会に参加させるためその腕を抱えるなどして強いて下車させ, これによって午後8時頃から同8時44分頃までの間当列車の発進を不能ならしめた。威力業務妨害罪, 共同正犯(234条233条60条)。棄却。【決旨】該所為は, その目的が原認定のとおりであり, 同乗務員が前記動力車労組所属のものである事情を考慮しても, 法秩序全体の見地から許容しがたい不法な威力の行使による業務の妨害にあたる。

71. 最大判昭49. 11. 6刑集28-9-743【総理府統計局事件】

【事項】国家公務員法及び公職選挙法違反の文書配布と正当行為【事実】総理府事務官であるA, B, C3名は, それぞれ, 東京都議会議員選挙に際し, 日本社会党から立候補した甲外56名, 日本共産党から立候補した乙外35名の当選を得しめる目的で, その選挙運動の期間中, 統計局構内において, 公職選挙法の禁止を免れる行為として, Aは, 西門内側付近でDと共謀して前記候補者氏名等の掲載された統計職組教宣ニュースを職員らに配布し, Bは北門内側付近で同様に配布し, Cは, E及びFと共謀して同様に配布した。第1審, 公職選挙法違反罪(A Cにつき刑法60条適

【資料】

用)、国家公務員法違反罪(ACにつき60条適用)、観念的競合。原審、破棄無罪。破棄自判(第1審維持)(多数意見11)。(国家公務員法102条1項は、同法110条1項19号の構成要件を委任する部分に関するかぎり、憲法違反で無効とし無罪とする4反対意見がある。)【判旨】国家公務員法102条1項、人事院規則14-7・5項1号、6項13号及び公職選挙法146条1項に各違反する本件の文書の配布は、たとえ裁量権のない機械的職務に従事する非管理職の国家公務員によりその属する職員団体が日常活動として行っていたいわゆる朝ピラの配布の方法で、主として同団体の日常活動として行う意識でされたものであり、文書の内容が同団体の候補者推薦決定を記載したもので、各被告人の配布した文書の枚数が6枚ないし14枚であり、かつ、同僚に対して配布された場合であっても、そのような事情は犯情に影響するにとどまり、国家公務員法110条1項19号及び公職選挙法243条の各罪の違法性を失わせるものではない。このように解しても憲法21条、31条に違反しない。

72. 最判昭50. 4. 3刑集29-4-132【太平丸事件】

【事項】現行犯逮捕のための実行行使と刑法35条【事実】漁船第1清福丸(甲船)船長Aは、監視船船長からあわびの密漁船である太平丸の追跡を依頼され、これを追跡し、これと併航し、停船を呼び掛けたが同船はこれに応じないばかりか、3回にわたり甲船の船腹に突っ込んで衝突させたり、ロープを流し甲船のスクリューにからませて追跡を妨害しようとしたので、甲船の乗組員Bは、同船に対し瓶やボルトを投げ付けるなどして逃走を防止しようとし、Aも、抵抗する密漁船の逃走を防止するため、鯨突用の鉆を投げ付けたりしたうえ、同船を操舵中の乙の手足を竹竿で叩き突くなどして全治約1週間程度の右足背部刺創を負わせた。原審、A：傷害罪。破棄無罪。

【判旨】現行犯逮捕しようとする場合において、現行犯人から抵抗を受けたときは、逮捕しようとする者は、その際の状況からみて社会通念上逮捕のために必要かつ相当であると認められる限度内の実行力を行使することが許される。

73. 最判昭50. 8. 27刑集29-7-442【日本鉄工所事件】

【事項】労組役員の脱退第2組合員に対する暴行等と正当行為【事実】日本鉄工所の日本鉄鋼労働組合(甲組合)とこれから脱退した者を中心とする日本鉄鋼千葉工場労働組合(乙組合)との間の紛争の過程で、昭和40年3月1日早朝、乙組合の書記長丙は乙組合の言い分を記載したピラを甲組合の組合員に配付しようとした。(1)甲組合の副組合長Aは、丙の左肩を掴んで後方に引きのかせ、ひじで同人の胸部付近を1回突き、右手で同人の左肩を2回突き、ピラ配付を断念してタクシーに乗りしようとする同人の手首を掴み、腕を組むようにして引っ張り、近くの甲組合事務所に連れ込み、約10分後の7時30分頃口実を設けて逃れ出てタクシーに乗り扉を閉めた同人に対し、扉を開け、右手で同人の左手首を握り左手でその胸の辺の着衣を掴んで車外に引っ張り出し、右腕で同人の左腕を抱えるようにして、再び同人を甲組合事務所に同行した。(2)その後、丙は一旦甲組合事務所から正門まで出て行ったところ、A及び本社甲組合の書記長Bは、丙の配付しようとしたピラの内容について取消文を書かせるため、丙を再び同事務所に連れ戻そうと考

え、意思を通じて、同日午後1時30分頃、本社正門付近において、A、Bを振り切って退去しようとする丙の前に立ち塞がり同人を中に挟んでそれぞれその両腕を抱え、正門付近から職員更衣室北側に至る約60メートルの構内通路を約15分にわたり無理に連行した。1審、A：暴行罪（208条）、逮捕罪、共同正犯（220条1項60条）、併合罪（45条）、B：逮捕罪、共同正犯。原審、可罰的違法性を欠き無罪。破棄自判（1審維持）。【判旨】該暴行、逮捕行為は、法秩序全体の見地からみると、原判示の諸般の事情を考慮に入れても、到底許容されるものとはいえない。

74. 最判昭50. 10. 24刑集29-9-777【羽田空港ビル事件】

【事項】可罰的違法性と公安条例違反【事実】日本中国友好協会（正統）中央本部の常任理事A、日本国際貿易促進協会関西本部友好商社部副委員長Bは、羽田空港ターミナルビルディング内国際線出発ロビーにおいて、呼び掛けに応じて集まり「佐藤訪米阻止」「毛沢東思想万歳」などのシュプレヒコールをするなど約300名の該団体の関係者らに対して演説を行い、さらに参加者約300名の者を指揮し2階ロビーから1階レストランまで無許可の集団示威運動を指導した。1審無罪。原審は可罰的違法性を欠くとして東京都条例5条の罪の成立を否定した。破棄差戻。【理由】集団行動に対する許可制が是認されるものである以上、これに違反して敢行された無許可の集団行動は、単に許可申請手続きをしなかったという点で形式上違法であるにとどまらず、集団行動に内包する前叙のような特質にかんがみ、公共の利益保護の必要上、これに対し地方公共団体のとるべき事前の対応措置の機会を奪い、公共の安寧と秩序を妨げる危険を新たに招来させる点で、それ自体実質的違法性を有するものと解すべき…。

75. 最判昭50. 10. 24刑集29-9-860【大阪市公安条例事件】

【事項】可罰的違法性と実質的違法性【事実】Aは、大阪府公安委員会が市条例により、群衆の無秩序又は暴行から一般公衆を保護するため必要と認めて定めた「行進は平穏に秩序正しく行い、ジグザグ行進など一般公衆に対し迷惑を及ぼすような行為はしないこと」との条件に違反して所謂社青同Bら約60名の者ととも大阪浪速区日本橋筋3丁目交差点東側から西側にいたるまでの約20数メートルの間約2、3分間ジグザグ行進をした。原判決は、本件ジグザグ行進は、その規模、速度、隊列、振幅、氣勢、当時の交差点における交通状況等を総合考察すると、いわゆる可罰的違法性がない場合とみるのが相当である、として無罪とした。破棄差戻。【理由】ジグザグ行進のような行為は、…思想の表現のために不可欠のものではなく、これを禁止しても憲法上保障される表現の自由を不当に制限することにならない…、許可条件違反のジグザグ行進は、それ自体、実質的違法性を欠くようなものではなく…。

76. 最判昭50. 11. 25刑集29-10-928【光文社事件】

【事項】所謂第2組合の組合員に対する第1組合員による逮捕行為の違法性【事実】昭和45年2月頃、光文社と光文社労働組合（光文社記者労働組合を含む。甲組合という。）との間で労働争議が発生し、組合は無期限ストライキに突入し、光文社はロックアウトを通告するなどして紛争を

【資料】

重ねるうち、甲組合の方針に批判的な一部組合員は第2組合（乙組合）を結成し即日光文社と団体交渉し就労につき合意に達し業務を再開した。乙組合の組合員数は同年7月初め頃までに122名に達し、甲組合のそれは37名に激減した。甲組合はピケティング活動を行い、記者組合に属する記者Aは、争議参加中の甲組合員数名と共に、乙組合員丙を、会社警備員による妨害の及ばないところで説得するため、その者を約30メートル引きずり、更に引っ張ったり押すなどして200メートル余を強いて連行した。1審、逮捕罪、共同正犯（220条1項60条）。原審は実質的違法性なしとして無罪。破棄自判（1審維持）（反対意見2）。【判旨】該行為は、法秩序全体の見地からみると、原判示の動機目的、その他諸般の事情に照らしても、刑法上の違法性に欠けるところはない。

77. 最判昭50. 12. 25刑集29-11-1007【東北大職員暴行事件】

【事項】学生による職員に対する共同暴行の違法性【事実】東北大学学生Aらは、大学の移転統合計画等に反対し、(1) 大学本部2階に新設された遮断扉につき多数学生の面前で説明することを事務局長甲に要求して拒否されると、甲を階下に連れ降ろそうとし、数人共同して、甲の腰掛けしている椅子次いでテーブルを倒し、その都度甲を床上にずり落とし、更に甲を椅子ごと2回にわたって事務局長室の出入口の方向へ押し出した。(2) その際、事務局長の机上で見つけた書類を庶務課総務掛長乙から取り上げようとし、数人共同して、乙を事務局長室から引きずり出し、更に乙を持ち上げ仰向けにして20数段の階段を運び降ろし、また、胸上げするようにして抱え上げる等した。1審、暴力行為等処罰に関する法律違反（共同暴行）罪、併合罪。原審、実質的違法性を欠くとして無罪。破棄自判（1審維持）。【判旨】該行為は、法秩序全体の見地からみると、原判示の動機目的、その他諸般の事情を考慮に入れても、刑法上違法性を欠くものではない。

78. 最決昭51. 3. 23刑集30-2-229【丸正名誉毀損事件】

【事項】弁護活動の正当性【事実】弁護士A、Bは、刑事事件（所謂丸正事件）の弁護活動として、自分らの調査した資料に基づき、記者会見や文書により被告人以外の特定人が真犯人であると指摘した。名誉毀損罪、共同正犯（230条60条）。棄却。【決旨】①弁護人が被告人の利益を擁護するためにした行為につき刑法上の違法性の阻却を認めるためには、それが弁護活動のために行われたものであるだけでは足りず、行為の具体的状況その他諸般の事情を考慮して、法秩序全体の見地から許容されるべきものと認められなければならないのであり、かつ、その判断にあたっては、その行為が法令上の根拠をもつ職務活動であるかどうか、弁護目的の達成との間にどのような関連性をもつか、弁護を受ける被告人自身がこれを行った場合に刑法上の違法性の阻却を認めるべきかどうかの諸点を考慮に入れるのが相当である。②該名誉毀損行為は、弁護人の正当な弁護活動として刑法上の違法性を阻却されるものではない。

79. 最判昭51. 5. 6刑集30-4-519【千里スタジオ事件】

【事項】争議中の労組員による会社側放送の妨害行為と違法性【事実】会社側と春闘争議中の労

働組合（大阪毎日放送労働組合）の執行委員中央闘争委員A、同じく中央闘争委員Bは、争議のため職場を離れた労働組合員に代わって会社側管理職員が予定の放送業務を行っているスタジオ出入口扉前に集まった組合員約40名と共に、一斉に労働歌を高唱し、拍手し、シュプレヒコールを始め、Aは電気メガホンを用いてそれらの音頭をとる等して約6分20秒間、テレビ生放送に騒音を混入せしめた。1審、実質的違法性欠如で無罪。原審、可罰的違法性・責任性阻却で無罪。破棄自判、威力業務妨害罪、共同正犯（60条234条233条）。【判旨】該威力業務妨害行為は、動機・目的その他諸般の事情を考慮に入れても、法秩序全体の見地からして、刑法上、違法性及び責任を欠くものではない。

80. 最判昭51. 5. 21刑集30-5-615【北教組事件】

【事項】全国中学校一斉学力調査の適法性【事実】A、B、Cは、いずれも旭川市立永山中学校において実施予定の全国中学校一斉学力調査を阻止するための説得活動をする目的で、当日、同校に赴き、Aは午前8時過ぎ頃約70名の者と意思を通じて校長甲の制止を無視して同校に立ち入り、Bも同日午前9時頃断りなく同校に立ち入った。Cは、午後0時過ぎ頃各教室を見回りつつあった校長に対し非難抗議し手拳をもって校長の胸部付近を突き、更に、A、B、Cはそのころ各教室を見回りつつあった校長を校長室に連れて行こうとして、約14、5名の者と意思を通じて、Aにおいて甲の右腕をかかえて引っ張り、B、Cにおいてはそれらの者ととも甲の身近に馬蹄形にこれを取り囲み口々に抗議しつつ甲をしてその意思に反して移動するのやむなきに至らせた。1、2審は学力調査は違法であるとして公務執行妨害の成立を否定し、建造物侵入罪、共同暴行罪を成立させた。破棄自判、A、B：建造物侵入罪、公務執行妨害罪、牽連犯（130条60条、95条1項60条、54条1項後段）。C：公務執行妨害罪、共同正犯、包括1罪。【判旨】文部大臣が地方教育行政の組織及び運営に関する法律54条2項の規定を根拠として教育委員会に対してした昭和36年度全国中学校一斉学力調査の実施の要求は、教育の地方自治の原則に違反するが、当要求に応じてした教育委員会の調査実施行為自体は、そのために当原則に違反して違法となるものではない。

81. 最大判昭51. 5. 21刑集30-5-1178【岩教組事件】

【事項】①地方公務員法37条1項、61条4号の合憲性②地方公務員法61条4号の法意【事実】(1) 岩手県教職員組合中央執行委員長A、同組合書記長B、同組合中央執行委員Cら7名は、岩手県下の各市町村教育委員会がその管理する中学校生徒に対する昭和36年度全国中学校一斉学力調査を実施するにあたり、これが実施に反対し、同組合傘下組合員である市町村立中学校教員をして、これが実施を阻止する争議行為を行わせるため、その趣旨の指令、指示の伝達を図るなどして実行方を従容した。また、(2) Cは、当日、昭和36年度全国中学校一斉学力調査実施のため中学校に赴こうとするテスト立会人らを道路上で阻止するため組合員約50名とともに大槌中学校手前の道路上に交通の妨害となるような方法で立ち塞がった。1審、(1)ABCら7名：地方公務

【資料】

員法違反（争議行為のあおりそそのかし）罪，包括1罪，共同正犯，(2)C：道路交通法違反罪，共同正犯，(1)とは併合罪。原審は，(1)につき可罰的違法性を欠くとして無罪，(2)につき，道交法違反行為に当たるとしつつ，正当な団体行動権の行使にあたるとして無罪とした。破棄自判（1審維持）。（理由反対1，結論反対1がある。）【判旨】①地方公務員法37条1項は憲法28条に，地方公務員法61条4号は憲法18条，28条に違反しない。②地方公務員法61条4号は，地方公務員の争議行為に違法性の強いものと弱いものとを区別して前者のみが該法条にいう争議行為にあたるものとし，また，該争議行為の遂行を共謀し，そそのかし，又はあおる等の行為のうちいわゆる争議行為に通常随伴する行為を刑事制裁の対象から除外する趣旨と解すべきではない。

82. 最大判昭52. 5. 4刑集31-3-182【全通名古屋中郵事件】

【事項】公労法17条1項と憲法28条等【事実】郵政省職員で全通信労働組合中央執行委員であるAら4名は，昭和33年3月20日午前5時45分頃，名古屋中央郵便局長の管理する地下第1食堂へ故なく立ち入り，職場放棄の意思を有する集配課外務員甲ら9名に対し郵政職員が争議行為として行った勤務時間内2時間の職場大会に参加を呼びかけた。1審，郵便法違反共同幫助罪，観念的競合，建造物侵入罪とは併合罪（郵便法79条1項前段，刑法62条1項，60条，130条前段，54条1項前段，45条前段）。原審，無罪（郵便法違反教唆罪等）。破棄自判（1審支持）（反対意見2）。

【判旨】公労法17条1項違反の争議行為には，労組法1条2項の適用はない。…公労法17条1項違反の争議行為に際しこれに付随して行われた犯罪構成要件該当行為について違法性阻却事由の有無を判断するにあたっては，その行為が同条項違反の争議行為に際しこれに付随して行われたものであるという事実を含めて，行為の具体的状況その他諸般の事情を考慮に入れ，それが法秩序全体の見地から許容されるべきものであるか否かを考察しなければならない。

83. 最判昭53. 3. 3刑集32-2-97【全通名古屋中郵（2）事件】

【事項】全通労組の争議行為の違法性【事実】A，Bの両名は全通信労働組合中央本部執行委員，Cは全通愛知地区本部執行委員長，Dは全通名古屋中央郵便局支部長で，いずれも郵政事務官であるところ，昭和34年12月3日午後2時15分頃から午後10時30分頃迄の間において，名古屋中央郵便局年賀予備室で，意思を通じた上，受入係事務補助員甲ら数名が小包課長乙の指示により，滞貨小包郵便約140個を搬出しようとするや，その前面に立ち塞がり，これを押し返して搬出を不能にし，更に，乙らが自ら郵袋を搬出しようとして年賀予備室に入室しようとするや，その前面に多数とともにスクラムを組むなどして入室を不能にし，かつ，その間数回にわたり同郵便局管理者丙らから局外に退去すべき旨の要求を受けたにもかかわらず，これを拒否して退去しなかった。1審は違法性を欠くとして無罪。2審は，正当行為として可罰的違法性を欠くとして無罪。破棄自判，威力業務妨害罪，不退去罪，共同正犯，観念的競合（234条233条60条，130条60条，54条1項前段）【判旨】公共企業体等労働関係法17条1項違反の争議行為として行われた本件威力業務妨害及び不退去行為は，刑法上の違法性を欠くものではない。【理由】（判例変更）原判決が

違法性阻却を認める根拠とした本件行為の目的、手段、影響のいずれの点も、その根拠となるものではなく、他に法秩序全体の見地からみて本件行為の違法性を否定すべき事由は見当たらない。

84. 最判昭53. 3. 3刑集32-2-159【国鉄松山駅事件】

【事項】国鉄労組の争議行為の違法性【事実】Aは日本国有鉄道労働組合四国地方本部執行委員長、Bは同地方本部書記長、Cは同地方本部執行委員、業務部長であるところ、国労組合員数百名と意思を通じて昭和37年3月31日午前3時40分頃から同日午前5時40分頃までの間約2時間にわたり国鉄松山駅構内において列車の運行を阻止するため、同組合員数百名を指揮し、同駅構内上り2番線路上に機関士甲が乗り込んで発車すべく待機中の準急行列車の前方線路上に集合して立ち塞がり、当局の再三の立退要求にも応じないで発車を不能にし、同列車に引き続き同線路上から発車すべき普通列車につき乗務員らによる発進を不能にし、更に同線路上から発車すべき普通列車につき約27分間乗務員らによる発進を不能にした。1審及び原審は違法性を欠くとして無罪。破棄自判、威力業務妨害罪、共同正犯（234条233条60条）。【判旨】公共企業体等労働関係法17条1項違反の争議行為として行われた本件威力業務妨害行為は、刑法上の違法性を欠くものではない。

85. 最決昭53. 5. 31刑集32-3-457【外務省機密漏洩事件】

【事項】取材活動の正当性【事実】新聞記者Aは、外務省の機密を探知する目的で、女性外務事務官甲と肉体関係を持ち、甲から秘密文書の交付を受けた。1審、無罪。原審、国家公務員法違反（秘密漏洩唆し）罪。棄却。【決旨】①報道機関が公務員に対し秘密を漏示するようにそののかしたからといって、直ちに当該行為の違法性が推定されるものではなく、それが真に報道の目的からでたものであり、その手段・方法が法秩序全体の精神に照らし相当なものとして社会観念上是認されるものである限りは、実質的に違法性を欠き正当な業務行為である。②当初から秘密文書を入手するための手段として利用する意図で女性の公務員と肉体関係を持ち、同女が該関係のため被告人の依頼を拒み難い心理状態に陥ったことに乗じて秘密文書を持ち出させたなど取材対象者の人格を著しく蹂躪した本件取材行為は、正当な取材活動の範囲を逸脱するものである。

86. 最判昭53. 6. 29刑集32-4-759【国鉄南延岡機関区事件】

【事項】国鉄労組の争議行為の違法性【事実】国鉄動力車労働組合（動労）西部地方評議会事務局長A、動労大分地方本部執行委員長B及び同地方本部副委員長Cは、動労が日本国有鉄道（国鉄）当局に対して大幅賃上げ、合理化反対、最低賃金制確立、スト権奪還等を目的として昭和40年3月17日に時限ストライキを行った際、その主張を貫徹するため列車の運行を阻止しようと企図し、動労組合員約500名と意思を通じて、同日午前6時24分頃から同7時15分頃までの間、南延岡機関区構内入出区4番線付近において、出区発進予定の機関車の側面でスクラムを組み、之に乗車しようとした機関士甲外1名に「裏切者」と怒号するなどして氣勢をあげ、その乗降口に立ち塞がり、動労組合員の排除に当たった鉄道公安職員約100名を押し返すなどして乗務員兩名の乗車

【資料】

を妨げ、国鉄の列車運行を妨げた。原審、無罪。破棄自判、威力業務妨害罪、共同正犯（234条233条60条）。【判旨】公共企業体等労働関係法17条1項違反の争議行為として行われた本件威力業務妨害行為は、刑法上の違法性を欠くものではない。（団藤裁判官の反対意見がある。）

87. 最決昭53. 11. 15刑集32-8-1855【山陽電軌事件】

【事項】バス会社争議行為手段としての車両確保行為の違法性【事実】昭和36年春闘に際し、山陽電気軌道株式会社と私鉄中国地方労働組下山陽電軌支部の団体交渉が難航し、支部組合（約500名）のストライキが必至の情勢となったところから、会社側は第二組合員（約800名）による運行を図り、予め車両の分散をはじめ、支部組合がストライキに入った日以降は、第三者の管理する建物等を選び、その日の営業を終わった貸し切り車等から順次回送する方法で数カ所に車両を分散し、これを保全管理していたところ、(1) 支部組合員Aらは多数の威力を示して会社が取引先の甲整備工場に、又、Dらは系列下の乙自動車学校に預託中のバスをそれぞれ多数の組合員と共に搬出しようとして建造物に立ち入った。各建造物侵入罪、共同正犯（130条60条）。(2) 支部組合員Bらは、組合員多数による威力を用いて会社が運行させていたバスを停車させ運転手を強いて立ち退かせそのバスを確保した。威力業務妨害罪、共同正犯（234条233条60条）。(3) 支部組合員Cらは、路上に駐車中のバスを確保するため、約300名の組合員と共に会社側要員丙丁らを殴打するなどして丙丁に傷害を負わせ、該バスを支部組合事務所まで運行確保した。威力業務妨害罪、傷害罪、共同正犯、観念的競合（234条233条204条60条54条1項前段）。棄却。【決旨】該本件車両確保行為は、判示のような諸般の事情に照らし法秩序全体の見地からみると、威力業務妨害罪又は建造物侵入罪の違法性に欠けるところはない。

88. 最判昭54. 10. 9刑集33-6-503【大阪学テ事件】

【事項】昭和36年度全国高等学校抽出学力調査の実施及びそれを妨害する行為の違法性【事実】大阪府立高等学校教職員組合執行委員長A、同組合書記Bは、いずれも昭和36年度全国高等学校学力調査を阻止する目的をもって、多数の同組合員とともに調査実施当日である同年9月26日、調査対象校である大阪府立淀川工業高等学校（定時制課程）に赴いていたが、(1) Aは、同日午後8時頃、同校校長室において、大阪府教育委員会からテスト責任者を命ぜられ該学力調査を実施していた同校校長甲に対し、平手で同人の顔面を4回位殴打した。又、(2) Bは、同日午後7時半頃、同校校長室内の中庭に面した窓際において、大阪府教育委員会からテスト立会人補助者として派遣され該学力調査を円滑に実施するためその実施状況の視察、報告等の職務に従事していた同委員会指導主事乙に対し、「お前もこっちに入れ。」と、外から室内を見ていた同人の右腕を両手でつかんで引っ張った。原審、A、B：各暴行罪。破棄自判、各公務執行妨害罪（95条1項）。【判旨】昭和36年度全国高等学校抽出学力調査実施は、教育に対する不当な支配として教育基本法10条に違反するものではない。従って、本件学力調査には手続上も実質上も違法はなく、これが実施に従事していた者らに暴行を加えた所為は公務執行妨害罪にあたる。

89. 最決昭54. 12. 19刑集33-7-966【岡山県庁事件】

【事項】①失業対策事業等に就労する日雇労働者の団体交渉権②日雇労働者の団体交渉の正当性

【事実】全日本自由労働組岡山県支部委員長A, 同支部勝田分会執行委員長Bは, 岡山県知事が発した失業対策事業の正常化に関する通達の内容を不満とし, 昭和43年9月3日午後0時40分頃同組合員約200名とともに県庁会議室に赴き同県職業安定課長甲らを取り囲み団体交渉を要求したが即答を得られなかったことを不満として同所及び廊下に集団で座り込み, 甲らが外に出られないようにし, 騒然たる状況に至ったので, 同日午後2時15分頃, 管財課長乙から退去の要求を受けたが, 同日午後3時35分頃まで退去しなかった。1審は甲課長の行為は不当労働行為にあたり, 乙の退去要求は正当な理由のない不公平なものであるとして無罪。原審は陳情にすぎないし手段も不当として不退去罪, 共同正犯(130条後段, 60条)。棄却(陳情にすぎないという点は不当とした。)。【決旨】①失業対策事業等に就労する日雇労働者は, その使用者である事業主体に対する関係で団体交渉権を有する。②多数の勢威を背景に実力を行使して団体交渉を迫り, 要求を受けながら県庁庁舎から退去しなかった被告人らの本件所為は, その手段・方法において社会通念の許容する団体交渉ないし団体行動権の正当な行使にあたらぬ。

90. 最判平元. 12. 18刑集43-13-882【日教組スト事件】

【事項】教職員組合における同盟罷業準備行為等の違法性: 地方公務員法61条4号のあおりの企ての罪成立例, 罪数関係【事実】日本教職員組合(日教組)中央執行委員長Aは, 昭和49年春闘として, 日教組傘下の組合員である公立小・中学校教職員らをして賃上げ, スト権奪還等の要求実現を目的とする同盟罷業を行わせるため, 関係役員らと意思を通じ, 日教組第44回臨時大会において, 同盟罷業を行わせること等を決定し, 傘下各都道府県教職員組合委員長あて指示を发出して該指示を伝達するとともに同盟罷業実施体制の確立を指示し, 日教組本部名義の「各組織は闘争体制確立に全力をあげよ。」との趣旨の指令を各県教組あてに发出し, 該指令の趣旨を各県教組傘下の小・中学校教職員多数に対し伝達し, 該指令と同趣旨の記事を登載するなどした日教組教育新聞を各県教組傘下の教職員多数に対し頒布し, 行動要請を教職員多数に対し伝達するなどした。その結果, 昭和49年4月11日全国規模で全1日ストが行われた。あおり企て罪・あおり罪包括1罪, 共同正犯。棄却。【判旨】①日本教職員組合中央執行委員長が, 関係役員と共謀の上, 近日中に傘下の組合員に同盟罷業を行わせることを決定し, 傘下の組織に該決定を伝達して同盟罷業実施体制の確立を指示し, 同盟罷業の日程を決定するなどした本件行為は, 地方公務員法61条4号のあおりの企ての罪を構成する。②日本教職員組合中央執行委員長が, 関係役員と共謀の上, 傘下の組合員に対し, 同盟罷業配置の日を示して闘争体制確立に全力をあげるべき旨を指令し, これと同趣旨の記事を登載した機関紙を頒布し, 予定どおり同盟罷業に突入すべき旨の行動要請をした本件行為は, 地方公務員法61条4号のあおりの罪を構成する。

【資料】

91. 最判平元. 12. 18刑集43-13-1223【岩教組スト事件】

【事項】地方公務員法61条4号のあおりの企ての罪を構成するとされた事例【事実】昭和49年、岩手県教職員組合中央執行委員長Aは、本部役員等と意思を通じ4月11日の同盟罷業の遂行をおおることを企図し、上部団体である日本教職員組合の指令による傘下組合員の同盟罷業に向けて準備活動を重ねてきた上、同盟罷業が20日ほど後に迫ってきた時期の中央委員会において、今次闘争は上部団体の指令によって闘うこととして同盟罷業実施体制確立のため各種会議・集会の開催などの具体的な取り組みを行うことも決定した。1審及び原審は「あおりの企て」には当たらないとして無罪。破棄差戻。【判旨】本件行為は、地方公務員法61条4号のあおりの企ての罪を構成する。【理由】該決定は、指令の伝達などによって同盟罷業の遂行をおおるための体制を維持、継続する作用を有し、一連の経過にも照らせば、まさに同盟罷業のあおり行為の遂行を計画準備する行為であって、同盟罷業発生の危険性は具体的に生じたと認め得る状態に達したものであると認められる。

92. 最判平2. 4. 17刑集44-3-1【埼教組スト事件】

【事項】地方公務員法61条4号のあおりの罪を構成するとされた事例【事実】昭和49年、埼玉県教職員組合中央執行委員長Aは、関係役員と共謀の上、同組合拡大戦術会議において、傘下の各支部役員などに対し、上部団体からの指令により同盟罷業の決行日が正式に決まった旨及び今次の同盟罷業を成功裏に行うべき旨を申し向けるとともに、同盟罷業に際して組合員のとるべき行動を指示し、同会議参加者らを介し、傘下の組合員多数に対し、該指令及び指示の趣旨を伝達した。原審、同盟罷業のあおり罪。棄却。【判旨】本件行為は、地方公務員法61条4号のあおりの罪を構成する。【坂上壽夫補足意見】本件においてあおりの対象となった争議行為は、埼玉県下の広汎な地域において全1日にわたり公立小・中学校の教育に空白をもたらすものであり、これが児童生徒、保護者等を含む国民生活全体に及ぼす影響は、軽視すべきものではないと考えられ、争議行為が行われるに至った事情及び争議行為の規模、態様や職務の性質等に照らしても、本件が違法性を欠如するものとはいいがたい。【園部逸夫反対意見】近時の当審判例のように、財政民主主義の理由から直ちに公務員の団体交渉権及び争議権が憲法上当然に保障されているものではないとの結論に導くのは、いささか性急な理論構成というべきであり、公務員も含めた勤労者に対する憲法上の労働基本権の保障が国民一般の憲法上の諸利益の享受と対立する関係にある場合には、両者の均衡と調和という観点から、具体的な事案に応じ、可能な範囲において、合理的な解釈を施すことが必要である（制限解釈）。…該同盟罷業が強度の違法性を帯びたものであったとは認められない。また、被告人の行為は、同組合の行う同盟罷業に通常随伴して行われる程度のものであったと認められ、被告人のあおりの態様が格別強度の違法性を帯びていたとの形跡もない。

(三) 下級審

1. 名古屋高判昭26. 3. 3高刑集4-2-148【万松館事件】

【事項】通常人の現行犯逮捕【事実】Aら6名は、旅館において岐阜県知事甲ら10数名が文部省係官らと大学設置・昇格問題について会合し、宴席をもうけているのを聞知し、これを政令（飲食営業緊急措置令）違反の現行犯であるから逮捕又は摘発すると主張して同旅館奥座敷に無断で立ち入った。原審は、逮捕目的ではなかったとして住居侵入罪が成立するとした（130条60条）。破棄自判、逮捕目的でも住居侵入は違法。【判旨】何人でも現行犯を逮捕し得るが、司法警察職員、検察官、検察事務官等でない通常人は、逮捕することを義務づけられていないし、又通常人は逮捕するため他人の住居に侵入することは許されない。

2. 福岡高判昭26. 9. 26高刑集4-10-1256【対馬評論事件】

【事項】新聞報道の自由と名誉毀損【事実】Aは、月3回発刊する新聞の編集兼発行人であるところ、昭和24年11月1日発行の新聞紙に甲の珍弁論と題する乙に対する偽証教唆被告事件等の公判記事中に乙の弁護人である弁護士甲の弁論に関して「乙はかつてのリコール委員長であり、町民に信望のある有志だから罪にすることは町の損であるとの見当違いな事を述べ何等関係のない忘れられた問題を引き出し第三者に影響するような珍妙な弁論をして傍聴人を嘔吐せしめた」とのことを自ら執筆掲載した新聞紙2500部を頒布した。原審、名誉毀損罪（230条1項）。棄却。

【判旨】新聞紙がある事件の報道記事に牽連してその表題並びに掲載文の中において嘲侮軽蔑の文辞を羅列し、故らに他人に対する侮辱的意思を表現する記事を包括掲載するがごときは、報道の自由の濫用であって、新聞紙に許容せられた正当行為の範囲を逸脱したものである。

3. 名古屋高裁金沢支判昭27. 6. 20高刑集5-9-1459【瑞源寺事件】

【事項】葬儀魔除刀所持と正当行為【事実】瑞源寺住職Aは、昭和4年の大火に類焼して住職に相伝される寺所有の刀剣1振も焼失した。その後その代換として檀家が寄進し、檀家に行われる葬儀に魔除けの具として使用されていた刀剣は終戦後銃砲等所持禁止令の施行と共に禁令に抵触するに至ったので、Aは、檀徒に諮った上鍛冶職に依頼してこれを3身に分断して上記目的に所持使用した。銃砲等所持禁止令違反罪。棄却。【判旨】①寺院が葬儀の魔除の仏具として刀剣類を所持する場合は、銃砲刀剣類等所持取締令2条但書1号の「法令に基き職務のために所持するとき」に該当しない。②銃砲刀剣類等所持取締令2条但書の規定は、銃砲刀剣類等の所持行為につきその違法性阻却の原由を列挙限定した規定であるから、刑法35条を適用する余地はない。

4. 東京高判昭28. 7. 17高刑集6-7-902【横田基地医務顧問事件】

【事項】米駐留軍医務顧問と無資格医業【事実】連合国による日本占領中、医師免許のないAは米軍から「医師兼顧問」として米空軍横田基地内日本人診療所において日本人に対し医療行為を

【資料】

行った。医師法違反罪。棄却。【判旨】該所為は刑法35条の正当業務行為と解することはできない。【理由】被告人が米軍の「指示」に従ったことは同人の行為を米軍に対する関係において正当ならしめる所以となっても、日本法の適用を受くべき被告人の判示所為を正当業務たらしめるものではない。

5. 福岡高判昭33. 11. 27判時177-30【佐伯市警事件】

【事項】超法規的違法阻却事由の過剰行為【事実】Aらは、昭和28年佐伯市のB宅で開催された共産党員の集会に出席する目的で集合しつつあったところ警備係巡查甲が写真撮影したのに対し、甲を制圧しカメラを奪取したが、その際、甲は傷害を負った。第1審は、強盗傷人罪に該当するが超法規的違法阻却における行為の相当性を逸脱した過剰行為であるとし刑法36条2項の趣旨を準用し刑を免除した。当審は、傷害と暴行との関連を否定し、この点で破棄自判し強盗罪を認定し、その量刑の点で超法規的違法阻却の理論を肯定しつつ、刑の免除はせず、情状酌量した。【理由】法秩序を破壊すること甚だしく超法規的に刑の免除をなすのは相当でない。

6. 福島地判昭34. 2. 20下刑集1-2-428【二本松事件】

【事項】軽微な暴行行為について違法性阻却事由を認めた事例【事実】Aは、自宅において、甲に焼酎の饗応をした際、甲が辞去しようとしたが、今日は死ぬまで飲んでいってくれと両手を掴んで引っ張った。【理由】両手を掴んで引っ張ったことは明かであるが同人を押し倒したことは認められないし両手を掴んで引っ張ったのは被告人が甲に対して無理に焼酎を勧める意図を以て為されたものであってその方法が少しく手荒に過ぎる感じが無い訳でもないが然し世上酒席に於てはその程度のことは敢て珍しいことではなく主客の間の応酬として深く咎むべきものとはいえない。被告人の右認定の所為は外形的には暴行であるけれども社会通念に照せば違法性を阻却するものと解さねばならぬ。

7. 山口地判昭34. 11. 16下刑集1-11-2425【日通山口事件】

【事項】社会事情を考慮した実質的違法性阻却【事実】当時の食糧事情、食糧法体制の下で、相次ぐ出庫拒否の発生、熾烈化のため主要食糧の運送が極めて阻害され、日本通運において空帰りが屢々生じ多額の損失を招きつつ、食糧事務所においてはこれらの事態を解決しえなかった状況下、日本通運係員Aは、内容虚偽の有印公文書を作成行使した。無罪。【判旨】該事案は実質的違法性を欠く場合にあたり正当行為として違法性を阻却する。【理由】法は社会共同生活の秩序と社会正義のために存在するのであるから、法の理念に照らし、ある行為が全法律秩序の精神に違反するかどうかの見地からその違法性を評価決定すべきであって、もし該行為が健全な社会の通念に照らし、全法律秩序の精神からみてその動機目的において正当であり、そのための手段方法として相当とされ、又その内容においてその行為により保護しようとする法益とその行為の結果侵害される法益とを比較して均衡を失しないと認められ、行為全体としても社会的に容認される限りは、たとえ、正当防衛、緊急避難の実定法上の違法性阻却事由の要件を充たさない場合で

あっても、なお超法規的に行為の形式的違法性の存在を覆して犯罪の成立を阻却するものと解するのが相当である。

8. 奈良地判昭36. 3. 13下刑集3-3=4-245【奈良学芸大移転地事件】

【事項】「超法規的違法阻却事由」および「抵抗権」の主張が認められなかった事例【事実】Aらは、道徳教育指導者講習会に反対すべく、24日同講習会会場に故なく立ち入り、又、26日同会場木柵を損壊した。住居侵入罪、暴力行為等処罰に関する法律違反（器物損壊）罪、併合罪。【理由】説得行為の手段として健全なる社会の通念に照らし相当なる手段方法で且つ唯一のもので行為全体として社会共同生活の秩序と社会正義の理念に適応し法律秩序の精神に照らして是認出来るものとは到底考えられない。…憲法違反が明白であり、凡ての法的救済手段が有効な救済たるの見込みがないというようなことはなく、従って本件行為が法の維持又は再建の為最後に残された手段とも亦考えられない。

9. 仙台地判昭36. 6. 27下刑集3-5=6-581【公園劇場事件】

【事項】賃貸人による賃貸建物への立入修理と正当行為【事実】Aは、その所有に係る木造スレート葺2階建劇場1棟を昭和40年6月末日の期限で甲に賃貸していたが、同劇場は老朽建物でありその維持保存のためには根本的な大改修をする必要に迫られていたため、甲に対しかねてから改築を理由に休館するよう申し入れて来たけれども、甲が休館につき多額の補償を要求して譲らなかったためその交渉がまとまらなかった。待ちきれないAは、修理に着手する旨を甲に通告し、劇場に立ち入りその天井、屋根の剥ぎ取りをするにいたった。住居侵入、建造物損壊、威力業務妨害の起訴。無罪。【理由】民法606条により賃借物の保存に必要な場合には、賃貸人は賃借人の意に反してもこれをなし得るものと解されるのであるが、被告人が天井、屋根を引き剥いだのは建物を維持修理するため、つまり建物保存のために必要な行為であると認めざるを得ない。…もとより他の違法な意図をもちながら保存行為を口実に建物に立ち入り、天井、屋根を引き剥ぐとか、或いは映画興業の最中にそのような所為に出るとか公序良俗の見地から妥当と認められる範囲を逸脱している場合においては、犯罪の成立を否定し去ることはできない。

10. 名古屋地判昭36. 8. 14下刑集3-750【愛知大学事件】

【事項】超法規的違法性阻却事由【事実】学生Aらは、警邏中に逃走する職務質問者を追いかけて大学内に立ち入り探索行為に従事中の甲巡査を、学問の自由、大学の自治を侵すものとして捕らえ、縛って文化室に連行し、無理矢理謝罪文を書かせた。公務執行妨害罪、逮捕罪、強要罪、共同正犯、観念的競合、刑の免除。(95条1項60条、220条1項60条、223条1項60条、54条1項前段)。

【判旨】該行為は、いわゆる超法規的違法性阻却事由における行為の相当性を逸脱した過剰行為にあたる。【理由】行為の実質的違法性に関する評価により、違法性を否定される場合には、刑法において、具体的に違法阻却事由として規定されている場合に該らなくとも、なお違法性を阻却する事由の存在を認めるを相当とする。

【資料】

11. 大阪地判昭36. 12. 23下刑集3-1269【大阪証取所労組事件】

【事項】実質的違法阻却事由【事実】Aらは、ジクザク行進等をその承諾を得ないで、又真にやむを得ないような特別の事情なく写真撮影するなどした警察官を逮捕した。無罪。【判旨】該行為についてはいわゆる実質的違法性阻却事由にあたるものと認められる。【理由】被告人等の所為はその動機目的は正当であって、均衡も失せずその手段方法も相当であり、又被告人等の所為は全体として見ても社会通念上許される当然の行為と解されるから、実質的には違法性を欠くものと言わねばならない。

12. 札幌地判昭37. 1. 18下刑集4-1=2-69【北海道学自連デモ事件】

【事項】抵抗権行使の要件【事実】北海道学生自治会連合委員長Aは、学生等約100名が社会党浅沼委員長殺害事件は池田内閣や警察側に責任があるとしてこれに抗議すべく、北海道公安委員会の許可を受けず昭和35年10月13日に不法な集団示威行進等を行った際これを指導した。札幌市条例違反罪。【判旨】該行為は抵抗権行使の要件に当たらない。【理由】危険性を内在する抵抗権の行使には厳格なる制限が付されなければならない。即ち先ず憲法の各条規の単なる違反ではなく民主主義の基本秩序に対する重大なる侵害が行われ憲法の存在自体が否認されようとする場合であり、又不法であることが客観的に明白でなければならない。…客観的にして、国民の集团的英知により初めて抵抗権の行使は合法的たり得る。更に又憲法法律等により定められた一切の法的救済手段がもはや有効に目的を達する見込みがなく、法秩序の再建のための最後の手段として抵抗のみが残されていることが必要であると云わねばならぬ。

13. 東京高判昭37. 2. 20下刑集4-1=2-31【下妻事件】

【事項】一般人が現行犯逮捕する際の実力行使の限度【事実】甲は、深夜帰宅した際、庭先納屋内からAが突然飛び出したので矢庭に手にした竹の棒で2、3回その頭部を殴ったところ、Aが付近にあった空き瓶を投げ付けて逃走したため、棒をもって約260メートル追跡した末、偶々躓き倒れたAを上から押さえて手で殴ったり、指に噛みついたりして取り押さえた。甲の行為は正当な逮捕行為である。【判旨】現行犯人を逮捕するためにある程度の実力を行使することは当然許されるべく、その限度は、逮捕者の身分、犯人の挙動その他その際における具体的状況に応じて社会通念に照らしてこれを定めなくてはならない。…本件における逮捕者が一般人であることを考えれば、逮捕に際し、検察官等逮捕の職責を有する者に要求される節度の期待できないことは当然であり、本件実力行使は社会通念上非難し得ない程度のものであるべきで、「不正」の侵害とすることはできない。

14. 熊本地判昭37. 9. 14下刑集4-9=10-864【荒尾市立3中事件】

【事項】学力テスト阻止と正当行為【事実】教諭で荒尾市教職員組合委員長Aらは、公立中学校における所謂一斉学力テストの実施は教育の自由と独立を侵害するとして、暴行等により校長らの学力調査用紙の搬入を阻止した。公務執行妨害罪、共同正犯。【判旨】該妨害行為に及んだ行

為は、正当行為ないし超法規的違法阻却に当たらない。

15. 東京高判昭38. 3. 19下刑集5-3=4-166【六角橋事件】

【事項】超法規的違法阻却事由（消極）【事実】自宅で無為徒食する未成年のAは、無断で姉名義の預金通帳から金員を引き出し遊興費に費消したり、姉の通勤定期及び財布を取り上げて返さない等の非行を繰り返していたため、母親甲は思いあまって警察官による説諭を求めた。当日、警察官乙の姿を認めたAは、逮捕にきたものと考え裏口から逃げ出そうとしたところ、これを阻止しようとして甲がその進路に立ち塞がった。Aは、逃走目的と且つ憤慨の念にも駆られ、いきなり甲の顔面を数回続けざまに殴打した。原審、暴行につき無罪（超法規的違法阻却）。破棄、暴行罪。【判旨】被告人の該暴行行為は違法性を阻却するものではない。

16. 大阪地判昭40. 4. 23下刑集7-4-628【新富旅館事件】

【事項】法令行為ないし正当行為【事実】Aは、甲旅館に宿泊中の乙に報復の制裁を加える意図で、情を知らないBと共に甲旅館に赴いたところ、乙が旅館内で暴れて硝子窓及び襖を損壊して旅館から逃走しつつあり、旅館主甲より弁償を求められているのを見て、A、B両者は乙の追跡を開始し、追いついてBが箒で乙を殴打し、Aが素足で足蹴りするなどしたところ、乙は川に飛び込んで溺死した。Aは暴行罪（死との因果関係を否定）、Bは法令行為並びに自救行為の代行として無罪。【判旨】Bの該所為は自救行為の代行というべく、自救行為の一部として社会的に見て相当性を有し違法性の阻却される正当行為とも認められる。竹箒による殴打行為も当該状況のもとにおいては逮捕行為（ないし自救行為）として許容される程度を越えたものとはいえない。

17. 東京地判昭41. 1. 21下刑集8-1-44【第2次国会乱闘事件】

【事項】国会内における国会議員の公務執行妨害行為と超法規的違法阻却【事実】日本社会党参議院議員Aは、参議院事務次長甲が参議院本会議開会の場合の職務の執行にあたるべく入場して自席に赴こうとした際、他の社会党議員10数名とともに同人の前に立ち塞がり、両手で同人の革バンドをつかみ、おさえつけるなどして入口の方に押し戻すなどした。無罪。【理由】行為の違法性の判断は、その本質において、元来超法規的ですからある。それ故、もし、行為が、健全な社会通念に照らし、法律秩序全体の精神に背かないものと評価せられるにおいては、これが形式的に構成要件を充足し、かつ、刑法が違法阻却事由として類型化した正当防衛、緊急避難などの要件を具備しない場合であっても、超法規的に行為の形式的違法の推定を覆し、犯罪の成立を阻却するものと解すべき…。

18. 福岡地裁小倉支判昭41. 2. 28下刑集8-2-355【門司信金小森江支店事件】

【事項】団体交渉の際の暴行行為【事実】労組執行部の一員であるA及びBは、外11名と共に甲信金支店長乙に団体交渉を求め拒否されたことに憤慨し、Aは3回にわたり両手で同支店長の左手を掴んで後方に引っ張り、Bは、2回にわたり両手で同支店長の胸部を押した。無罪。【理由】各暴行によって「乙支店長の生命身体の自由に対する法益の侵害」のあったことはこれを認める

【資料】

ことができるが、その侵害の程度は極く軽微なものであり、又同支店長が被告人A，同Bが属する労組の団体交渉の申入れを拒否することによって労働者の団体交渉権を侵害したこと、すなわち「労働者の法益の侵害」のあったこと、更に被告人兩名の社会的危険性は微弱であることをそれぞれ認めることができ、これらの各点を比較、考慮し被告人A，同Bの各外形的所為を社会共同生活の秩序と社会正義の理念の上にとって法律的に処罰すべきか否かを考えれば、該各所為は反社会性が極めて軽微で、違法性を欠くに等しく、遂に違法性を阻却する結果となり、犯罪を構成しないものと解すべきである。

19. 神戸地判昭42. 3. 22下刑集9-3-287【神戸看病残留事件】

【事項】在留期間経過後の残留と実質的違法性【事実】中国人Aは、本邦居住の実母の看病のため中華民国政府発行の旅券をもって入国したが、その病状がはかばかしくなかったため数度期間更新の申請をし認められたが、今回は不許可となり退去勧告を受けたが、なお嘆願書を提出したりして残留した。その間、身柄拘束に対しては仮放免が認められたり、退去勧告が確認されたり、それに対した異議申立したりして、在留特別許可を得た。出入国管理令違反につき無罪。（検察官控訴）【理由】要するに、被告人の前記残留の動機、目的およびその態様が前認定のようなものであってみれば、涉外政策上あるいは在留外国人の管理上、不法残留を処罰しなければならない立法目的に照らし、かつまた法秩序全体の見地からこれを判断すると、該残留に実質的な違法性を認めることは到底できないので、刑法35条の趣旨に則り、罪とならないものとする次第である。

20. 大阪地判昭42. 4. 14下刑集9-4-468

【事項】争議行為と実質的違法性：無罪例【事実】争議交渉に際し、組合副委員長Aは、管理職員甲の挙動が組合との話し合いに反するとしてこれに暴行を加えた。無罪。【理由】行為の動機目的、手段方法やその間の経緯、法益の権衡等諸般の事情を考慮すると、被告人の行為は健全な社会通念に照らし、未だ法秩序全体の精神に反するものとして刑罰を以て臨むべき程度には至っていないものといわなければならない。従って、被告人の行為は、暴行罪の構成要件には該当するが実質的に違法性を具備しない。

21. 東京地判昭42. 8. 31下刑集9-8-1141【全通新宿事件】

【事項】争議行為中の暴行と実質的違法性：傷害例【事実】既存の労組員Aは、労働争議中既存組合から脱退していわゆる第2組合を結成した者らに対する抗議行動に際し組合員約30名と共に甲を取り囲み、他の2，3名の者と共に各別に甲の足を蹴りつけ全治約3日の傷害を負わせたが何れの暴行によるものか不明であった。同時傷害罪，共同正犯（204条207条60条）。【理由】正当な組合活動として社会通念上許容される限度を越えたもので…手段方法において相当性を欠如しているから、…実質的違法性を阻却するものとは認め得ない。

22. 広島地判昭42. 11. 25下刑集9-11-1397【広島建設局事件】

【事項】団体交渉に付随して加えられた軽微な有形力の行使につき、その目的、手段、態様等に照らし実質的違法性がないとして犯罪の成立を否定した事例【事実】全建設省労組本部書記長Aら執行委員3名は、多数組合員と共に懲戒処分に抗議するため、中国地方建設局局長室に押し掛け、局長及び総務部長不在行き先不明で人事課長甲らと押し問答している際、来室した専門官乙に対し、「今日の管理者は誰か、団体交渉は誰とすればいいのか」などと追及し交互に或いは一緒に押すようにして壁際に押しつけた。無罪。（他にも無罪部分、また、有罪部分もある。）【理由】該各行為は法益侵害程度の軽微性、行為の目的の相当性ならびに手段、態様等を総合し、いまだ暴行行為として処罰するに足りる程度の実質的違法性を有しないものと解すべきである。

23. 福井地判昭43. 9. 26下刑集10-9-931【福井放送事件】

【事項】労働争議と可罰的違法性【事実】甲放送組合員Aは、会社との争議中、会社受け付け出入口において、組合員多数と共に団体交渉申し入れのため会社職制らと押し合いとなり、同社営業員乙25歳に対し暴行を加え加療3日間を要する舌咬傷を負わせた。無罪。【理由】正当な意図が認められ、その手段・態様において、社会通念上容認される限界を明らかに逸出したような刺激的計画的ないしは粗暴な反常軌性はなく、被害の程度も極めて軽微であるから、単純にその外形的事実をとらえ、傷害罪を適用して処罰することは、いかにも形式的・皮相的であるといわなければならない。むしろ、憲法28条の趣旨および法秩序全体の精神に照らし、本件行為は全体として、刑法204条の予想する実質的な違法性が、可罰的な程度に達しないほど微弱であるとし、その刑事責任を否定するのが相当である。

24. 仙台高判昭43. 12. 24下刑集10-12-1178【花巻バス事件】

【事項】労働争議と可罰的違法性阻却例【事実】バス会社の労働組合支部長Aは、争議行為に際し、いわゆる職制ないし第2組合員による車両の搬出を警戒するため、同車庫内に格納中のバスのエンジンキーを保管しようとする目的をもって立入禁止の表示を付したロープをくぐって車庫内に立ち入った。原審、建造物侵入罪。破棄無罪。【判旨】使用者の操業継続により、業務の阻害を本質とする労働組合の争議行為が全く実効を欠くものとなるときは、憲法28条の法意にかんがみ、社会通念上許される限度において、労働組合は、争議行為の実効性を確保するため、使用者の操業継続に対する対抗手段をもとることができる。…本件行為はキー保管という目的を有していたとしても、「故なく建造物に侵入」したとするだけの可罰的違法性がない。

25. 高松高判昭44. 3. 28月報1-3-221【帯屋町事件】

【事項】①外国人登録証明書不携帯と可罰的違法性②ビラ貼と可罰的違法性【事実】Aは、①朝鮮人で外国人登録証明書の交付を受けている者であるところ、路上においてその登録証明書を携帯していなかった。また、②法定の除外事由がないのに許可を受けずに他人所有管理の電柱にビラ約8枚を貼付した。原審、①外国人登録法違反罪、②高知県屋外広告物条例違反罪、軽犯罪法

【資料】

違反罪，観念的競合。当審，①につき破棄。【理由】①その実質的違法性は極めて軽微なものといふことができ，被告人の行為は法の予定する可罰性を有しないものと認めるのが相当である。

②もともと右条例および軽犯罪法は，その罪質および法定刑からみても刑罰法規のうちでは比較的軽微な法益侵害を予想しているものといふべきであるから，特段の事情のない限りその違法性が比較的軽微なものまでも処罰の対象として規定されているものと解すべきである。

26. 大阪地判昭44. 4. 8月報1-4-399【電々公社北浜事件】

【事項】争議行為中の建造物侵入・傷害と可罰的違法性【事実】組合支部執行委員Aは，多数組合員と共に，会社側と団体交渉を求めて会社事務所に立ち入り，交渉を拒否しピケを張る職制らと押し合いとなる中で，木製扉が破壊され管理職甲に軽微な傷害を負わせた。建造物侵入・傷害につき無罪。【理由】その法益侵害の程度は現実生じた傷害のそれと比し相当程度軽減して評価すべきであるから，いずれもこの傷害の結果をもって本件組合員等の行為が可罰的な違法性を帯びるに至ったものとはいえない。

27. 大阪地判昭44. 5. 30月報1-5-565【高槻高校事件】

【事項】争議行為における威力有形力行使と実質的違法性【事実】学校側に対して給与改訂等を要求して闘争中の教職員組合組合員Aらは，ほか20名の組合員と共に校長室において，校長の訓示中の発言等が組合活動に対する干渉であるとして抗議し，謝罪等を要求したが，同校長がこれを拒絶して室外に出ようとするや，その前に立ち塞がって，数回にわたり腕組みしたまま両肘で校長の胸部を突いて押し当てたりするなどしたため，校長は床上に転倒するなどして治療約2週間とはいえ軽微な傷害を負った。無罪。【理由】その動機，目的，手段態様，傷害の程度，法益の均衡等諸般の事情を考慮すれば，健全な社会通念に照らし未だ処罰するほどの実質的違法性が認められない。

28. 福岡地裁小倉支判昭44. 9. 16月報1-9-885【戸畑清掃事務所事件】

【事項】可罰的違法性と実質的違法性【事実】Aは，争議に関して生じた指導員甲の行為に抗議する際，怒号しながらそのシャツの襟首を握ったまま同人の胸部を突くなどした。無罪。【理由】社会観念上公序良俗に反した，社会共同生活において容認される限界を明らかに逸出した行為とまで論断することは到底できなく，…可罰的な程度に達しないほど微弱であって，いわゆる実質的違法性を欠くべきもの，と認めるのが相当である。

29. 大阪地判昭44. 10. 20判タ244-299【大阪駅ホームデモ事件】

【事項】駅ホームにおける運賃値上げ阻止デモの実質的違法性【事実】学生約百名は，国鉄大阪駅ホームにおいて国鉄運賃値上げ反対のデモ行進を行った。威力業務妨害罪，共同正犯。【判旨】該所為には，業務妨害の犯意，構成要件の充足，実質的違法性が認められる。【理由】これが社会的に相当として許容される手段，方法であるとは解することができず，…多数の警察官等による警備体制を眼のあたりにした結果，…被告人らが学生の結束を強めて改札口へ向かうべく

デモの形態をとったのは、いわば自然の勢いであったといえないこともないという事情を考慮に入れても、被告人らの行為が実質的に違法性がないものということではできない。

30. 東京高判昭44. 12. 17高刑集22-6-924【参議院乱闘事件】

【事項】国会での公務妨害事件と可罰的違法性【事実】当時社会党議員Aは、他の社会党議員と共に自民党と対抗してなした実力行使の一環として、参議院事務次長甲等に対して暴行を加えた。無罪。棄却。【理由】その行使された有形力の程度はさして強いものとは認め難く、しかも、被告人らは、それ以上にまで発展させることは考えておらず、その際被害の程度も軽微であり、…本件行為は、可罰的違法性を欠き罪とならない。

31. 東京高判昭44. 12. 22月報1-12-1117【大蔵省前デモ事件】

【事項】許可条件違反の集団示威運動の正当性【事実】Aは、昭和41年10月11日公務員共闘第8次統一行動における集団示威運動に指揮班責任者として参加したものであるが、日本教職員組合員など約600名が、公安委員会の付した許可条件に違反して大蔵省正門前道路上において座り込んだ際、Bらと共に謀の上座り込みを指示した。原審、社会的に相当な行為として違法性阻却。破棄、超法規的違法阻却事由の存在を否定、都条例違反罪、共同正犯。【理由】その目的、手段いずれの点からみても正当性ないし相当性、補充性を認めることはできず、…いわば権利の濫用ともいうべき、…交通秩序の維持という法益がそこなわれることとなるのは明らかであって、かような結果を一般国民の側において受忍しなければならないとする特段の法律上の理由を見出しがたい。

32. 大阪高判昭45. 3. 27判タ255-245

【事項】市職員組合の組合活動中の暴行事犯と実質的違法性【事実】市職員組合と市当局との時間外勤務に関する紛争の過程において、組合側が夕方以来団結権の一環として行ってきた自主給水の僅かな未了部分につき、組合側の意向を確かめないうちに当局側において管理職のみによる給水作業を強行したため、書記長がこれを所長に抗議していた際、所長代理が性急に警察官の導入を図ったため、組合側はこれを阻止しようとして物理力の行使に出た。原審、暴行につき無罪。棄却。確定。【理由】被告人の本件行為は、外形的には刑法208条の暴行罪の構成要件に該当するけれども、それが労使間の紛争過程において発生したものであり、その暴行の程度も軽微で反社会性が希薄であると考えられるうえに、その動機目的、手段方法、法益の権衡、ここに至るまでの経緯その他諸般の事情を考え合わせ、さらに…法秩序全体の精神に照らすと、被告人の本件行為は、未だ可罰的評価を受けるに値するものとは認め難く、実質的に違法性を欠き、罪とならない…。

33. 東京地判昭45. 5. 14判時598-45【東大医学部事件】

【事項】建造物（安田講堂）侵入と超法規的違法阻却（消極）【事実】東京大学医学部等学生は、所謂インターン制の完全廃止及び研修協約の締結を目的としてストライキを決議し、その指導部として全学闘争委員会を選出して昭和43年1月29日ストライキに入り、当局に処分撤回等諸要求を突き付けたが大学当局は応じず、全学闘争委員会は安田講堂を占拠して紛争を全学的に拡大し

【資料】

て闘争を有利に展開しようと諮ったが各クラスの支持を得られなかった。そこでAらは6月15日早晩学生ら約80名と共に警備員の制止を排除し、施設のある正面玄関扉を押し開け一団となって講堂に立ち入った。建造物侵入罪。【判旨】学生が大学当局に対して一定の実力行使に出ることを全面的に否定することは困難であるとしても、この場合における実力の行使は、授業放棄等の行為はともかくとして、人身に対する暴力の行使、建造物や器物の損壊、あるいは大学職員の制止を物理的に排除して一定の場所を占拠する等の方法であり、到底許されない。【理由】該所為はその動機目的においても、手段方法においても、相当性を欠く。

34. 京都地判昭45. 10. 2判タ255-223【東大路デモ事件】

【事項】ジグザグ行進と実質的違法性【事実】京都大学医学部学生Aは、登録医制度に抗議する集団行進に際し、約100名の学生らと共に参加し、許可条件に違反して東大路通りにおいて午後2時半頃約3分間にわたりジグザグ行進を誘導した。京都市条例違反罪。【理由】該行為は社会通念上容認された相当性の限度を超えており、…それ相当の実質的違法性をそなえ、可罰的評価を免れることはできない。

35. 福岡地裁小倉支判昭45. 10. 19判タ255-231【弾薬輸送阻止事件】

【事項】米軍弾薬輸送阻止行為の実質的違法性【事実】北九州大学外国語学部学生Aは、他の学生20名位とともに、米軍用弾薬を輸送する貨物自動車の直前にすわり込むなどして運行を阻止した。威力業務妨害罪、道路交通法違反罪、共同正犯、併合罪。【理由】総合し被告人の行為全体を法秩序に照らし検討してみると、その行為は社会生活上通常是認される限度をはるかに超えたものと言わざるを得ず、刑法35条の法意に徴し到底正当行為と目することはできない。

36. 東京高判昭46. 2. 15月報3-2-84【第2次羽田事件】

【事項】羽田空港ビル内における無許可集団示威運動の指導につき可罰的違法性がないとした事例【事実】A、B両名は、日中友好協会関係者ら約300名が、昭和42年11月12日午後2時40分頃から同3時5分頃までの間、羽田空港ビル内国際線出発ロビーにおいて無許可で「佐藤首相訪米阻止」などのシュプレヒコールを行うなどして氣勢をしめし駆け足行進の集団示威運動を行った際、これを指導した。東京都公安条例違反につき無罪。棄却。【理由】たとえ無許可の集団示威運動を指導したとしても、そこに公共の安寧に対する直接且つ明白な危険がなく、可罰的な違法性が認められない限り、その者に対しては敢えて重い刑罰を以て臨むべきものではない…。

37. 神戸地判昭46. 3. 31判時652-102【神戸米領事館座込事件】

【事項】路上無許可座込みと可罰的違法性【事実】A、B両名は、昭和43年1月15日「米原子力空母の日本寄港反対」を目的とする集会に伴う集団的示威運動に参加し、午後4時42分頃参加者約150名が許可条件に違反して神戸アメリカ総領事館前北側路上に約7分間座り込むなどした集団示威運動を教唆し指導した。道路交通法違反罪成立。兵庫県公安条例違反については可罰的違法性を欠くとして無罪。【理由】（第2次羽田事件のそれと同旨。）

38. 大阪高判昭46. 4. 21月報3-4-501【日本鉄工労組事件】

【事項】労働争議と可罰的違法性【事実】会社本社組合副組合長Aは、脱退組合員らで組織する第2組合書記長甲が、従業員の出勤カードラックに反駁ビラを差し入れていることを聞知し、誹謗しつつ該ビラを抜き捨てて甲の行動を阻止するため肘で突きのけ、逃れようとする甲の腕を組むようにして引っ張り組合事務所に連れ込み、糾弾し、逃れようとする甲を再度連れ戻すためBと共に中に挟み込んで両腕を抱え約60メートルの構内通路を連行した。原審、暴行罪および逮捕罪。破棄無罪。【理由】その目的、態様、被害の程度、これと被告人らが保護しようとした組合の利益との比較権衡および本件背景をなしている各事情から実質的に考察する場合には、その違法の程度において可罰性を帯有するにいたるまでの犯罪行為とはみなしがたい。

39. 岡山地判昭46. 5. 29月報3-5-721【玉島市議会事件】

【事項】市議会議場立ち入りと実質的違法性【事実】Aらは、3市合併議案が定例市議会本会議において提案されるや、該議案の審議を妨害して可決成立を阻止するため、約40名位と共謀のうゑ、管理者の意思に反して開会中の市議会議場内へ立ち入った。なお、市長は市民に納得のゆく説明なく反対議員に対しては当日合併議案を審議する旨の通知もせず、反対の市民の声を機動隊の実力で押し切って会議が開催されたものであった。この点無罪。（退去命令書をまるめて捨てた行為については公用文書毀棄罪の成立が認められた。）【理由】その動機、目的、態様、事態の緊急性、法益の権衡からして、外形的には建造物侵入罪の構成要件に該当するとはいへ、その罪責を問うに値する程の実質的違法性がなく、被告人にその刑事責任を負わせるのは相当ではない。

40. 津地判昭46. 9. 29月報3-9-1250【三重自労組事件】

【事項】無許可の示威行進の指導等が可罰的違法性を欠く事例【事実】全日本自由労働組合三重県支部執行委員等責任者Aらは、昭和36年12月20日午後11時頃から、越年闘争要求貫徹等のため三重県庁玄関前広場で傘下組合員約1200名が無許可で集団示威行進を行った際これを指導したり、要求貫徹総決起大会を指導し、又、22日に至るまで数次にわたり広場、通路、道路等で同様の集団示威運動を指導するなどした。この点無罪。（なお、他に不退去罪及び暴行罪の成立は認められた。）

【理由】示威行進の態様、時間、距離、道路の状況、一般通行人等に対する交通妨害の程度等を考慮すると、本件道路上における各示威行進は、そのみでは、きわめて犯情の軽微なものとして、三重県公安条例7条所定の構成要件が予想する可罰的程度の実質的違法性を欠くものといわざるをえない。

41. 京都地判昭47. 4. 4月報4-4-685【京大医学部DC入試妨害事件】

【事項】大学院入試妨害と正当行為：可罰的違法性欠如例【事実】京大医学部研修生Aらは、かねて青年医師連合が標榜する大学医局制度改革運動の一環として、京大支部として医学部大学院博士課程入学試験のボイコットを決議していたところ、同研修生甲がこれを無視して該入学試験を受験しようとしていることを探知し、同人をして受験を断念させるため、約10数名とともに、

【資料】

入学試験場において甲を取り囲み断念を説得したが甲が応じないため、甲を押したり引っ張ったりして試験場外へ強いて連れ出し、試験場へ戻ろうとする同人に対して突き飛ばしたり立ち塞がり押し返したりして取り囲み甲の脱出を不能ならしめた。監禁につき無罪。【理由】該暴行行為は、背信行為者に対する組織防衛のやみ難い心情から発した行為で、その動機、目的において十分に首肯するに足り、その態様においても社会通念上許容される限度を超えていない。…それは被告人らに対して刑罰を科さなければならない程違法性に大きいものがあるとはいえない。

42. 大阪地判昭47. 4. 11月報4-4-758【国労宮原事件】

【事項】いわゆる政治的抗議ストにつき正当な争議行為として可罰的違法性を欠くとされた事例

【事実】国鉄労働組合大阪地方本部執行委員長A、同書記長Bは、日韓条約批准反対の国労の意思を世論に訴えるための手段として、実力により日本国有鉄道の列車の運行を阻止しようと企図し、国労組合員等多数と協議の上、昭和40年11月12日午後7時頃から、国労組合員千数百名とともに、宮原操車場構内に立ち入り発着線路付近に立ち塞がり座り込むなどして約1時間にわたり列車の発着を阻止した。威力業務妨害等につき無罪。【理由】労働者の争議行為に対し刑事制裁をもって臨むときは、ややもすると労働基本権を侵害する結果を招き易いこと、および刑法は社会倫理規範をその基底に有し、これに違反し高度の反社会性を有するものみに対し刑罰という強い国家的非難を加えるものであることに鑑みると、被告人等の本件威力業務妨害の所為は、いまだこれに対し刑事制裁を加えなければならない程の違法性を有するまでには至っていない。

43. 大阪地判昭47. 4. 21判夕285-316【吹田市役所事件】

【事項】市当局と地域住民との集団的交渉と実質的違法性【事実】部落解放同盟大阪府連合会吹田支部の指揮下にある车友会では、同会員が自動車運転免許を取得するについて同会が市の全面的な援助を要求し市当局と集団交渉していたが、同会員Aは、昭和41年5月30日、他30数名とともに吹田市当局に対し受講及び受験のための旅費の支給並びにその間の生活費の保障等を要求するため、吹田市役所に交渉に赴き、助役室において、助役甲57歳と集団で交渉中、甲が交渉を打ち切り退室しようとしたところ、その態度に憤慨し、約10名の会員等と共に共同して甲を追いかけ身体を壁に押し当てネクタイを引っ張る等した。暴力行為等処罰に関する法律違反につき無罪。

【理由】言動の主観的意図、意味、内容、実害ないし脅威の程度、本件当日までの経緯、背景、当日の交渉の経緯など諸般の事情を総合して判断すると、該言動は暴力行為等処罰に関する法律1条および1条の3に外形的に該当するとしても、特に社会一般の処罰感情を刺激する程度には至っておらず、健全な社会通念に照らし未だ処罰すべき程度の実質的違法性を有していない。

【理由】言動の主観的意図、意味、内容、実害ないし脅威の程度、本件当日までの経緯、背景、当日の交渉の経緯など諸般の事情を総合して判断すると、該言動は暴力行為等処罰に関する法律1条および1条の3に外形的に該当するとしても、特に社会一般の処罰感情を刺激する程度には至っておらず、健全な社会通念に照らし未だ処罰すべき程度の実質的違法性を有していない。

44. 大阪地判昭47. 4. 28判夕283-256【阿倍野高校国旗掲揚事件】

【事項】校長との団体交渉と可罰的違法性【事実】大阪府立高等学校教職員組合副執行委員長A

は、阿倍野分会の教職員等とともに昭和40年2月9日午後1時頃から、校長室において、国旗連日掲揚の撤回を要求して校長甲と交渉していたところ、午後4時頃及第判定会議に出席するため、

甲が退室するのに対し、Aは先回りして会議室よりの地点で甲の前に立ち、一方的な交渉打ち切り抗議するとともに交渉の継続ないし続行を求めた。これに対し、甲は「どかんか。」等と大声で怒鳴ったので待機中の他の教職員も同所に駆けつけるなど騒然となった。興奮した校長はAに詰め寄り押しのけようとする行為を繰り返したのに対し、Aは交渉の継続を求めつつ両手で校長の肩や胸のあたりを数回押し返したが、数分後主事乙が会議室の扉を開けて校長を会議室に押し込んだ。公務執行妨害につき無罪。【理由】事件の背景事情、被告人の行為の動機、目的及び手段、方法、法益侵害の程度などの諸事情を考慮するならば被告人の行為は、健全な社会通念からみて、未だ公務執行妨害罪として処罰に値するほどの可罰的違法性を具備していない。

45. 東京地判昭47. 5. 1判タ279-363【東大教養学部事件】

【事項】学生大衆団交と教員監禁の実質的違法性【事実】東大教養学部学生自治会委員長Aは、全共闘運動を強力に推進し、同自治会は機動隊導入などに抗議して無期限ストライキに入り、駒場共闘会議は教養学部学部長甲と団交を行ったが決裂し、同自治会は学部当局に対しますます対決姿勢を強めた。その折、Aらは教養学部教授会が通称教職員会館で開かれていることを聞知し、事態未解決のままでの授業再開を阻止し、当局のそれまでの態度等について責任を追及するため、他数十名とともに昭和44年3月3日午後6時頃、約180名の教官が出席して授業再開問題等を協議中の会議室に乱入し学部長甲、評議員乙らに審議内容を詰問し、その間順次増加した学生百数十名は通路にバリケードを築いて監視し暴行を加えるなどして教官の脱出を阻止し教官121名をして翌日まで脱出できないようにした。監禁罪。【理由】諸事情を考慮に入れても、…その被害の程度が著しく軽微であったとは認められず、またその手段も相当であったとはいい難く、結局違法性を具備する。

46. 鳥取地裁米子支判昭47. 8. 29月報4-8-1475【米子労音等事件】

【事項】滞納処分としての搜索差押阻止行為と可罰的違法性【事実】Aは、米子勤労者文化センターにおいて、米子労音に対する入場税等、米子労映画演に対する入場税の滞納処分として警察官による警備のもと相当多数で搜索差押をしていた広島国税局職員甲、乙等に対しその執行をやめさせる目的で他の労音関係者らと一緒に大で「処分をやめろ。殴らねばわからんか、月夜ばかりではないぞ。覚えておけ。」等と怒号した。なお、本件搜索差押執行手続は適法な立会人を置かず、第三者帰属財産を差押えた点に明白な瑕疵があり、また、「私物だから。」と言って搜索を拒否したにすぎない者に対し、「邪魔をすると、公務執行妨害罪で逮捕する。」と申しつけたり、女性職員のハンドバックの中まで調べようとしたりして、そのやり方に可成り不当な点があった。公務執行妨害につき無罪。【理由】諸事情をも参酌すれば、被告人の本件所為は、その被害法益との関連において一応やむを得ない行為（すなわち、社会的に相当な行為）であって可罰的違法性を欠くものと認めるのが相当である。

【資料】

47. 札幌高判昭47. 12. 19判タ289-295【北大本部事件】

【事項】大学の建物の一部を封鎖・占拠中の学生らによる現住建造物放火等につき超法規的違法性阻却事由の主張を退けた事例【事実】北海道大学学生Aらは、その要求貫徹のため大学本館建物をバリケード封鎖してたてこもり、学長らの再三の退去要求にかかわらず退去せず、機動隊導入に際し、建物に放火するなどした。現住建造物放火罪等。棄却確定。【理由】該所為はその目的に拘わらず社会的に相当な行為であるとは到底評価することはできず、被告人らに超法規的違法性阻却事由があるとはいえない。

48. 東京高判昭48. 4. 26判タ306-294【光文社事件】

【事項】ピケライン防衛行為と実質的違法性【事実】第1組員Aら6名は、結成された第2組合の活動が組合の統制を乱し争議行為を無効化すると考え、ピケッティングを張って警戒していたところ、第2組員で会社総務副部長甲がそれを破ろうとするのに対し説得する目的で取り囲み、暴力団からなる会社側の警備員の襲撃を避けるためその支配範囲から逃れるため甲の離脱を防止するため有形力を行使し約2000メートルを移動した。原審、行為を分断し一部有罪、一部無罪。破棄、全体として無罪。【理由】本件は、なお外形的には、逮捕罪にあたるようにみえるが、被告人らの守ろうとした利益とその侵害した法益との権衡、労働組合法、刑法を含む法全体の精神からみて、果して危険な反社会的行為、特に刑法上の犯罪としなければならないほど常軌を逸したものと言えるか頗る疑わしく、逮捕罪として処罰するに足る実質的違法性を備えていない。

49. 大阪高判昭51. 10. 12月報8-9=10-410【万博駅事件】

【事項】駅構内不退去等と可罰的違法性【事実】Aらは、日本万国博覧会の粉砕を標榜し、阪急電鉄万国博中央駅コンコースにおいて、70名ないし90名と意思を通じ、デモ行進したうえ座り込み、乗降客の正常な通行を阻害し、駅員の退去要求に応じなかった。原審、無罪。破棄、不退去罪、威力業務妨害罪、共同正犯、観念的競合。【理由】被告人らの本件行為は憲法の保障する表現の自由の範囲を逸脱し、かつ、急迫不正の侵害又は現在の危難があったとは言えず、法秩序全体の見地からこれをみると、その動機、目的、手段、方法、態様及び法益侵害の程度、その他諸般の事情に照らして刑法上の違法性に欠けるところはない。

50. 東京高判昭51. 11. 8判時836-124【立川市役所事件】

【事項】私人の現行犯逮捕における必要性・相当性【事実】立川市役所前広場において基地移駐促進派学生集団約30名が集会を開き、その指導者甲は立看板撤去の演説をして反対派（Aも所属する。）の立看板を素手で殴打して同僚乙と共に市庁舎に入っていく、残余の者は一団となり立看板を破壊して立ち去った。その後、Aは、市職員らと共に後片付け中、庁舎から出て来た甲に対し市議Bが抗議するのに加わり甲らと口論となり、甲が突きかかってきて取組合いとなって、甲の顔を殴打し転倒させるなどして全治3週間の傷害を負わせた。Aにつき、1審、傷害罪。破棄自判、無罪。【判旨】該所為は社会通念上同人の抵抗を排除し、逮捕を容易にするための実行使とし

て必要かつ相当と認められる程度をこえたものではない。

51. 大阪高判昭52. 2. 7判時863-120【はぐるま座事件】

【事項】超法規的違法性阻却事由の肯否（消極）【事実】日中友好協会（正統）京都府本部主催の劇団の公演に入場し、観客席にいた警察官を主催者側の者らが発見し、会館の応接室に連行して難詰し、更に舞台へ連れ出し、マイクを突きつけて執拗に謝罪を要求するなどして約1時間半退出出来ないようにした。原審は超法規的違法性阻却を認め無罪とした。破棄、監禁罪、共同正犯。【理由】正当防衛、緊急避難以外の違法性阻却事由は、法令による行為、正当業務行為を含めてすべて同法35条に包含されることになり、それ以外に法規に何ら根拠を持たない超法規的違法性阻却事由を認める必要性はない…。諸事情を総合し法律秩序全体の見地からみた場合、被告人らの本件行為は許容される限度を超えるものといわなければならない、刑法35条の正当行為として違法性が阻却されるものとは認め難い。

52. 東京高判昭55. 10. 7月報2-10-1101【清和マンション事件】

【事項】私人の現行犯逮捕と監禁【事実】Aらは、居室に侵入した窃盗犯人甲を縛り逮捕したが、その被害を弁償させたほうが得策であると考え、後手に手錠をかけるとともにBらに見張りをさせるなどしてその自由を拘束したが、翌朝、甲はAらの厳しい追及に耐え兼ね、拘束による恐怖等からBの間を見て窓から約8メートル下の路上に飛び降り、路上に転倒して受傷死亡した。監禁致死罪、共同正犯。棄却。【判旨】私人が現行犯人を逮捕したのち、警察官に引き渡すことなく被害弁償目的で長時間手錠をかけるなどして拘束を続けたときは監禁罪が成立する。

53. 福岡高裁那覇支判昭56. 2. 2判時1008-204【名護事件】

【事項】私人の現行犯逮捕【事実】Aは、山間の派出所もない部落で、酒癖の悪い従弟甲が飲酒の上隣家のおばを強姦致傷させたのを聞知し探索中、走ってくる甲を発見し車に乗せようと、嫌がって空瓶を振り回したりAの足を殴打したりして抵抗する甲を背後から抱きかかえて地面に落としたり、尻を2、3回蹴りつけて車に乗せ、警察署まで連行した。その際甲は左脛骨骨折の傷害を負った。無罪。棄却。【理由】該所為は、私人による現行犯逮捕のための必要かつ相当な限度内の行為と認められる。

54. 大阪高判昭56. 3. 10月報13-3-140【矢田市民館事件】

【事項】部落解放同盟員による差別文書糾弾のための監禁行為と可罰的違法性【事実】部落解放同盟員Aらは、教職員組合支部役員選挙における立候補者が組合員に配布した挨拶状が差別文書であると判定し、その推薦人甲ら2名を更に1名を追加し市民館まで連行し会場から脱出できないようにし、場所を替えるなどして最盛時250名余の教職員らの前で自己批判を要求するなど約15時間余糾弾を継続した。原審は可罰的違法性がないとした。破棄、各監禁罪、共同正犯、併合罪。

【理由】本件の具体的態様に徴すれば、本件の背景事情、経緯、動機、目的等、…の諸事情を充分勘案しても、被告人らの行為は、社会的に相当と認められる程度を明らかに超え、法秩序全体の

【資料】

見地から、いまだ可罰的評価に値しないとはいえない。

55. 千葉地判昭56. 3. 11月報13-3-197【成田1次代執行事件】

【事項】抵抗権の行使としての超法規的違法性阻却事由の肯否等【事実】Aらは、「三里塚・芝山連合空港反対同盟」と称する団体に属し又はこれを支援するものであって、新東京国際空港の用地買収交渉に応じないのみならず、いわゆる一坪地主運動を展開するなどして、新空港の建設を阻止しようとしていたものであるが、新東京国際空港公団が土地収用法に基づく強制収用を企図し諸方策を執行することに対し、共同してこれを阻止すべく暴行脅迫等を行った。公務執行妨害罪、傷害罪、威力業務妨害罪、暴行罪、往来妨害罪、凶器準備集合罪等。【理由】いわゆる超法規的違法性阻却事由が認められるためには、その動機・目的が正当であることは言うに及ばず、その手段・方法も社会通念上相当とされる範囲内に留まり、法益の権衡性を充足したうえ、行為全体として社会共同生活の秩序と社会正義の理念に合致することを要すると解すべきところ、…本件にあたっては…その手段・方法・態様において社会的相当性を逸脱している。

56. 東京高判昭57. 1. 28高刑集35-1-1【花畑東小事件】

【事項】障害児教育運動過程における侵入行為と実質的違法性【事実】障害児の親Aは、城北養護学校から花畑東小学校（普通学校）への転校を申し出、当局側は養護学校登校が適当としてそこへの登校を促し、一方、Aは障害児の普通小学校における総合教育を求める支援者らとともにたびたび請求を行い運動を続けた。そこで該小学校長甲は支援者と職員との小競り合いを防ぐため管理権に基づきAらの小学校への立ち入りを禁止したところ、Aらは小学校の門扉を乗り越えて校内に侵入し、小学校長甲に共同暴行を加え、他の教諭乙に暴行を加えた。建造物侵入罪、共同暴行罪、暴行罪。棄却。【判旨】該所為は、障害児の総合教育の実現のための運動という目的においては正当であるが、その手段としては相当なものとはいいがたく、実質的違法性は阻却されない。

57. 東京高判昭57. 6. 28月報14-5=6-324【ユーザーユニオン事件】

【事項】消費者団体の役員である弁護士及び自動車技術者が、複数の自動車製造・販売会社から自動車の欠陥に基づく損害賠償請求等の理由で多額の金員を要求した事案の一部について、社会通念上忍受すべき権利行為に当たるとして恐喝罪の成立が否定された事例

58. 東京地裁八王子支判昭59. 2. 24月報16-1=2-136【ヤマキマンション事件】

【事項】市長の給水契約拒否の正当性【事実】東京都武蔵野市長Aは、山基建設が市の制定する「武蔵野市宅地開発等に関する指導要綱」に従っていないことを理由として、同マンション業者及び入居予定者らからの給水契約の申し込みを拒否した。水道法違反罪。【理由】被告人は、山基建設には水道法、建築基準法等なら法規違反の点はなく、設計変更等の努力もあり、一応の成果をあげており、山基建設と反対住民との間では最早話し合いは決裂し、互譲の余地もなく、設計変更等付近住民からの具体的要求のないことを十分に知りながら、なお、指導要綱の遵守を強

要すべく指示し給水契約の締結の拒否に至ったのであり、行政指導とはいえ、その許される範囲を超えたものであり、社会的相当性を有せず、違法性を阻却せず、可罰的違法性を有する。

59. 水戸地裁土浦支判昭61. 3. 18判夕589-142【岐陽高校事件】

【事項】懲戒行為に当たらない事例【事実】高校教師Aは、研修旅行中その担任するクラスの生徒で、携帯禁止され校則に違反してヘアードライヤーを使用した生徒甲16歳に対し、正座させ反省の色がないなどとして憤激のあまり平手や手拳で頭部を殴打し、倒れた同人の側頭部を踏み付け、同人が繰り返し謝るのにも耳をかさず肩を蹴りつけその後頭部を壁にぶつけさせ、腹部を足蹴りするなどした結果、まもなく甲は急性循環不全により死亡した。傷害致死罪。【理由】本件行為は私的感情によるものというべきで、たとえ、被告人が当初は教育的意図を有していたとしても、本件行為自体は、教育的懲戒とおよそ無縁のものと評するほかない。

60. 金沢地判昭62. 8. 26判時1261-141【小松中事件】

【事項】教師の体罰と正当行為【事実】保健体育教師Aは、担任の生徒甲13歳が学習意欲に乏しく遅刻や忘れ物が多いなど基本的な生活習慣も身につけていないうえ虚言癖もあるなどのため自分が親代わりのつもりで接触指導していたところ、当日も遅刻し教科書等を忘れて登校したことから、真剣に反省させるため、予告どおり殴打を決意し、宿直室において4回往復びんたを加え、さらに組み合わせをとらせて柔道の体落としのような形で甲を投げ付け、畳上に転倒させてその後頭部を打ち付けさせた結果、甲は頭部打撲に基づく硬膜下血腫、脳挫傷等により死亡した。傷害致死罪、懲役2年6月執行猶予3年。【理由】往復びんたが教育上の指導措置としてなされたことが明らかであるが、たとえ教育上の措置のための行為であっても、体罰が許されないことは、学校教育法11条に明記されているところである。…投げ付けた行為も、殴打行為と密接な関係にあり、体罰の一環としてなされたものと認められるから、違法である。

61. 横浜地裁川崎支判昭62. 8. 26判時1261-144【川崎特殊学級事件】

【事項】教師の体罰と正当行為【事実】小学校特殊学級教師Aは、本人の能力を伸ばすためには体罰もやむを得ないとの考えから、屢々体罰を加えていたが、当日知的障害のある甲8歳が書き初め展出品の作品を完成せず、指導を聞かず、歌を歌うなどするのに立腹すると共にこの際厳しく指導すべきであると考え、甲の側頭部を手拳で、数回殴打するなどしたところ、甲は硬膜外血腫等の傷害を負い死亡した。傷害致死罪、懲役3年。【理由】純粋に教育的懲戒を加える目的で行ったものとは認められず、私的感情を加えたうえ、怒りにまかせて暴行を加えたもの。

62. 東京高判昭63. 11. 30判時1303-60【週刊フライデー事件】

【事項】週刊誌記者の取材活動の限界【事実】写真週刊誌の契約記者Aは、編集部において、テレビタレント甲の愛人関係について取材することになり、専門学校前で甲を認めるや、所携の録音機を同女の方に差し出すようにして、「甲さんですね。一寸話を聞かせて下さい。」などと言いながら、同女に近づいたところ、同女がAを無視して通り過ぎようとしたため、同女を引き留め

【資料】

て取材しようと考え、右肩に掛けたバッグの紐に添えていた同女の右手の手首と肘との間付近を左手で掴み、同女と向かい合うような状態のまま、同所1階の駐車場前付近まで同女を押しして行き、逃れようとして抵抗する同女の体を、同所に駐車中の車の後部に数回押し当て加療約2週間の頸部捻挫及び腰部挫傷の傷害を負わせた。原審、傷害罪。棄却。【判旨】被告人のかかる行為が、取材記者として許容されるべき正当な活動の範囲を著しく逸脱した違法なものであることは、多言を要しない。

63. 東京地判平元. 3. 14判時1346-160【中野下着盗事件】

【事項】私人の現行犯逮捕【事実】甲19歳身長168センチ体重53キログラムは、共同住宅敷地内において、A身長175センチ体重73キログラムが乙方ベランダから女性の下着を窃取して逃走するのを発見し、これを逮捕するためAが着ていたジャンパーの襟元付近を掴み、近くのプロック塀にAを押し付け、あるいはジャンパーを掴んだままAを振り回すなどし、さらにこれを振りほどき逃走するAを追跡し、10メートルほど離れた地点において再度Aを捕らえたが、その間にAの大腿部を数回蹴るなどした。なお、Aは甲の顔面に頭突きを加え全治約1週間の打撲傷を負わせた。A：窃盗罪、傷害罪、併合罪（確定）。【理由】私人が窃盗犯人を現行犯逮捕しようとしてその大腿部を数回蹴るなどしたことは、現行犯逮捕に伴う有形力の行使として許容される限度内にある。

64. 福岡高決平3. 3. 12判時1386-156【久留米中央病院前事件】

【事項】警察官のけん銃発射行為の正当性と付審判【事実】福岡県巡査部長Aは、4月20日午後6時15分頃、久留米中央病院前路上において、普通乗用自動車の運転席に乗車中の甲38歳を公務執行妨害等の現行犯人として逮捕する職務を行うにあたり、ナイフを突き出す甲に対し、その上腕部に所携のけん銃を1回発射したところ、弾丸は同人の右上腕中央部を貫通し、右側胸から胸腔に入り、左側胸部に達する盲管射創を生じそのため甲は外傷性出血により死亡した。特別公務員暴行陵虐致死罪の可能性。【理由】被疑者は、威嚇射撃を一度も試みることなく、しかも、最早一刻も来援を待つことはできず、今直ちにけん銃を発射しなければ制圧、逮捕が不可能もしくは著しく困難になるという緊迫した状況に立ち至ったわけではないのに、いきなり甲の上腕部めがけてけん銃を発射しているものであって、けん銃を発射する以外に他に手段がないと被疑者において信ずるに足りる相当な理由があったということはできない。（裁判によりAは無罪となった。後掲参照）

65. 東京地裁八王子支決平4. 4. 30判夕809-226

【事項】警察官が職務の執行に際して拳銃を発射し、1名を死亡させ、他の1名に重傷を負わせた事案について、警察官の行為は、正当防衛に該当するとともに、警察官職務執行法7条等に規定する適法な武器の使用にも当たるとして、付審判請求が棄却された事例【事実】警察官Aは、甲乙兩名に対し職務質問をした際、甲はいきなりAに頭突きを加え、Aが警棒を用いてその暴行を制止しようとする、甲乙はAの身体につかみかかりAが路上に転倒すると、乙が警棒を奪い、

これでAの頭部を強打した。Aは抵抗を抑止するため、拳銃を取り出して警告すると、甲はその銃身を掴みこれを奪おうとし、更に、座り込んでいたAに覆いかぶさるように襲いかかった。Aは、甲に対し拳銃を発射しその胸部に命中させ甲は死亡し、さらになおも攻撃をやめない乙の脚部に拳銃を発射し大腿部に命中傷害を負わせた。【決旨】該拳銃発射は警職法7条、刑法35条等により正当化される。

66. 大阪地判平4. 7. 20判時1456-159【大阪経法大拳法部事件】

【事項】大学の日本拳法部における「しごき」の正当行為性（消極）【理由】スポーツとして行われる格闘技及びその練習が正当行為として違法性を阻却されるためには、スポーツを行う目的で、ルールを守って行われ、かつ相手方の同意の範囲内で行われることを要する。

67. 広島高判平6. 10. 31判時1545-116【美ノ郷事件】

【事項】警察官のけん銃使用の違法性【事実】広島県巡査部長Aは、不審者の通報を受け、B巡査と共に該地に赴き、通報にかかる者と思われる甲24歳が歩行しているのを見つけ、その住所等を尋ね始めたところ急に逃走したためこれを追跡したところ、甲が右手に折り畳み式果物ナイフを持っていたことから現行犯逮捕しようとして更に逃走する甲を追跡したところ、甲が該ナイフを振り回してAの接近を拒もうとしたため、けん銃を発射し左手手指等に命中させ、更に逃走する甲を追跡し、はで杭を振るって抵抗する甲に対し再びけん銃を発射し、左乳房部銃創による心臓及び肝臓貫通等に基づく傷害により失血死させた。原審、無罪。破棄、特別公務員暴行陵虐致死罪。【理由】甲が被告人に対してはで杭を振るって抵抗し攻撃をしてきたとしても、この段階においては、まだ甲の制圧逮捕や自己に対する防護等のために被告人がけん銃を取り出して甲に向けて発砲することが必要であると認めるべき相当の理由があるとはいえず、かつ、同人の身体に向けて発砲した被告人の行為が「事態に応じ合理的に必要と判断される限度内のもの」であったと認めることもできないから、被告人のけん銃発射行為は警職法7条本文の要件を欠き違法である。

68. 福岡高判平7. 3. 23判夕896-246【久留米中央病院前事件】

【事項】警察官の拳銃使用による加害行為を警職法7条但書1号に適合するとし、その違法性を阻却した事例【事実】巡査部長Aは、同僚3名と共に、前妻に対する傷害容疑で刃物所持の男甲の任意同行ないし緊急逮捕の命を受けて出動した。張り込み開始後妹方から出てきた甲に対し3名の警察官が任意同行を求めようと声をかけたところ、甲は刃渡り12.6センチの切り出しナイフで1名の警察官の額部に切創を負わせ逃走しようとした。各警察官は公務執行妨害罪等の現行犯人として逮捕しようと警棒等で制圧を試みた。甲はナイフを振り回して抵抗し、タクシー会社の車に乗り込み逃走しようとした。警察官Bが大声で数回警告して車輪に拳銃を3発発射したが、甲は逃走を開始した。Aは別のタクシーの助手席に飛び乗り追跡を開始した。甲車がパンクで停止した。Aは、甲を車中で制圧しようとして近付くと甲のナイフでの抵抗を受け最初は特殊警棒

【資料】

で対応していたが、制圧できず、「抵抗すると撃つぞ。刃物を捨てろ。」と数回警告した後、甲の右腕関節部を狙い拳銃を発射したが、その瞬間甲が体をねじったこと等により弾丸は腕部から胸部へ貫通し、甲はまもなく出血死した。抗告審により付審判（前記参照）。【判旨】①本件発砲行為は防衛行為としての相当性の範囲を逸脱しており、正当防衛には該当しない。②本件行為は正当な職務行為として刑法35条により違法性が阻却される。…被告人の本件発砲行為は、警職法7条にいう凶悪犯人である甲の抵抗や逃亡を防ぎ、逮捕するための必要かつ相当な職務行為と認められるので、同条の要件を充たす適法な武器使用と認められ、刑法35条に定める正当な職務行為として適法性が阻却される。〔原審〕 福岡地判平5. 4. 7（法政研究61-2-427）

69. 東京地判平8. 1. 17判時1563-152【元日劇ダンサー事件】

【事項】親権の行使としての逮捕監禁の正当性【事実】元日劇ダンサーでオウム真理教の信者であったAは、教団所属のBら3名と共謀し、2月4日、長女甲19歳を不良な生活環境から引き離すためと称して、通行中の甲を車内に無理矢理に押し込み、教団施設まで疾走させ、同月18日までの間監視して施設内から脱出できないようにした。逮捕・監禁罪、共同正犯（60条、220条1項）。

【理由】被告人の本件行為は、正当な親権の行使とは言えず、違法性は阻却されない。

70. 福岡高判平8. 6. 25判時1580-150【福岡女子校体罰事件】

【事項】高校教諭の体罰の正当性【事実】女子高校の教諭Aは、自己が副担任を務める学級の教室において、放課後、先の簿記テストで所定の成績に達しなかった生徒を対象に再々テストを実施したところ、受験対象者でない女子生徒甲が、テスト開始後も教室内の自分の席に座って鏡で身だしなみを整えていたため、早く帰るように注意したが即座に席を立たなかったばかりか、校則違反のスカート丈を元に戻させようとする指示にも素直に従わず、その過程でAに口答えと受け取れるような言動をしたことに憤怒し、何回か強く顔面を平手打ちした上、力を込めて同女の肩付近を2回連続して突き、更に左手で右側頭部付近を下から上に突き上げるなどしたところ、同女は頭部をコンクリート柱等に激突させ急性脳腫脹により死亡した。原審、傷害致死罪、懲役2年。棄却。【理由】当初の目的は正当であったかもしれないが、その手段方法は被害者を突き飛ばした以降は明らかに正当性の範囲を逸脱していた上、被害者との対応の過程でその当初の目的すら忘れ去り、遂には教育の名に値しない私憤に由来する暴行に終わったもので、まさしく違法な体罰であった。

71. 名古屋高判平9. 3. 12判時1603-3【戸塚ヨットスクール事件】

【事項】スパルタ式ヨット訓練等の正当性【事実】ヨットスクールの校長AやコーチBらがスパルタ式のヨット訓練などを生徒に対して行った結果、生徒らが死亡したり行方不明になるなどした。原審、傷害致死罪、監禁致死罪等、執行猶予。破棄、実刑判決。【理由】全体を考察するに、被告人Aらは、訓練生らが情緒障害に陥った原因を個別かつ科学的に究明し、情緒障害の原因・程度に応じて特別合宿生の人権を尊重しながら訓練を施す考えはなく、苛酷な暴行を加えて訓練

を続け、特別合宿生が健康を損ねてもなお同様な方法で暴行を加えて訓練を続けさせたものであり、治療矯正を意図したとしてもこのような方法による訓練をする目的に正当性は認められない。

72. 広島高判9. 7. 15判時1624-145【風の子学園事件】

【事項】懲罰としての監禁の正当性【事実】瀬戸内海に浮かぶ島で、いわゆる非行、登校拒否、情緒障害等の問題を有する児童等の矯正施設を標榜する「風の子学園」を開設した上、園長としてこれを主宰・経営するAは、平成2年7月から平成3年7月にかけて、預かった園生5人を鉄道貨物用コンテナなどに閉じこめ、うち2人を熱射病により死亡させたほか、1人に脱水症等の傷害を負わせ、また、1人に対してはその身体に2度にわたって蚊取り線香の火を押し付けて火傷を負わせた。原審、監禁致死傷罪、傷害罪、観念的競合、併合罪。棄却。【理由】本件各監禁の場所、監禁の態様等に徴すると、所論のいう矯正のための懲罰その他如何なる名目をもってするにせよ、本件のような監禁行為そのものが社会通念上許容されるものではなく、正当業務行為というには程遠い。

73. 東京高判平10. 3. 11東高刑時報49-6【平塚事件】

【事項】私人による現行犯逮捕の必要性・相当性【事実】Aは、路上で甲らいわゆる暴走族に対し集団蛇行運転の危険性につき大声で文句を言ったところ、並進位置にいた甲が、原付車に乗車したまま、右足でA車のドア付近を蹴りつけて逃走したため、これを追跡し袋小路に追い詰めたところ、甲が反転し間隙を走り抜けようとして暴行を加えるところを甲の身体をつかまえ、掴み合いとなり取り押さえたが、その際手拳や付近にあった木の棒で殴打するなどして甲に加療約2週間の傷害を負わせた。1審、傷害罪。破棄、無罪。【判旨】現行犯逮捕をしようとする場合において、現行犯人から抵抗を受けたときは、逮捕しようとする者は、警察官であると私人であるとを問わず、その際の状況からみて社会通念上逮捕のために必要かつ相当であると認められる限度内の實力を行使することが許され、たとえその實力の行使が外形上は刑罰法令に触れていても、刑法35条により罰せられないものと解するのが相当である。